

令和3年第1回竜王町議会定例会（第4号）

令和3年3月22日

午前9時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（第4日）**

日程第 1 一般質問

## 一 般 質 問

- 1 土砂災害対策について……………鎌田勝治議員
- 2 町道鏡七里線の道路整備について……………鎌田勝治議員
- 3 西横関地先の大洞川の改修は……………貴多正幸議員
- 4 竜王町公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定状況は……………貴多正幸議員
- 5 予約制乗合ワゴン「チョイソコリゅうおう」について……………岡山富男議員
- 6 さくら団地から山中出口橋間の道路改良を……………岡山富男議員
- 7 ふるさと納税返礼品「近江牛」の地域資源認定について……………中村匡希議員
- 8 町ホームページで移住定住情報の充実を……………中村匡希議員
- 9-1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る対応について……………磯部俊男議員
- 9-2 新型コロナウイルスワクチン接種について……………森島芳男議員
- 10 魅力ある竜王町の農業振興について……………磯部俊男議員
- 11 独居高齢者等への継続的な支援事業の状況は……………大前セツ子議員
- 12 マイナンバーカードの普及促進は……………大前セツ子議員
- 13 竜王町国民健康保険診療所（歯科）の「歯科診療のあり方検討」について……………澤田満夫議員
- 14 IBMグラウンド跡地の現在の状況について……………森島芳男議員
- 15 橋梁長寿命化修繕計画について……………尾川幸左衛門議員
- 16 惣四郎川の樋門、樋管について……………尾川幸左衛門議員
- 17 東近江地域鳥獣被害防止計画に基づく町の実組は……………福田優三議員
- 18 竜王町コンパクトシティ化構想について……………橋せつ子議員
- 19 令和3年度の国民健康保険税について……………橋せつ子議員
- 20 新型コロナウイルス感染症に対する経済支援について……………橋せつ子議員
- 21 GIGA（ギガ）スクール構想事業と無線周波数電磁波対策について……………橋せつ子議員
- 22 幼稚園の認定こども園への移行について……………橋せつ子議員

## 2 会議に出席した議員（12名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 森島芳男  | 2番  | 中村匡希   |
| 3番  | 福田優三  | 4番  | 鎌田勝治   |
| 5番  | 橘せつ子  | 6番  | 尾川幸左衛門 |
| 7番  | 大前セツ子 | 8番  | 澤田満夫   |
| 9番  | 磯部俊男  | 10番 | 貴多正幸   |
| 11番 | 岡山富男  | 12番 | 小西久次   |

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

|                   |       |          |      |
|-------------------|-------|----------|------|
| 町長                | 西田秀治  | 教育委員会教育長 | 甲津和寿 |
| 副町長               | 杼木栄司  | 総務主監     | 市田重宏 |
| 住民福祉主監兼<br>発達支援課長 | 奥浩市   | 産業建設主監   | 井口清幸 |
| 会計管理者             | 小森久美子 | 総務課長     | 間宮泰樹 |
| 未来創造課長            | 凶司明德  | 未来創造課付課長 | 白川賢治 |
| 中心核整備課長           | 森徳男   | 税務課長     | 川嶋正明 |
| 生活安全課長            | 寺嶋要   | 住民課長     | 中寫幸作 |
| 福祉課長              | 西村忠晃  | 健康推進課長   | 中原江理 |
| 農業振興課長            | 中山孝彦  | 商工観光課長   | 岩田宏之 |
| 建設計画課長            | 市岡忠司  | 上下水道課長   | 森岡道友 |
| 教育次長              | 知禿雅仁  | 教育総務課長   | 町田啓司 |
| 学校教育課長            | 山添美実  | 生涯学習課長   | 込山佳寛 |

## 5 職務のため議場に出席した者

|        |      |    |       |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 西川良浩 | 書記 | 中野ゆかり |
|--------|------|----|-------|

開議 午前9時00分

○議長（小西久次） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和3年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 一般質問

○議長（小西久次） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、4番、鎌田勝治議員の発言を許します。

4番、鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 令和3年第1回定例会一般質問。

「土砂災害対策について」。

令和2年3月の全員協議会で、土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域の違いについて町より説明を受けました。その際に資料として提供された竜王町土砂災害警戒区域位置図については、その後ハザードマップとして作成され、今後、全戸配布により住民へ周知されると承知しています。しかしながら、従来の全戸配布のみでは、対象地域の方々への周知は十分ではなく、より効果的な周知を図る必要があると考えます。

そこで、以上を踏まえて次の3点について伺います。

1、土砂災害警戒区域に指定された地域住民へのさらなる周知方法と万一、土砂災害が発生した場合の具体的な対応策は。

2、災害に強い基盤づくりの観点から、鏡山のえん堤等の整備は進められているが、その進捗は。

3、現在、竜王町地域防災計画の見直しがされていますが、平成26年3月に策定された前回の防災計画から、土砂災害対策も含め、何を改善し、今回の計画にどのように反映されるのか、重要なポイントを示していただきたいと思っております。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 鎌田勝治議員の「土砂災害対策について」の御質問

のうち、私からは1点目と3点目の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問ですが、土砂災害から住民の命を守るため、県は昨年10月30日に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を新たに指定され、本町の区域指定については、土石流、もしくは急傾斜地の崩壊を対象とした土砂災害警戒区域が42か所、土砂災害特別警戒区域が29か所指定されています。

なお、今回の指定に当たっては、県が令和元年6月から現地調査を行い、土砂災害防止法の制度や調査結果について、町防災センターにおいて説明会を開催されました。

今年度、竜王町洪水浸水・土砂災害ハザードマップを作成しており、4月に全戸配布を行い、住民への周知を行います。特に対象地域の方々には、土砂災害のリスクを十分に理解していただき、災害時の避難等の行動につなげていただけるよう、土砂災害に係る対象地域のある自治会へは、個別に説明会を実施したいと考えます。

また、土砂災害への対応といたしまして、気象情報や現地情報等から災害発生のおそれがあるときは、対象地域の住民等へ避難情報等を発令し、安全に避難していただけるよう努めます。万一、災害が発生した場合は、この4月に区長様に配布いたしますタブレット端末による情報のやり取りや町災害対策本部応急対策班による現地調査等で災害状況を把握します。その上で、消防等の関係機関と連携しながら、被害の状況に応じて道路の啓開や救助等の災害対応に当たりたいと考えます。

次に、3点目の御質問ですが、今回の竜王町地域防災計画の見直しでは、大きく5つの修正をしております。

まず、1つ目ですが、令和3年度から運用します竜王町防災行政情報システムについて、新たに追記し、災害時における情報伝達の迅速性の向上や分かりやすい情報の提供に努めます。平常時にも防災に関する情報等の発信を行い、有効に活用してまいります。

2つ目は、災害時の避難場所について、竜王町公民館を新たな指定避難所（指定緊急避難場所）に指定し、早期の自主避難を希望される方を対象に一時的に開設する自主避難所として位置づけ、地域住民等の安全確保を図り、避難体制の強化に努めます。

3つ目は、町内には大規模な工場や集客施設が立地しており、震災時等には帰宅困難者が多数発生すると予測されるため、新たに帰宅困難者対策を定め、施設

管理者に対し必要な物資の備蓄や帰宅困難者の安全確保等に協力いただくよう要請します。

4つ目は、平成29年に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等（要配慮者利用施設）について地域防災計画で指定し、情報提供や避難確保計画等の作成について定めることとなったため、新たに追記し、要配慮者の安全確保と支援体制の強化に努めます。

5つ目は、町が発令する避難情報を、気象庁等が発表する気象情報や水位情報を踏まえた警戒レベルとともに発令することとなったため、警戒レベルに対して住民等が取るべき行動について追記します。あわせて、避難勧告等の発令基準についても修正を行い、適切なタイミングでの発令、的確な情報伝達に努めます。

今後におきましては、地域防災計画に基づき、有事の際には一人ひとりが状況に応じた的確な行動が取れるよう、日頃から防災訓練等を積み重ね、自治会、事業所、関係機関等との連携を図りながら防災力の向上に努めてまいりたいと考えます。

以上、鎌田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 鎌田勝治議員の「土砂災害対策について」の2点目の御質問、「鏡山のえん堤等の整備の進捗」にお答えいたします。

平成25年9月の台風18号による集中豪雨によって、鏡山では、道の駅かがみの里の西側、国有林内、谷田池の上流の3か所で大きな山地災害が発生しました。緊急性の高い、かがみの里の西側の災害対策工事は、平成25年度補正予算が措置され、県中部森林整備事務所により、山腹工0.3ha、土留め工16基が平成26年度に実施されました。平成30年度に、国の林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署による竜王山国有林復旧治山工事、谷止工1基と山腹工0.14haが実施されました。さらに、谷田池の上流において、平成30年度から令和元年度に県による保安林治山工事、谷止工1基が実施され、平成25年の台風18号による鏡山での山地災害に関する工事は、令和元年度末に完了しています。

以上、鎌田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 鎌田議員。

○4番（鎌田勝治） この土砂災害の危険箇所については、令和2年3月に全員協

議会で説明を受けたわけですが、要は警戒区域に当たっているところは、実は美松台で1か所ございまして、今回、私もいろいろ話を聞く中で初めて知ったのが、砂防堤というのは違うということで今回、質問はえん堤ということにさせてもらっているんですが、台風18号のときに、災害が起こってから鏡山に登って、いろいろ現地を見させてもらったんですけども、いわゆる土石流が発生している箇所があったということで、正直、その状態を見たときにはびっくりしました。

そういったことは、この先起こる可能性が高いわけですね。私が一番問題にしているのは、何かが起こってからやるのではなくて、やっぱり起こる前の防止策というのは非常に大事やろというふうに思って、今回そのえん堤という部分について質問させていただきました。

結果としては、令和元年度に終わっているということなんですけど、これはあくまでも、いわゆる積水側の山の話をしているわけで、正直、美松台の住民からしますと、美松台の上の山は何も触ってないじゃないかということになるわけです。

したがって、再質問としては、美松台側の山についての計画というのは全くないのかどうか、そこをまず1つ伺います。

その上でもう一つ、実際の、今、警戒区域に当たっている対象の方々に対しては、自治会で説明会を行うということなんですけど、私が自治会長をやっていた経験からしますと、恐らく美松台の住民にアナウンスをして、集まってきてもらった方々にいろんな説明を行うというスタイルだと思うんですけども、問題は、やっぱり対象になっている方々だと思うんです。

今回、4月に全戸配布で周知を行うという回答でしたけれども、結果として、恐らく対象に当たっている方々が認識をされない方が多分多いんじゃないかなという気がします。その上で、もうちょっと突っ込んだ周知の仕方というのができないのかどうか、そこをもう一度伺います。

以上、2点、よろしく願いいたします

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長

**○建設計画課長（市岡忠司）** 鎌田議員の再質問、1点目についてお答えいたします。

土砂災害の警戒区域に指定されまして、特に美松台の上、鏡山側について、何らかの対策は行われぬのかという御質問であるかと思えます。

まず、鏡山の山域について、少し御説明をさせていただきたいと思えます。

鏡山の山域につきましては、大きく3つのエリアに分かれているかと思えます。

まず1つ目は、鏡山の山頂を取り巻くエリアでございまして、ここにつきましては国有林ということで、先ほど農業振興課長のほうから説明もございましたが、林野庁のほうで管理されております。林野庁におきまして、災害時の復旧でありますとか、山域の保全の対策工事が行われてございます。

それより下の山域につきましては私有林ということで、主に保安林でございまして、県の森林事務所のほうで治山事業ということで工事が行われております。

さらに下の、山の谷が川に変わる、このあたりから下につきましては、県の土木事務所のほうで、砂防事業ということで対策が行われてございます。

このように鏡山の山域につきましては、エリアによって一定の役割分担の中で施設整備なり、山域全体の保全ということで行われてございます。

この中で、今現在ですけれども、国なり、県なりにおいて、新たな施設整備については予定されていないということで聞いてございます。

しかしながら一方、土砂災害の警戒区域、また特別警戒区域ということで新たに指定されましたので、区域としましては本来、ソフト対策といいますか、危険の及ぶ範囲はどのあたりかということをはっきりと明らかにしまして、避難体制とか、緊急時の対応を充実させようということが趣旨ではございますけれども、警戒区域に指定されたということは、やはり一定の危険性が及ぶ可能性のあるエリアということでございますので、ハード面の対策として、何か取り得る対策やここに適した対策があるのであれば、町としましては、県等に対しまして要望等をしていくべきであるというふうを考えてございます。

砂防施設につきましては、県の土木事務所のほうに確認をさせてもらっておりまして、対策工事につきましては、一定の要件、例えば影響を受ける家の戸数ですとか、あと、公共施設があるのかとか、事業費が幾らぐらいかかるのかとか、そういったところで要件がございまして、県とは一度、協議を行ってまいりたいと考えてございます。

また、県の砂防機関とは、合同で砂防危険箇所につきましてはパトロールも行ってございますので、直接現地を確認させていただいて合同で点検をする機会もございまして、そういったところも活用させていただいて、共通認識の中でハード的な施設整備について何かふさわしい対策ができるのかどうか、そういったことについて協議を行ってまいりたいということで考えてございます。

以上、鎌田議員の1点目の再質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 寺嶋生活安全課長。



**○生活安全課長（寺嶋 要）** 私のほうから、鎌田勝治議員の2点目の、土砂災害警戒区域等のおそれのあるところについての踏み込んだ周知の仕方につきましてお答えしたいと思います。

土砂災害警戒区域につきましては、美松台の部分でいきますと、先ほど鎌田議員がおっしゃいましたとおり1か所でございます。そのほかに、県が図上で独自に調査されました危険箇所というのがほかにも2か所ございます。そのことから、やはり住宅への被害があるというようなことで過去に、平成30年の台風21号のときに、美松台自治会との土砂災害警戒情報の発令時に係る避難について、急遽ではございましたけれども、どのように避難をさすかというような話の中で、美松台さんにおきましては23班ございますけれども、該当区域に当たる部分を抽出して11班というような形にし、軒数もその当時268軒ということで、班単位に避難をさすというようなことで一応話をさせていただいております。

今回の周知の部分についても、美松台さん全体となりますと、なかなか自分のことということで考えるのは難しゅうございますので、事前に自治会さんとお話をさせていただく中で、特に対象区域にお住まいの方を限定して呼びかけをしていただいて、周知に当たりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、鎌田勝治議員の2点目の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** 恐らくそういう回答になるんだろうなというふうに思います。

一つはお願いですけど、例えばいろんな配付物がありますけれども、その配付物を、これは本人次第なんですけど、やっぱり見ない人は見ないですね。本当に伝わらない、周知の難しさというのは、私もよく分かります。だからこそ、本当に命の危険があるところに対しては、やっぱり強く強く訴えていかなきゃいけないなというふうに思うところであります。ぜひお願ひしたいと思います。

再々質問ですが、ちょっと話は飛ぶかもしれませんが、地域防災計画の中身についてです。

これは、平成28年第3回定例会で一般質問がされたときの執行部側の回答なんですけど、当時、土砂災害に対して充実したマニュアルというのが存在しないということもあって、そこの見直しを図る中で、一つは専門家の知見を活かすということがありました。もう一つは、職員の知識を上げるといいますか、レベルを上げるということで、研修等を使って、そういう専門家に近い職員を育てると、

その2つのことがそのときの答弁でされていたんですが、そのことが今回の防災計画に盛り込まれているのかどうか、そのところを再々質問として伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 鎌田勝治議員の再々質問にお答えしたいと思います。

土砂災害につきましては、やはり専門的な部分がございますので、毎年職員に對しまして、防災に関わります現地を知っていただく部分で年1回の研修会をさせていただきます。その中で、一応土砂災害につきましては、ちょっと専門家までとはいきませんが、県の職員を招いて土砂災害の知識を得るというようなことで研修をした経過もございます。

今回のマニュアルについては、具体的な部分について、地域防災計画の中で、先ほど回答させていただきました警戒レベルとともに避難のやり方というものをうたっておりますので、それに基づきまして気象情報、また、県の土木情報防災システム等、いろいろな部分を活用しながら、それを見た中で、まずは一番に避難をしていただくことが大事ですので、その部分について防災計画の中でうたっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、鎌田勝治議員の再々質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 鎌田議員の再々質問について、私のほうからもお答えしておきたいと思ひます。

今、生活安全課長が申しあげましたように、いわゆる災害時で、一番先頭に立って地域の皆さんとか現場をコントロールするのは、役場の職員でございます。以前やと、竜王町役場の職員は、9割方竜王町出身の者で、ここの地先のここやと言うたら、大体は行きますんですけど、やっぱりそのことも含めてしっかりと町内の危険箇所、また、そういった大事な要所となるところについて現場を知っておかないと、有事のときに動きが取れないと、あわせて、防災機能という意味では、日野川ダム、蔵王ダム、こういった施設をどういふように管理者と連携を取るかということも大事でございますので、確か新川の決壊以降、毎年7月に入るまでに、そういった現場の確認ということで、基本的には全員参加で現場を回らせてもらったりとか、今、土木職員の方から御指導を受けているというようなことでございます。そういう意味では、災害時に当たる指揮官として、現場のほうに着実に把握できるということを職員が自ら情報共有し、徹底をさせてもらっているところでございます。

ここ2年間、幸いにも大きな台風とか、すごい豪雨ということは多くはなかったわけですが、いつ何時起きるかも分からないと常に行政側も心配しているところがございますので、そういったところからも徹底をさせてもらいたいと思いますので、町のほうの思いというのもお伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○4番（鎌田勝治）** それでは、2問目に移ります。

「町道鏡七里線の道路整備について」。

先日、町道鏡七里線において、鏡集落センター前付近の歩道整備が完了し、特に松陽台・鏡地区の通学児童たちにとっては、交通安全対策の一環として一定の効果が期待できると考えます。しかしながら、今回の整備区間は蛇行する道路の屈曲部2か所のうち1か所に留まっており、町担当課に確認したところ、現時点では整備区間を延長する計画はないとのことでありました。

しかし、残り1か所の屈曲部は、既に整備された区間より歩道の幅員が若干広いものの、同様に道路が急カーブしており、大型車両がすれ違う際の歩道通行者への危険性に大差はないと思えます。

また、近隣の鏡工業団地の企業に加えて、アウトレット行きの路線バスの運行や滋賀山面工業団地への企業進出により、当該区間の大型車両の通行頻度は以前より確実に増えています。

したがって、当該地域の抜本的な交通安全対策は、歩道整備だけではなく、既存の道路そのものの改良や道の駅「竜王かがみの里」の開発計画と連動したバイパスの整備にあると考えますが、町としての考え方及び今後の方針について伺います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 鎌田勝治議員の「町道鏡七里線の道路整備について」の御質問にお答えいたします。

町道鏡七里線の鏡集落センター前付近については、急なカーブが2か所あり、その歩道については、地域の子どもの通学路となっております。このことから、通学路の交通安全対策として、今年度は2つのカーブのうち、1か所の歩道を拡幅し、併せて車から歩行者を守るため、歩車道境界部にガードパイプを設置しました。また、2つのカーブのうち、残りの1か所についてもカーブが急であ

り、大型車両が通行する際には、スムーズなすれ違いが難しく、状況によっては、歩道の歩行人に危険を及ぼすおそれもあると認識しております。

このことから、さらなる交通安全対策として、残りのカーブ箇所については、議員仰せのとおり、歩道だけでなく、車道も含めた改良が必要であると考えております。現在、当箇所約30メートルの区間について、工事設計の精査を行っているところであり、次年度に、着実に実施できるよう進めてまいります。

次に、道の駅「竜王かがみの里」の拡張計画と連携したバイパス整備については、町道鏡七里線から道の駅までのアクセス道路計画として、過年度より検討してまいりました。平成27年度には概略設計を行い、その後も法線の検討や関係機関との協議を重ねてまいりました。

また、竜王かがみの里については、平成28年1月に、重点道の駅に選定され、敷地の拡張についても検討を行い、現在は、国において駐車場拡張事業を進めていただいております。令和3年度には、竜王かがみの里隣接地の有効活用について検討を行う予定であり、併せて道路整備についても、検討を行います。その後、関係機関との協議が整いましたら、令和4年度及び令和5年度に、測量、設計等を予定しており、令和6年度には、隣接民有地第2期分について取得予定でありますので、これを踏まえ工事に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

当該道路計画については、課題や検討事項が多々ございますが、地元や関係機関と連携を図り、周辺地域の交通安全対策につなげられるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** 私の確認不足もあって、計画がないというふうに私は言いましたが、実際には計画があって、それが進んでいるというふうに理解しております。

その上で、先ほどの土砂災害対策のえん堤の問題と同じことになるかもしれませんが、いわゆるハード対策というのは非常に難しいということ、私も理解しております。

したがって、お金がかかる、住民の税金を大事に使うという観点からすると、緊急かつ危険性というのが大きな問題だというふうに思います。

2019年に、皆さんの記憶にもまだ新しいと思いますが、大津市で起こった

保育児童の事故ですね。これは、2人の児童が亡くなるという非常に痛ましい事故でございました。そのときに、大津のほうで行われた対策というのが、いろいろあるわけですが、あの当時、滋賀県の中で、危険箇所というのが1,500か所以上あったと。1年後、いわゆる昨年5月に危険箇所に対してどんだけ対策を打ったのかというと、せいぜい110か所ぐらいしか対策を打ってない。いわゆる1割も満たないわけです。それぐらいハード対策というのは難しいんだろうなという、この数字から見ても、そういうふうに見えると思うんです。

そこで、大津市がやったのは、いわゆるソフト事業といいますか、GISという、簡単に言えば、マップ上に交通事故に対する危険箇所を明示する、過去10年ぐらいのデータを集めてそういうマップを作って、それを関係機関に配布するというやり方をされたそうです。

そこで私の再質問としては、ハード対策が難しい中で、そういうソフト対策というものを町としてはどのように考えておられるのか伺います。

**○議長（小西久次）** 寺嶋生活安全課長。

**○生活安全課長（寺嶋 要）** 鎌田勝治議員の再質問について回答させていただきます。

交通安全の部分につきましては、日頃から竜王町、警察、団体等を通じまして啓発等を行っているところでございます。また、子どもたちの安全という部分につきましては、竜王町のほうから交通指導員という形で十数名の方をお願いをし、1日、15日の交通安全日には、各交差点等の危険なところに立っていただいて、子どもたちの通学に対しての御指導もいただいているところでございます。また、新年度になりますと、新しい1年生も入ってこられますし、新しい6年生というようなことで、旗振り指導という形で交通指導員さんが学校に出向いての指導もさせていただいているところでございます。

今、鎌田勝治議員から御提案いただきました地図上に落とすというようなところで、今回、整備しました防災情報システムの部分でそういう地図に落とすような機能もございますので、防犯灯とか、町内のカーブミラーにつきましては、今まではペーパーに落としていたんですけれども、その部分を防災情報システムを活用しながら、そこに電子データとして落とすしていくというようなことができますので、鎌田議員がおっしゃいました交通危険箇所についても活用できたらと考えております。

以上、鎌田勝治議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 鎌田議員。

○4番（鎌田勝治） ちょっと質問の仕方を間違えました。

今、課長がおっしゃったことについては、実は、美松台は美松台で独自にそういうマップを作っていて、それが十分に活用できているかどうかは別としまして、そういうことを私が自治会長時代からずっとやってまいりました。

それは従来のやり方であって、私が質問したのは、そういう従来のやり方だけではなくて、それをちょっと超えたところで何かこういうことを今考えているんだということを、実はお聞きしたかったんですが、それが無いということですから仕方がないと思います。

再々質問ですが、さっきの竜王かがみの里の拡張計画に基づくバイパスの計画という話になるんですけれども、今、国道8号のバイパス計画を考えようというところでもありますから、恐らくそことの兼ね合いも含めてかがみの里の開発計画をどうするのかと、大きなところでそういう計画を多分考えないといけないと思うんです。国道8号のほうはかなり時間のかかる話になりそうですので、そうすると、それまで放っておくのかという問題もあるでしょうから、難しい問題はあると思うんですが、そこを踏まえた上で、今のかがみの里を中心としたエリアの開発計画と、それから今の鏡七里線とのバイパスをどうするのかという問題を、どの程度町として考えておられるのか、そこをもう一度お尋ねします。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 鎌田議員からの再々質問ということで、国道8号の整備ということにも関係しますので、私のほうからお答えしておきたいと思います。

かがみの里の道の駅ですけれども、この地区の開発については、竜王町全体のバランスある発展という観点からも、極めて重要な部分だと思っております。そういう意味で、あそこを拠点に北部地域の活性化をさらに進めていきたいという観点で今、いろいろな意味で進めているところではありますが、並行して国道8号の整備ということで今、期成同盟会、また、いろんな団体も含めた要望をしております。

その前提として、私が国道事務所長に話をしておりますのは、今回の8号バイパスのルートとといいますか、どういうところを通すのかということが今、まさしく御指摘のあった、かがみの里の有り様ということにつながってきますので、もちろんそれも大きなテーマとして、ぜひ早期のルート決定をお願いしたいと申し上げているところでございます。国道事務所長にはこのことについて理解を深め

ていただいております、そういう意味を含めて考えていこうと、こういう段階ではあります。

したがって、大篠原から老蘇の森までのルート決定とを関連させながら、またもう一つ、今の地区の道路整備ということも絡めて計画的に進めていこうと、その中には、もちろん国に対する早期のルート決定に伴う調査費の計上なり、調査区間の指定と、こういうものを併せて進めていきたいと思うところでございます。ここの兼ね合いは非常に難しいんですけれども、おっしゃるとおり国道8号が全然違うところを走るといようなことになりますと、また連携がうまく取れませんので、そういう前提で我々としても考え、要望し、進めていきたいと思っております。

今の御質問に対する一部かもしれませんが、お答えといたしたいと思えます。  
以上です。

**○議長（小西久次）** 次に、10番、貴多正幸議員の発言を許します。

10番、貴多正幸議員。

**○10番（貴多正幸）** 令和3年第1回定例会一般質問として、2問の質問をさせていただきます。

まず、1問目といたしまして、「西横関地先の大洞川の改修は」について伺います。

西横関を流れる大洞川は、特に旧中山道を越えてから護岸が古く、一部については、今年に入り滋賀県において護岸の修復をしていただいたところでもあります。

しかしながら、国道477号を越えてからの数百メートル部分については、護岸が崩落している箇所や現在も大型土嚢袋にて堤防の仮復旧を行っている箇所があります。この部分については、出水期、特に台風などの大雨の折には、大水が堤防を越えることが幾度とあり、住民にとっては安心して暮らすことが懸念される現状であります。

そこで、大洞川の改修についてどのように考えているのか伺います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 貴多正幸議員の「西横関地先の大洞川の改修は」の御質問にお答えいたします。

西横関地先の大洞川、特に旧中山道から下流部については、施設の老朽化が著しい箇所が多くあり、地元自治会要望を踏まえ、河川管理者である滋賀県に対し働きかけを行い、修繕を行っていただけてきたところです。また、昨年9月には、

国道477号西側における約30メートルの区間について、左岸の護岸が損傷し、現在耐久力のある大型土嚢にて、仮復旧を行っていただいている状況です。

改修については、滋賀県に対し要望を行っており、令和3年度に測量及び設計を、令和4年度に工事を行っていただく予定であると確認しております。

次に、当該地域は、過去台風等の大雨時に、左岸側の隣接道路や住宅敷地への浸水が発生した経緯があります。これは、右岸堤防に対し左岸が低く、また、流入する日野川との合流点に比較的近いことも影響していると考えております。

現在、日野川の河川改修事業については、近江八幡市の古川橋上流まで完了し、現在、さらに上流の桐原橋付近において河道掘削、橋梁補強等の工事が行われております。

当該事業により日野川の川床が低下し、流下能力が向上すれば、支流である大洞川についても、大雨時、流水が停滞しにくくなり、西横関地先での浸水被害軽減につながるものと考えております。

このことから、本町としましては、日野川の改修について、一刻も早く竜王町域まで進捗を図っていただくよう、国や県に対し、引き続き強く要望を行ってまいります。また、大洞川の老朽化が著しい箇所についても、管理者である県に対し、引き続き改修や修繕の働きかけを行ってまいります。

以上、貴多議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** この事業につきましては、管理者が県なので、僕も町に対してあまりきつくどうこう言えないのですが、昨年、地元、西横関自治会長さん、並びに役員さんと鏡自治会長さん、役員さんと私と町の職員さん、並びに県の職員さんも御同行いただいて現地を見ていただいているので、重々分かっているとは思いますが、先ほどのお答えにもあったように、やっぱり抜本的なものについては、日野川の改修をするのが一番手っ取り早いというふうにも私も思っていますので、その辺については、引き続き要望のほうをお願いしたいなというふうに考えています。

事前にお許しを頂いて、ちょっと見にくいんですけど、こういう写真を撮ってきました。

実は、これ大洞川の、今の課長の回答にもあったように、右岸側はこっちですね、こっち側、手前に住宅地があるという、これ柵板があって、この下がえぐれ



ているんです。

僕が懸念しているのは、柵板の下は、国道477号に近いんですね。お願いしたいのは、やっぱりそういうところで地盤沈下とかしないように、まずは調査をしてもらいたいなど。すぐさま改修しなければいけないところは順序立てて改修してもらっていると思うので、今後、これ以上広がらないかという調査を、それだったら町でもできるかなというふうに思うんで、まずはそういったことをしていただきたいなどというふうに考えるんですが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 貴多議員の再質問にお答えいたします。

この地域の、今おっしゃいました右岸の護岸の状況につきましては、写真を見せていただいたとおりであると思います。現状としまして、コンクリートのパネルで土留めをするような形で、それを自立のコンクリートの杭で留めておりました、さらにその上の天端に笠コンクリートというようなタイプの護岸がございます。写真のとおりでございますけれども、これもかなり年季が入っているといえますか、老朽化がかなり進んでいるというような状況でございます。

経過としまして、今までからこの右岸側、パネルのほうも損傷することがよくございまして、その都度、町のほうとしましても県のほうに要望させていただきまして、県においては、傷んでは直し、傷んでは直しというような形で修繕のほうを行ってきたというところでございます。

特に、今後ですけれども、大雨時等に老朽化した護岸からさらに壊れるようなことがありますと、そこら被害が広がるというようなおそれもございまして、やはりそうしたことを避けるためにも、河川管理者、県のほうに対しまして、老朽化に対する修繕ということで、一度調査も含めて働きかけ、要望のほうを行っていきたいと考えております。また我々、町のほうでできるようなやり方がもしありましたら、そういったところも併せて検討させていただきたいということでございます。

以上、貴多議員の再質問に対する御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** ただいま課長のほうから非常に前向きな回答を頂いたので、あまり申すことはないんですけども、日野川改修を一刻も早くすることによって、支流の被害も軽減できるという御回答を頂いていたので、申し添えさせてい

ただくならば、実は12月に、日野川改修促進協議会という竜王町の団体で、近江八幡市のほうの日野川改修の協議会と合同で国のほうに要望に行かせていただきました。井口産業建設主監も御同行いただいたわけですが、その折に、実は機会を得て、平沢復興大臣にお会いしてお話をさせていただくことができました。

大臣がおっしゃるには、何か災害が起こってからそこを直すのでは、大変莫大なお金がかかると。国民の皆さんからお預かりしている税金ですから、やっぱり有効に使わなければいけないやけれども、何かが起こってから直すのではなく、何かが起こるまでに、安心した生活を送っていただくために改修するというのが本来の姿であるというふうにも大臣もおっしゃっていました。国交省に陳情に行くのもいいんですが、やっぱり大臣自身もそういった観点から、私のところにも来てくださいというふうにおっしゃっていたので、今後、我々住民も、逆に町の皆さん方も、そういった観点から、復興大臣のほうにも要望に行かれることをお勧めし、そしてまた、この大洞川の件に関しましても、県のほうに働きかけをしていただけることを切にお願いいたしまして、次の質問へ移りたいと思います。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○10番（貴多正幸）** 2問目ですが、「竜王町公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定状況は」について伺います。

平成29年第2回定例会にて、「竜王町公共施設等総合管理計画の今後について」一般質問をし、同年3月に策定された計画の位置づけや方向性について回答を受けました。

そこで、それ以降の進捗について次の3点をお伺いいたします。

1つ、施設ごとの個別計画の策定に向けたこれまでの取組は。

2つ、個別計画にはどのような内容（項目）が盛り込まれるのか。

3つ、竜王町公共施設等総合管理計画では、「直近の5年間の普通建設事業費の年間3.8億円を更新可能額とした場合、平均で年間6.5億円の更新費が不足するものと見込まれます。このまま施設を維持し続けた場合、単純計算によると、1年間で大規模改修及び建替えの必要な施設の5割程度しか更新できないものと見込まれます」と記載されていますが、個別計画は財政的な視点を踏まえた実行性のある計画になるのか伺います。

**○議長（小西久次）** 白川未来創造課付課長。

**○未来創造課付課長（白川賢治）** 貴多正幸議員の「竜王町公共施設等総合管理計

画に基づく個別計画の策定状況は」の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、平成29年3月に竜王町公共施設等総合管理計画を策定後、公共施設、いわゆる箱物施設とインフラ施設の個別施設計画の策定に取り組んでまいりました。

まず、1点目の、「施設ごとの個別計画の策定に向けたこれまでの取組は」の御質問ですが、公共施設では、平成30年度に竜王町総合運動公園施設長寿命化計画を策定し、令和2年度には、竜王町学校施設の長寿命化計画を策定しています。また、その他の公共施設については、現在、建築系公共施設個別施設計画を策定しているところです。

インフラ施設の策定状況としましては、橋梁については、平成23年度に竜王町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、令和2年度において更新しているところです。

上水道については、平成28年度に竜王町水道事業アセットマネジメント計画を策定し、下水道については、令和元年度に竜王町公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定しております。また、農業水利施設については、令和元年度に農業水利施設機能保全計画を策定しております。

なお、町道については、現在、竜王町町道舗装修繕計画を策定しているところです。

次に、2点目の、「個別計画にはどのような内容（項目）が盛り込まれるのか」の御質問ですが、国のインフラ長寿命化基本計画の中の個別施設毎の長寿命化計画に示されています6つの記載事項を基本として、個別施設計画を策定することとしております。

その記載事項は、1つ目は、対象施設。2つ目は、設定した計画期間。3つ目は、対策の優先順位の考え方です。施設の状態のほか、当該施設が果たしている役割、機能、重要性等、考慮すべき事項を設定し、それに基づく優先順位の考え方を明確化することと示されています。4つ目は、施設ごとに整理した個別施設の状態。5つ目は、対策内容と実施時期です。対策の優先順位の考え方及び個別施設の状態を踏まえ、今回の点検や修繕、さらには更新の機会を捉えた用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去等の必要な対策について、実施時期を整理することと示されています。最後、6つ目が計画期間内に要する概算の対策費用です。これら6つの記載事項を個別施設計画に盛り込んでおります。

次に、3点目の、「個別計画は財政的な視点を踏まえた実行性のある計画になるのか」の御質問ですが、建築系公共施設個別施設計画を例に御説明させていた

できます。

この個別施設計画は、老朽化していく公共施設をこれまでの不具合が生じてから修繕等を行うという事後保全型から、不具合が生じる前に修繕等を行うという予防保全型の保全手法により、長寿命化に取り組み、財政負担の軽減に努めていくための計画としております。

概算事業費については、総合管理計画では、公共施設を60年で建て替える単純更新した場合の事業費を試算していますが、個別施設計画では、施設の目標使用年数を80年とし、長寿命化を図るための修繕・改築費用や維持管理経費等を含め、第1期計画期間として、令和3年度からの10年間と中長期的な30年間の事業費を試算しております。

公共施設を単純更新した場合と長寿命化に取り組んだ場合を比較しますと、長寿命化に取り組んだ場合は、第1期計画期間においては1年当たり6,000万円程度、30年間では1年当たり9,000万円程度の事業費を削減できることが分かりました。また、事業年度が重複し、単年度に事業費が大幅に突出しないように、財政負担の軽減を図る観点からも、実施予定時期を事業費の少ない年度に変更して平準化を施しております。

次に、第1期計画期間における施設保有量の縮減の取組ですが、旧老人憩の家、南部地区防災センター、公民館別館等について、用途廃止・除却を計画しており、これを実施した場合は、総合管理計画の第1期計画期間における延床面積の縮減目標は達成できることとなります。第1期計画期間中に、予防修繕を行う施設、用途廃止や除却する施設、長寿命化のための改修を行う施設等に区別を行っておりますが、各施設の対策内容・時期を固定化したものではなく、施設の状態や財政状況を考慮して計画の定期的な見直しを行うとともに、改修等を実施する際には、活用できる起債や国庫補助等についてしっかりと調査し、活用することにより、町費負担の軽減を図ってまいります。

総合管理計画に掲げている公共施設マネジメントの第一の方針が施設保有量の縮減であることを踏まえ、施設サービスを利用されている方々の利便性等への影響を考慮しつつ、単に施設の用途廃止や除却を進めるだけでなく、更新期等を捉えて、施設の機能の集約化等、施設再編に向けた議論を積み重ね、一層の財政負担の軽減につながるよう、実行性のある公共施設の長寿命化対策に引き続き取り組んでまいります。

以上、貴多議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 貴多議員。

○10番（貴多正幸） 回答いただきまして、再質問をしたいなというふうに思います。

お答えの中でありました、公共施設を単純更新した場合と長寿命化に取り組んだ場合というふうに申されていましたが、単純更新というのは具体的にどういうもので、長寿命化に取り組んだ場合というのはどういう場合なのか。まずそれをお聞きしたいのと、次に、第1期計画においては、1年当たり6,000万円程度、30年間では1年当たり9,000万円程度の事業費を削減できることが分かったということだったんですが、具体的には、いわゆる施設の箱物というのは何箇所あって、逆に言えば、これだけ軽減されたということが分かったんやったら、向こう10年間で実際にどれぐらいの費用がかかるのかということをお教えいただきたいなというふうに思います。

次に、先日、3月11日に地域活性化特別委員会が行われたんですが、そのときの資料に、いわゆる交流・文教ゾーンの概算事業費ということで算出されています。そこには、小学校の建設費用が30億円、その他施設建設費用で12.6億円、あとは用地取得やら道路インフラなので置いておきますが、要は建物を建てるだけに、42.6億円かかると算出されているわけです。

僕が単純に思うのは、42億円もの建物を造った場合、それに見合うというか、42億円ぐらいのものを除却するのかなというふうに思うんですけど、その辺をどういったお考えをされているのか、2つ目にお聞かせ願いたい。

次に、竜王町公共施設等総合管理計画、これは平成29年3月に出されたものです。この中の16ページには、インフラの将来更新費の状況という推計のグラフがあるんです。そこをみますと、上水道では、平成32年、平成33年あたりでいくと、特に平成32年でいくと、約10億円ぐらい更新費がかかるというふうに載ってあるんです。

先日、3月10日に総務産業建設常任委員会が行われて、いわゆる竜王町水道事業経営戦略が今般、策定されたので議会に説明があったんです。そこをみると、年次別概算事業費に工事費って書いてあって、令和2年、要は平成32年をしてみると工事費が1億3,731万円というふうに書いてあるんです。10億円ぐらいの乖離があるんですが、非常に大丈夫なのかなと。僕の聞き間違いでなければ、説明では、この水道事業経営戦略を作った業者さんは、水道事業料金を上げなければならないというふうに書いてあったと僕は聞いたんですけど、そ

れでは上下水道運営委員会では通らないので、約2年間かけて水道料金を下げるというような形での経営戦略を出された。

僕はそのときの委員会で、今後、管の更新もしていくことを踏まえて、この料金で賄えるのかというふうな質問をさせてもらったら、料金については、現状維持であれば経営ができる、いわゆる管の更新等も賄えるという回答を頂いたんです。非常に疑問が生じるので、そこは聞かせていただきたいと思います。

それと、同じく竜王町公共施設等総合管理計画の最後のほうを見ていくと、上下水道、管渠の将来更新費を見てみると、平成29年から平成33年度でいうたら、もう50億円以上のお金が要するというふうに書かれているわけです。下水では、平成49年から平成53年度には25.5億円ぐらい要するだろうというふうにされているんですが、この公共施設等総合管理計画に伴う一番上位法は、今策定された第六次総合計画だというふうに思っていますが、そこから枝分かれしていった、こういった計画が本当に整合性が取れているのかどうかについて伺います。

**○議長（小西久次）** 白川未来創造課付課長。

**○未来創造課付課長（白川賢治）** 貴多議員の再質問のうち、1点目の単純更新と、今回試算をさせていただきました概算事業費の関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、単純更新といいますのは、総合管理計画の概算事業費を試算するときにも使っているわけでございますが、施設を30年目で大規模改修を行って60年で更新していくと、そういった更新を「単純更新」と言っています。これも総務省のほうから示された言葉でございます。

長寿命化に取り組む場合につきましては、今回の個別計画策定に当たりましては、学校施設の長寿命化計画の手引きであるとか、施設の保全ガイドラインという方針を立てておられる先行自治体の事例も参考にしながら、施設の大規模改修を40年目で行って、20年目と60年目で中規模的な改修を行います。この中規模的な改修というのは、当然ながら施設の状態によりまして改修の内容が変わるわけでございますけれども、大規模改修の半分ぐらいの費用をもって行う改修です。施設の目標使用年数を80年間として取り組む場合を、長寿命化としております。

今回、建築系公共施設の対象施設につきましては、34施設ございます。一つ一つの対象施設につきまして、向こう10年間の中で、先ほど申し上げましたけ

れども、予防修繕等を行いながら維持する施設だとか、長寿命化のための改修に取り組む施設、そして、用途廃止、除却を行う施設ということで、大きくは3つの区分で計画に記載しております。

単純更新の場合の概算事業費を申し上げますと、10年間で約58億円でございまして、1年当たり5億8,000万円でございます。30年間では約185億円で、1年当たり6億2,000万円でございます。長寿命化に取り組んだ場合につきましては、10年間で約51億円で、1年当たり5億1,000万円ということでございます。30年間では約157億円で、1年当たり5億2,000万円という試算結果になっております。単純更新と長寿命化との差額を、長寿命化対策の効果額としておるわけでございますが、10年間では、先ほどお答えいたしましたとおり、1年当たり6,000万円程度、30年間では1年当たり9,000万円程度の経費削減ができると、こういうような試算結果でございます。

貴多議員の再質問の、1点目につきましてのお答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 森岡上下水道課長。

**○上下水道課長（森岡道友）** 貴多議員の再質問、水道事業の関係につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、水道事業における個別計画につきましては、平成29年3月に策定しております竜王町水道事業アセットマネジメント計画でございまして、平成29年度から令和28年度までの30年間の計画とさせていただきます。

まず、アセットマネジメントとはどういうものかということでございますけれども、中長期的な更新需要と財政収支の見通しに基づく施設更新、また、資金確保の方針を定めるものでございます。その内容につきましては、策定当時の計画では、法定耐用年数で施設更新を行うと料金値上げをしなくてはならない、また、企業債残高が給水収益の7倍から13倍になるということで、財政収支見通しは大変厳しいというようなところでございます。

一方、耐用年数の1.5倍で更新をしていく重要度、優先度による施設更新というものがございます。それらをする、料金値上げは必要であるものの、企業債残高が給水収益の0.5倍から6倍で財政見通しは妥当であるというようになっております。

これらによりまして現在、平成30年度に更新計画を策定し、この計画に基づき基幹管路の工事を行っているというものでございます。

水道事業につきましては、既に耐用年数が経過しているということでございますけれども、このアセットマネジメントの30年間で耐用年数を全管路更新いたしますと、年平均更新費用が約1億9,600万円かかるというように見込んでおります。現在、年平均の費用を1億4,000万円ということで工事をさせていただいているところでございますけれども、これにつきましては1億円と、先ほど10億円の乖離があるということでございましたけれども、このアセットマネジメント計画によりまして30年間で平準化をさせていただいているというようところでございます。ただ、令和10年度頃までは、大口径の管路を更新しておりますので、少し更新費用も高くなっているというようところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 市田総務主監。

**○総務主監（市田重宏）** 貴多議員の2点目の再質問にお答えいたします。

コンパクトシティ化構想、中心核整備の関係で建物、学校等について42.6億円かかる分につきまして、今後の計画の中で除却する必要があるのじゃないかという御質問でございます。

総合管理計画、個別施設計画につきましては、期間的には、例えば60年なり、80年という長期の期間でもって見ていく、その中で、長寿命化のメリットを持たせていくというものでございます。

また、保有量を最適化していくということも一つの大きなポイントでございます。その中で、総合計画にありますように、更新で考えますと、今後5割程度しか更新できないというふうに書かれておりますけれども、この中心核整備につきましては、小学校にしる、例えば給食センターにしる、長い期間の計画の中では、やはり更新というのがいつか来ます。したがって、コンパクトシティ化構想の中では今回、第1期の期間内に更新をすることがベストであるという判断の下に更新をしていくものでありますので、42.6億円を除却するというものではなくて、更新は必要なものですので、これはさせていただくというふうに考えているところでございます。

以上、2点目の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** 何となくこういうものという背景が見えてきたので、非常に良かったなというふうに僕自身は思っているんですが、そこで再々質問させ



ていただきます。

先ほどの白川課長の答えでは、例えば単純更新、要は30年たったら大規模改修、60年で更新ということは、いわゆる除却ということになるのか、新たに建て替えるというふうなことやと思うんですが、それも長寿命化で80年間使えるようにしたほうがお得やということだったと思います。

この計画をつくられるに当たって、非常に思うのは、町民にとって本当に利用価値があるかないかというのを、どのように見分けていただくかが一番重要になってくるかというふうに思うんです。

例えば何年か前に除却されました旧の青年団団室、いわゆる公民館の建物については、毎日のように使ってはあったけれども著しく古かったので、もう潰さざるを得ない状況で更新されたわけです。今は勤労福祉会館の2階を団室として使っておられるということなんですが、逆に言えば、来年度取り壊される予定である老人憩いの家なんていうのは、ほとんど使われていない。埋蔵文化財の保管場所であったということで、僕は前から早く潰したらいいのにというふうに考えていたんですが、それをどういうふうな観点で見ていくかというのが、僕は一番重要かなというふうに思うんです。

特に個別施設計画については今後、紙になって出てくるもんやと思うので、本当に僕らみたいな素人が見ても、何年保管するにはこれだけのお金が必要だし、何年後には取り潰す、しかも、利用頻度はどれぐらいやというようなことが見て分かるようなものをつくっていただきたいというふうに僕は思うのですが、その点をお聞かせいただきまして質問を終わりたいと思います。

**○議長（小西久次）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 貴多議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、公共施設管理計画、個別計画はここ2年間で、特に担当課長のほうからは建物についての見通しをつけてきたということ、私も報告を受けております。これを長寿命化改修するんやったら幾ら要る、これを単純改修やったら幾ら、除却やったら幾らというような方向性で、一応検討するベースができたということで御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、先ほど貴多議員がおっしゃいました5年前の、まず国としては、あいった概要としての総合管理計画の全体計画、基本計画を定めようということ、当時の担当者もいろいろ工夫しながらまとめ上げたところでございます。その延長線上で、じゃあ次の個別の話、さらには道路とか水道は別の補助金でと、

要は個別がそれぞれできてきたということで、もう一度しっかりと改定して、今おっしゃった財政計画も含めて見通しを立てていくというのが次の仕事になるかと思えます。そういった方向では、来年度改定に向けての予算のほうも詰めさせていただいて、また御審議いただいているところでもございますので、そのような形で段階を踏んで次年度にお示しさせていただけるのではないかと。

個別計画についても、さらにもう少し突っ込んだ概念とか、仕組みとか、そういうことも、議員の皆さんへの情報共有とかをさせてもらう必要があるのかなと思わせてもらったところでございます。

大きくは施設を再編するということですが、竜王町のまちでは合併をしていないので、そこそこの施設はほとんど必要なものでございます。たくさんあるとか、ぜいたく施設とか、そういったことが合併したところは、その効果の中で再編をされますのでものすごく効果が出てくると思いますが、やはり住民サービスに必要な施設については、今現在ある施設を何らかの形で再編したりとか、また複合化するとかいう工夫をしなければ、財政上も大変厳しい状況になるのかなと思っておりますので、そういった点も含めて今後、詰めていきたいと思えます。

特にある施設は有効に使って複合利用もせなあかんかなと思えますし、また、水道の部署では、広域的な施設になりますので、広域連携ということの中でも、一つは道筋も考えていかなあかんかなというようなことでございますので、そういった意味から、十分に財政面のこと、さらに、おっしゃっていた施設をどう再編するかということ、もう一つは、住民にとって大切な施設ですので、担当のほうも最初の答弁でお答えをしておったと思えますが、そういうことについての住民の皆様の理解を求める、在り方を検討するということも含めてしっかりと丁寧にやっていかなければ、何せ金がなかったら潰すという話ではございませんので、有効活用もさせていただきたいと思えますので、引き続きリーディングプロジェクト等をしっかりと進めていくためには、その土台も持っていかなければならないと思っておりますので、御指導もいただきたいと思えますし、よろしく願い申し上げます。

貴多議員への再々質問へのお答えとさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 極めて重要課題ですので、私からも皆さんに少し御説明しておきたいと思えます。

今、日本全体で各市町の、また県の施設の保全というか、改修というのは極め

て大きな課題でございます。多分、今の体力では計画どおりできないだろうと。というのは、まだ竜王町は不交付団体でありながら今の状況ですので、ただ、国は放置はできないと。したがって、計画的に県なり、市町村で計画をつくって改修しなさいよと、もしくは、もう廃棄するものは廃棄しなさい、また、リニューアルするものはしなさい、長寿命化しなさいと、こういうことで指導を受けているわけです。それに従って今、計画をつくっているところでございます。したがって、今、竜王町が持っている全施設を一時期にリニューアルなんて、多分とてもできないだろう、どこの市町もそうだと思います。

また、もっと言えば、合併した大きな市町は、合併特例債を使いながらやってきた、そういうことも含めてある意味だぶついているというか、重複している施設を一つにしていくなんていうことで面積を減らすとか、そういうふうにしてますけど、先ほど副町長が言いましたとおり、竜王町がそういうものはありませんので、それで公共施設等総合管理計画をつくって、どういうふうに行っていくか、さらにこれを個別計画化して今、つくっているということです。

したがって、こういう言い方が妥当かどうか私も分かりませんが、全てをリニューアルして新しくしていくということは、極めて困難な課題だろうと。ただ、だからこそ、この計画それぞれに優先順位をつけて、できるだけ住民サービスを維持できるように、しかも財政負担が軽くなるような、いろんな補助金なり交付金をうまく使いながらやっていくと、これが我々に課せられた今、一番大きな課題だと思っています。それとコンパクトシティというのは、ある意味一部重複するところがありますけれども、コンパクトシティというのはまちに活力をつくるための先行投資であります。私は、そういうふうに行っているところがあります。

公共施設等総合管理計画は、住民サービスをきちんと維持するために必要なものを計画的に整備する。ただ、整備に当たっては、財政的な面も含めていろんな意味の創意工夫をしながらやっていくと、こういうことだと考えてますので、単純にどうするんだ、ああするんだという議論ではなくて、本当に竜王町にとって必要なものに絞り込んで優先順位をつけてやっていく、場合によっては廃棄せざるを得ないものも出てくると思います。そういう意味で、私どもとしては取り組んでますので、議員の皆様には御理解をいただき、また、いろんなアドバイスを頂き、場合によっては施設を減らすということになると、やはり住民の皆さんの理解も必要になります。ただ、そういうことのないようにしたいというふうに思

っていますので、そういう意味で御協力、御支援をいただけたらありがたいなど、そういうふうに思うところがございます。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午前10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、岡山富男議員の発言を許します。

11番、岡山富男議員。

**○11番（岡山富男）** 令和3年第1回定例会一般質問。私のほうは、2問の質問をさせていただきます。

まず最初に、「予約制乗合ワゴン「チョイコリゅうおう」について」質問させていただきます

新たな移動手段として、令和2年10月から実証運行が開始された予約制乗合ワゴン「チョイソコリゅうおう」について、運行開始から5か月が経過したが、現在の状況について次の2点をお伺いいたします。

現在までの利用状況はどのようになっておられるのでしょうか、また、2点目、実証運行を進める上で生じた課題は。またその対策は。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 岡山富男議員の「予約制乗合ワゴン「チョイソコリゅうおう」について」の御質問にお答えいたします。

令和2年10月1日から実証運行を開始しておりますチョイソコリゅうおうにつきましても、これまで5か月間の実証運行を通じて、多くの方々に御利用いただいているところでございます。

まず1点目の、「現在までの利用状況は」の御質問でございますが、令和3年2月末までの利用状況を御説明させていただきます。会員数は740名、そのうち御利用いただいている方は149名となっており、1日当たりの平均運行便数は約9便で、1日当たりの平均利用者は約14人となっておりますので、1便当たりの平均乗合率は約1.6人となります。

続いて、2点目の「実証運行を進める上で生じた課題は。またその対策は」の御質問でございます。利用者アンケートの結果では、チョイソコリゅうおうの運行について「満足」・「やや満足」と回答された方が合わせて97.5%と、大

褒好評いただいているところでございます。また、利用者から心温まる花束を頂戴したこともございます。

これまでの実証運行で、多くの声を頂いた御意見が2点ございました。

1点目は、「令和3年4月1日からの片道300円の運賃が高い」という意見です。チョイソコリゆうおうは、多くの方々に知っていただき、体験いただくため、令和3年3月31日までは無償運行としておりますが、令和3年4月1日からは有償による実証運行を開始します。運賃が高いという御意見に対しては、有償化に合わせて回数券を発行することで、実質の運賃を1回当たり200円まで軽減したいと考えております。このことは、コロナ禍において、乗客と乗務員との現金のやり取りをなくすことで安心した利用にもつながるものと考えています。

2点目は、「運行範囲を町外まで広げてほしい」という意見でございます。チョイソコリゆうおうは、町内を便利に移動できることを目的として継続的な運行を目指しております。運行範囲を町外まで広げることによって、往復の時間を要することから、当初の目的である町内の移動予約に対する効率的な配車ができないということにつながります。このことから、町外への移動に対しては、チョイソコリゆうおうと路線バスとの接続により、希望の多い近江八幡駅まで移動できるサービスを開始します。

具体的には、乗り継ぎ拠点となる竜王口バス停と竜王町公民館で路線バスへ乗り継いでいただくと、乗り継ぎ先の運賃が無料になるというもので、近江八幡駅まで行く場合は、路線バスが無料となり、近江八幡駅から帰ってくる場合は、チョイソコリゆうおうが無料となります。

また、利用状況からフレンドタウン竜王の御利用が多く、買い物と通院に距離があることから、医療機関付近に停留所を新たに設置するところでございます。

以上の内容を踏まえまして、実証運行期間を通して、頂いた御意見を基により良いサービスになるよう改善しつつ、令和4年度からの本格運行を目指したいと考えております。

以上、岡山議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 岡山議員。

**○11番（岡山富男）** いろいろ考えていただいているんですけども、私も何度か利用させていただきました。その中で利用されている方々からの声というものもあったんですが、私も見た中で、やはり問題あるなというものもありましたし、先ほど課長が言われている中で、利用いただいている方が149名ということですから

が、延べでいくと、運転士さん等話を聞きますと、550名と言われておりました。そうなりますと、やはり片道だけじゃなくて往復使われている方がたくさんおられるということも聞かせてもらっております。そうすると、先ほどの回数券が、車の中で読ませていただいたりしますと、5枚つづりになっているんです。すると、往復使われる方になると2.5枚になるんです。2回使えば回数券を買いに行かなければいけないということになりますので、せめて10枚つづりとか、そういうのも発行していただくことによっては5回分けるねとか、そういうのをやっていかないと、またすぐに買いに行かないといけません。

利用されている方は、ほぼ毎日のようによく使われているということも聞かせてもらってますので、できたら回数券のつづりを、どのようにしたら皆さんに一番利用していただけるかということも考えていただきたいなと思います。

あと、運転士さんも言われてましたのが、利用の時間帯です。今現在、午前9時から午後4時までで、そうすると、利用客数も少ないということも言われていまして、せめてもう1時間前後増やしていただくことによっては、利用数も多くなってくのではないかと、実際に運転されている方がそういうことも言われておりました。その中でも高校生で使われている方もおられますと、もう少し時間が長くなったらこれも使えるなということも言われてましたので、ぜひともそこら辺を考えてもらうことはできないか、伺います。

あと、車に乗ってしましても一人で黙って乗っている状態になっているんです。町内で長いところやったら15分ぐらい乗ったりとかあるんですが、その間に町内のPRとか、そういうのもできないのかなと。といいますのは、中にビデオモニターとかを設置していただいて流していただくと、今現在の竜王町はどんな動きをしているのかということも町民の皆さん方に知っていただけることがあるのかなと。一つとしましては、第六次竜王町総合計画を今、こういうような動きで考えていますよとか、そういうのをやることによって全然違いますよとか、また、子育て支援にはこういうことに取り組んでいますよとか、そういうのをどんどん入れることによって、町民さんに、竜王町としてはこういう施策でやっているなというのが分かってもらえるかなと思っております。

また、先ほど言われてますように300円から200円に運賃を軽減したいという考えについて、その前に、町内の企業さんにCMという方向性を考えていただくことによって、町内企業さんの発展というのもありますし、それに投資していただいて、町民の皆さん方がもう少し安く利用してもらえるん違うかなという

ことも考えています。そういうのを入れるのにどういうふうにしたらいいのかと、また、実際乗って行って、今聞かせてもらいますと、回数券を買わなければ現金では無理ですよということだったので、どこで回数券を買わなければいけないのかと、その回数券をどこに入れればいいのか、今の状態では入れる場所の明示もないし、今後どういうふうにしたらいいのかというのものないので、ちょっとそこら辺も会議等で検討されているのかを伺います。

**○議長（小西久次）** 図司未来創造課長。

**○未来創造課長（図司明德）** 岡山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っています。

先ほどの運転士さん等の御質問ということで、延べ人数が550名程度ということでお話があったんですけども、10月1日から2月末までの延べ利用者数、私どもが換算しておる分については1,375人、延べ人数で御利用いただいておりますので、乗務員さんについては当然入替わり等がございますので、その分の違いも分かりませんが、正確な数字としては1,375名でございます。

続きまして、御質問の1点目でございますけれども、回数券の販売でございます。今回の実証運行については、竜王Ma a S協議会という形で、竜王町、滋賀県、自動車販売組合の滋賀県支部さんという3者で協議会を立ち上げて、実証運行をさせていただいているところでもございます。

その中でも回数券の利用についてということで、いろんな議論もさせていただきました。10枚つづり、また他のところだと、11枚つづりで10枚分の料金でということもございますけれども、そうになってしまいますと、料金がそれなりに高くなりますので、できるだけ安く抑えるということで5枚で1,000円という金額を設定させてもらったところでもございます。10枚つづり等も考えたんですけども、端数が出るような数字はやめておこうというふうに実は考えました。5枚つづりで1,000円ですと、やっぱり1,000円札を持ってきていただいて、その場で5枚が交換できる、仮に10枚つづりを買われる方については2冊買っていただければ、当然2,000円で買えますので、コロナ禍ということも考えて、乗務員と御利用の方の現金のやり取りをできるだけ避けていこうというような中でそういう、ワンコインではないんですけども、1枚のお金、釣銭のないやり取りが今の現状に一番合っているんじゃないかということで決めさせていただいたところでもございます。

また、販売場所につきましても、他の場所で買っていただく、仮に役場の未来創造課で売ることになってしまいますと、それを買いに来ていただく手間というのでも要りますので、基本的には車内で買っていただく、仮に1枚も持っておられない方でも、1回目乗っていただいた場所で買っていただいて、そのままその日に使っていただけるという、一番利便性を上げたような考え方をさせてもらっています。

また、現金につきましても、現金の場合は300円ということになりますけれども、当然現金でも乗っていただけます。ただ、5枚つづりですので、往復ではもう2枚使いますので、できるだけ安く乗っていただくためには回数券を御利用いただきたいというふうにも思っております。

また、料金箱等につきましては、今も車内で設置をするための料金箱を準備させていただいておりますので、運転席のほうへ、今はセパレーターということまでビニールシートを張っておりますけれども、一部切取りを行って、最小スペースの中でお金なりのやり取りをしていただこうという、コロナ禍の対応を今させてもらっているところです。

続きまして時間帯です。今現在、午前9時から午後4時という時間帯で運行させていただいております。また、運転士さんについてはタクシー業者に委託させていただいて、バックアップも含めて複数の方がいつでも対応できる状態をつくっていただいております。実際、午前9時の運行ですけれども、車内を準備していただいて、当然清掃・点検をした中で日々運行させていただいております。当然運行が終わった後は、後始末ということもしておりますし、特に今はコロナ禍ですので、拭取り等の車内清掃等もしっかりしていただいております。そのようなものを含めまして、午前9時から午後4時という設定をしておるところでもございます。仮にこの時間を伸ばすことによって、当然事前、また事後の後始末等も含めて勤務時間がかなり伸びてきます。今、全ての経費を入れて運行に係る分が年間おおよそ1,250万円ぐらいと想定させてもらっています。運転士さんという、やっぱり人件費がかかるものでございますので、ここで運行経費がかなり上がってくるということも想定できますので、この分については十分精査をする中で検討をさせていただく必要があるというふうに考えております。

また、一部通学に使っていただくという分で、使っていただける時間帯についてはぜひとも使っていただければいいんですけれども、今現在、通学では路線バスをできる限り使ってほしいという思いの中で、通学定期補助というものも町と



して独自の施策で入れさせていただいております。一時にたくさんの方が使われる時間にチョイソコを使いますと、例えば高齢の方、クリニックに行かれる方の予約を取れないということにもつながってまいりますので、できましたら通学という分については路線バスの通学定期補助を積極的に御利用いただく、また町内移動でチョイソコを使っただけという、一つ切分けというのも実際のところは必要かなと思うところです。

次に、車内で、例えば観光PRであるとか、そういうことができないかという御質問でございます。実は、担当課、また事務局、協議会のほうでも今、検討しております、できましたらタブレットみたいなものを運転席の後ろにつけて、例えば町のイベント情報でありますとか、特に高齢の方の利用が多いですので、いろんな会合、予防の教室等も町内ではたくさんやっていただいておりますので、また、車内の安全管理も含めて、そのようなものを繰り返し流す等のことを令和3年度途中にはやっていきたいということで検討させていただいております。

それに通じるところもあるんですけども、企業PRということも含めて、実は今回、チョイソコを動かす中でお話をさせてもらっているのは、当然行政が負担もするんですけども、一定利用者負担もしていただく、また、地域ということで企業さんも関わってほしいというふうに思っております。そういう中で地域交通を支えていただく、また育てていくという思いをみんなでつくってきたいというふうに思っております。

そういう中で、できましたら企業さんにつきましては、地域運行チョイソコサポーターというような形で関わりを持ってもらえないやろうかということも、実は内部的には検討させていただいております。このチョイソコをやっている地域、ほかの県のところでは、例えば寄附をされるとその企業の前に停留所を作るといったようなこともやっておられるところがあるみたいですけども、竜王町の場合はちょっと都会ではないので、そういう考え方というよりも、この運行に対して企業さんも一緒に支えているよということで、サポーター的な関わりが持ってもらえないかなど。例えばそれを、中のタブレットにサポーター企業ということで、支えていただいていることをPRするというようなことも検討させていただいております。

いずれにいたしましても、4月から有償化になりますので、その中でもやっぱりたくさん利用いただきたいというふうにも思いますので、PRも含めて引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ御理解、御協力のほどよろしく

お願いしたいと思います。

以上、岡山議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 岡山議員。

**○11番（岡山富男）** いろいろ考えてもらっているというのと、提案もさせてほしいなと思っております。

私も美松台に住んでおまして、高校生の子も、高齢者の方々も、そこから学校へ行くまでの山之上のダイハツ前からまた水口のほうへ行かれる方が帰りしなとかで利用しているということや助かっているということも聞かせてもらいました。大変良いなというのがありますし、また高齢者の方は、竜王町は南北に公共のバスがあるんですけども、東西がないので、美松台からフレンドマート、役場のほうへ来ようと思えば、一旦は八幡のほうまで出向いて、それからこっちへ来なければいけないというのがあるんですけども、それが今のチョイソコによって直接こっちに来られるというので、本当に喜んでおられるということがあります。結構高齢者の方が、これ使ったら便利やでということもよく聞かせてもらっております。

特にこれは、M a a S協議会のほうでいろいろ対策もされておりますが、これを竜王町で試行運転して、実証運行をして、これを県内に広げていこうよということを言われていると思います。そのための第一歩として竜王町を選ばれておりますので、ぜひともこれは成功させなければいけないものだと私は思っております。こういうのをどんどんどんどん、もうちょっと輪を広げて広げて、利用してもらえるような方向性をもっともっと考えて協議会のほうでも、今もされていると思いますが、会議で何とか利用価値を高めてもらえるような方向性というのはもっと考えられないのかなと思うんですけども、そこら辺は難しいもんですか。何とかこういうのを協議していただいて、町内の方々に利用してもらえるようにお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 岡山議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

前段のお話の中で、竜王町が県内では先陣を切ってこのような取組を始めさせてもらったんですけども、もっと県内も含めて他のエリアにこういうような制度なり、システムが普及せえへんのかというようなことやと思います。

実は、先ほども申しましたけれども、M a a S協議会については、当然受益を受けます竜王町、それから自販連という車のディーラーさんの組織、それからも

う一つは県が入っております。県が今回入っておる目的については、竜王町で新しくこういうようなシステムを入れていくに当たって、県としては、これが竜王町で成功したら、これを県内にできたら普及していきたいと、県内でも当然交通不便地がございますので、そんな思いを持って一緒に取組をさせてもらっています。

この実証期間を通じて、竜王町としては、令和4年度からの本格運行に向けた実証ということで取り組んでおりますけれども、県としては、これが県内にもっと広げられへんのかという思いを持って実証という形で取組をされております。いろんな目的がこの中に入っておるといようなことでもございます。県としてはこれを広げていく、また竜王町としては、もし県内で広がることによって、これの連携でありますとか、例えば費用負担を、少しでも多くのところでやることによって安く運行ができるというようなことも、一つ期待としては持てるところかなというふうに思っております。

また、これはよくMaaS協議会の中でもしゃべっておるところではございますけれども、他地域の地域内交通とそれぞれの地域内交通がつながることによって、もっと便利に利用ができひんやろうかということも、これからの大きな課題であるというふうには思っております。竜王町はチョイソコリゅうおうをやっておりますし、例えば隣の近江八幡市では、あかこんバスをされています。また東近江市は、ちょこっとバスとか、ちょこっとタクシーもやられております。こういうものが広域でつながることによって、町民皆さんの利便性が広がるということも考えられますので、そういう部分につきましては、この実証運行を通しまして、また新たな取組としてぜひとも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、岡山議員への御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○11番（岡山富男）** 次の質問に移らせていただきます。

「さくら団地から山中出口橋間の道路改良を」です。

さくら団地から山中の出口橋までの間は道路幅が狭く、対向車とすれ違うことが大変厳しい状況であります。また、そのような状況で中学生が通学のために自転車で通行しており、大変危険であります。さくら団地の保護者の方からも、「どうかしてほしい」と言われています。

道路幅を広げることは困難と聞いているが、子どもたちが安心して通学できる

ような対策ができないか、町の所見を伺います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 岡山富男議員の「さくら団地から山中出口橋間の道路改良を」の御質問にお答えいたします。

さくら団地から山中の出口橋までの間の町道山中谷田線については、上水道の送水管と配水管のどちらも大変重要な基幹管路が埋設されていることから、現在の道路区域で拡幅することには課題があり、現状においては困難な状況であります。

しかしながら、令和元年度、地元自治会要望等を踏まえ、道路を少しでも安全に通行できるようにと、まず、隣接する谷田川側の路肩に堆積し、道幅を狭めていた土の撤去を行いました。併せて、圃場側の路肩部についても舗装を行い、幅員を広げました。また、区画線を引くことにより、通行車両への速度抑制を促す対策を行いました。

このように、現状の中でできる範囲の対応を行ってまいりましたが、子どもたちの通学において、安全を確保することは大変重要なことであると認識しておりますので、今後におきましても、引き続き安全対策の検討を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、岡山議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 岡山議員。

○11番（岡山富男） 特にここは、16期の前議員が質問もされたというところでございますが、建設計画課のほうで対応していただいて、土砂等を取っていただいたりとかして、今は大体5メートルぐらいの幅ができているということも聞かせてもらっております。また、一部区画線を引いたりとかされておりますが、やはり中学生の子とかが自転車に乗っていくとき、またこれから4月になると、まだ1年生の子で自転車自体を操ることがなかなか難しいかなという感じを持っております。そういうことで、車に乗っておられる方々が徐行したり、安全性を確認していただくということが大切なことかなと思っておりますが、その中から、自転車の専用として、よく県のほうでも湖周道路のほうで青色の線を引いたりして、そこを自転車専用として乗っておられるというのもあります。あそこは町道ですので、町独自でそういう線を引くということで中学生の子、また自転車に乗っておられる方々にその中で乗っていただくということで、安全性も保てるん違うかなと思っているんですけども、そういうやり方というのはできないのか伺い

ます。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 岡山議員の再質問にお答えいたします。湖周道路とか、そういったところの例を取り上げていただきまして、カラーのラインを引くような対策とか考えられないかというようなことでございます。

交通安全対策につきましては、いろいろな方法が考えられると思いますし、また、アイデアも出せるのではないかなというふうに考えております。この道で一番大事なこととしましては、やはり1車線の道路ということで幅員が狭いところでは4メートル、ちょっと広いところでは6メートルぐらいのところもございませけれども、ここの道路に適した形での交通安全対策を考えることではないかなというふうに思っております。

先ほど例で挙げていただきましたラインということで、よく自転車専用の通行帯というようなことで歩道寄りに青いラインが表示されていたり、また、青矢羽根というようなやり方で、車線の中の左側のほうに青の矢印みたいなものを引くというようなやり方とか、様々な方法で自転車が少しでも安全に通行できるようにということで、工夫を凝らされているようなところが多々ございます。

また、湖周道路につきましては、ビワイチということもございまして、現在、ナショナルサイクルルートというような日本代表するようなサイクリングコースにもなっておりますので、そこら辺は特に重点的に自転車に対して安全対策が整備されているのかなというふうに思っております。

このような大きな道で取られているような対策が、この道でそのまま同じようなことが当てはまるかどうかというのは、そこはちょっとなじまない部分もあるのかなとは思いますが、やはり1車線のこの幅員の道路で、現地につきましては、片側は砂防河川になっておりますし、もう片方はほ場、田んぼということになっております。この環境の中に適したやり方というものについて、また湖周道路とか、国道・県道で取られているような事例も参考にさせていただきながら、公安委員会、警察のほうとも協議をさせていただいて、一度ちょっと検討のほうをさせていただきたいということで考えさせていただいております。

やはり子どもたちの通学路ということでもございますので、少しでも安心安全に通学できるような対策ということで、引き続き検討のほうをさせていただきたいと考えてございます。

以上、岡山議員への再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 岡山議員。

○11番（岡山富男） ちょっと最後に、ここのさくら団地のところから山中出口橋のところら辺まで、これは県の水道の管とか町のやつも入っているんですが、こちらのほうがどうしても5年以上向こうにならないと管路の修繕ができないということなんですけれども、もしそのときに、同じようにこの道路を整備されるときに拡幅ができるのか、できないのか、これも最後に聞かせていただきたいなと思います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 岡山議員の再々質問にお答えいたします。

おっしゃっていただきました水道のほうの更新ということで、今現在、県の企業庁のほう、また町でも計画のほうをさせていただいているというところがございます。町道の拡幅につきましては、水道管のほうが入っておりますのが、ちょうど拡幅しようと思いますと、管の配置する位置とも重なってきますのでなかなかすぐにはできないというところで、中長期的な視点で、そのあたりはその改修に合わせて何らかの対応ができるのかどうか、今後検討のほうをさせていただきたいということで考えてございます。

今の道路の区域の中でも一定やり方によっては幅員を取れるということも考えられますので、そのあたりはこういった今後の計画に合わせて考えさせていただきたいというところで、御回答とさせていただきます。

以上、岡山議員の再々質問に対する御回答といたします。

○議長（小西久次） 次に、2番、中村匡希議員の発言を許します。

2番、中村匡希議員。

○2番（中村匡希） それでは、私のほうからは2問の質問をさせていただきます。

令和3年第1回定例会一般質問、2番、中村匡希。

質問事項、「ふるさと納税返礼品「近江牛」の地域資源認定について」。

滋賀県議会の令和3年2月定例会で、滋賀県はふるさと納税の返礼品として近江牛を県内の全市町で扱えるようにする指針を発表した。県内の市町から要望が多かったという理由で、県は近江牛を県内全域に係る「地域資源」として今後取り扱うよう国に要望したと伝えられている。

そもそも近江牛のブランドは、竜王町山之上の竹中久次氏と森嶋留蔵氏の兄弟が明治維新後に東京に牛をひいて流通を成し遂げたことで確立されたものであり、浅草に「米久」という牛鍋屋を開業し、日本の牛肉食の黎明期に貢献したことが

背景にある。その歴史を基に竜王町は、近江牛発祥の地としてのブランド展開を行ってきた。近江牛の価値を高めてきたのは滋賀県下の全ての市町ではなく、歴史的にゆかりのある限られた市町であった。

今般の県指針は、これまで関係各位及び担当各課が取り組んできた「スキヤキプロジェクト」の活動を思えば、大変惜しいことのように思うが、執行部として、県全域に近江牛ブランドを容認する動きに対して、どのように考えており、今後何らかの働きかけを行うつもりがあるのか伺う。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 中村匡希議員の「ふるさと納税謝礼品「近江牛」の地域資源認定について」の御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の返礼品の規定は、地方税法第37条の2第2項において、返礼品は寄附額に対する返礼割合を3割以下とすること及び返礼品は地場産品（区域内において生産された物品または提供される役務）とすることと定められております。これに基づき、竜王町ではふるさと納税に取り組む中、近江牛は寄附額の75%を占める主要な返礼品となっています。

そのような中、滋賀県は、ふるさと納税制度における地域資源について、近江牛・ふなずし・湖魚の加工食品の3件を、平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハにより認定しようとしています。総務省告示では、「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」とされています。

県は、県内全市町において近江牛をふるさと納税の返礼品として提供することが可能となることで、返礼品として提供する地場産品が豊富でない市町を含め、県内各市町におけるふるさと納税制度の活用の推進を図るとともに、新たな需要の開拓や地域ブランド力の向上等に資することを目的とし、令和3年4月1日から認定しようとするものです。

竜王町としましては、近江牛の主たる肥育地として、肥育地以外の市町が返礼品として近江牛を取り扱うことで、短期的な経済効果は期待できるが、長期的に品質が担保できるのか疑問で、品質の担保が図られず、近江牛全体のブランド価値の低下を招くことが懸念されることから、今回の県の認定案については「賛成しかねる」というスタンスを取っています。

令和2年2月1日現在で、県内の黒毛和種の肥育頭数は、近江八幡市4,24

4頭、竜王町3, 281頭、日野町2, 456頭、高島市1, 800頭、東近江市1, 302頭であり、8割程度の近江牛の生産地が東近江エリアに存在しています。こうした主たる生産肥育地の理解を得られたとは言い難い状況のまま、認定しようとする県に対し、強い懸念を抱いています。

県は、反対や懸念を示している市町の意見を受け、運用ルールを示されていますが、地理的表示保護制度、いわゆるG I 制度における登録産品である近江牛とすること、また、当該市町内の事業者から調達することに努めること、G I マークが付された書類の同封に努めること、近江牛の紹介チラシを同封することなど十分な条件とはなっていません。

今後は、滋賀県に対して近江牛のブランド力低下を招かないための実効性のある歯止め策として、具体的には返礼品の品質基準を定めること、返礼品に産地市町名入り証明書を同封すること、また、トラブルへの対応については、県の共同責任の下、共に解決を図ることなどを検討実施いただくよう強く要望していく予定です。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 再質問をさせていただきます。

今ほど回答の中で、県に対して強い懸念を抱いているということと、トラブル防止等の方法というのを県にさせていただくように強く要望していくという言葉を受けましたので、私としては、もうそれをやっていただくということが全てではございます。

通告書のほうでは歴史の話もさせていただいたわけなんですけれども、このふるさと納税の仕組みに絡めて再質問させていただきたいと思います。

今回問題になっている近江牛の地域資源認定というのは、何に端を発しているかということ、これはやはりふるさと納税で、いわゆるAmazonギフト券とか、ああいふ金券類を扱う地方自治体が続出したことによって、新たに策定されたルールがこの地場産品ルールであるということであります。これは、かなり厳密に地場産品についてのルールを規定しているものなんです。

先ほど総務省告示第179号という話があったんですが、その第5条第3号の中に地場産品のルールというのが規定されています。これがどういうものかということ、当該地方団体の区域内において、返礼品等の製造・加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものと定義されて



います。例えば、仮にその自治体の区域外で生産された、この場合の例で豚肉というのが書いてあったんですけども、豚肉をその市町に持ってきて、そこで切断して調理をして袋詰めなどをしている豚肉加工品、つまり、ハムとかソーセージとか、そういったものを想定していると思うんですが、そういった主要な加工工程をその自治体の中で行っているものに関しては、これは地場産品として扱いますと、こういうルールが定められているわけなんです。

ところが、この総務省告示第179号第5条第4号に書かれているのは、次のようなものです。返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したのも返礼品として扱えるということなんです。認められると考えられる例が総務省のほうのQ&Aに載っていたんですが、区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上区域外で加工される牛肉に関しては返礼品として扱える、これはもう少し分かりやすく言うとどういうことかということ、つまり、県内の他市町で肥育されて出荷された牛肉を生産地でない市町が扱うことはできないということなんです。例えば、実際にお肉をブロックで買ってくるとしますよね、生産地でない市町の業者さんが、仮にこれをスライスしたとか、切断したとか、簡単な加工っていうのは地場産品に当たらないというルールがそもそもあるわけなんですよ。

現実として、実は、滋賀県内の19市町ある中で、もう15ほどの市町で既に近江牛というのがふるさと納税の返礼品で扱われているという実態があるわけなんです。今回いろいろ調べてきましたんですけども、ポータルサイトの1つである「ふるさとチョイス」、県内のある市町のどこかが返礼品として出しているものなんですけれども、1万円の寄附で特選焼肉3種盛り400グラムというのが頂けるということなんですけど、それはいいとして、このレビューで書かれていることが賛否両論なんです。

ちょっと読み上げてみたいと思います。この返礼品に対する感想として、「残念でした。ほぼ脂身で食べたものではありません。私は元滋賀県民ですが、こんなものを近江牛として出荷されるのはブランドが落ちるのでやめてもらいたいです」、あるいは「がっかりです。近江牛の焼き肉セットがこの量でこの価格というのは楽しみにして取りました。しかしながら、脂の塊があり、牛脂かと思いきや鉄板に引いたらスライスされていて、それも焼肉の量としてカウントされていると分かり、がっかりしました」とか、ブランド低下を懸念する声があるわけなんです。

すけれども、既に近江牛として地場産品に当たらないであろうはずの市町で返礼品として扱われている実態が既にある、しかも、このレビューというのは、購入した人しか書き込めない構造になっているので、確かに匿名性は高いんですけども、返礼品を受け取った本人が書いている可能性はかなり高いわけなんです。その人たちが「残念でした」とか、「がっかりでした」とか、そういった声を既に上げているわけであって、もうこれはブランド価値の毀損というのは既に始まっていると考えるべきだと、私は考えます。

総務省の地場産品のルールに当てはめて考えるのであるならば、やはり生産地でない県内の市町というのは、近江牛を返礼品として扱えないという実態があるわけなんです。

ところが、かなりグレーな実態として、もうそういうルールを無視してふるさと納税で近江牛を扱ってしまっている市町があるという、それが前提としてちょっと考えていただきたいんです。

今回、県が行おうとしている、総務省告示第179号第5条第8号ハによって近江牛を地域資源として認定しようということは、既にこのグレーゾーン、ないしは地場産品ルールに違反している市町があるという、そのルール違反を私は正当化するものじゃないのかなど、こういうふうを考えるわけなんです。この第179号第5条第8号ハというのは、本来であるならば地場産品というのを有していない、いわゆるPR能力に乏しいような市町があったとして、そこの自治体でも共通の資源としてふるさと納税の返礼品でこれを扱っていいですよとか、そういった緩和措置であるわけであって、既にルール無視の自治体があるにもかかわらず、これを正当化する手段として第5条第8号ハを使うという県のやり方に対して、私は強い疑念を抱いているわけであります。ということに対して、やはり町のほうからも、これがルール違反を正当化するためのやり方なんじゃないのかという言い方でもって、やはり強く抗議をしていただきたいなど、私は考えています。

それから、地域資源認定というものに当たって、いろいろ他県の例を調べてきたんですが、兵庫県でも同様に地域資源認定で田島牛、神戸牛を県内の返礼品として扱えるという地域資源認定、同じようなことをしているんです。ただし、この地域資源認定の期間を区切っているわけです。この場合は、令和2年10月から令和3年9月30日まで限定的に、県内のどこの市町でも扱えますよという共通の地域資源として神戸牛と田島牛を扱うという、そういう期限付の地域資源ル

ールをつくっているわけなんです。

ところが、この県の施策というのは、近江牛を全体で使えるということにはしているけど、どういうルールでやるのかというのがいまいよく見えてこないんだと。兵庫県のように1年で見直しますよと、その見直すタイミングを必ずつくりますとか、そういったことを言っているわけでもないのに、その辺に対してのルールの在り方について、執行部としてどう捉えて、どのように働きかけを行っていくのかということをも1点、再質問で伺います。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

県内19市町のうちで、実際に15市町で近江牛の生肉を提供しているのではないかと御指摘でございます。

当町のほうでも確認しておりまして、ふるさとチョイスのホームページ等を確認して、15市町でそれぞれ提供していることを確認しております。さらにその中で、近江牛を肥育していない市町、ゼロ頭の市町も提供しているという認識もしております。グレーな対応と先ほど言われましたけれども、そういったところの正当化を県はされるのではないかと御意見も、令和2年11月、県内市町のそれぞれのふるさと納税担当課長を集めました会議がございましたけれども、その場で、ほかの市町からでしたけれども、県に対して今の現状に対しての明確な基準を示すべきではないかという意見もあったわけですが、それに対しての県からの明確な回答はないという状況でございます。

また、田島牛であったり、神戸ビーフの再質問もいただきました。こちらのほうも全国の牛肉の関係を調べさせてもらって、田島牛と神戸ビーフの違いですね、神戸ビーフはA4なり、B4以上のランクのものであったりとか、そういう明確な基準がありますので、そういったところを竜王町としても歯止め策として、これから強く求めていきたいなというふうに考えております。

以上、再質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 私のほうからも、追加補足で説明させていただきます。

まず、今回の取扱いの関係につきましては、中村議員がおっしゃるとおりでございます。もう既に19市町のうち15が取り扱っているということで、仰せのとおり今のルールが守れていないというのが確かなことでございます。

そのような中で、また町長のほうからもお話があると思いますけれども、竜王町のほうでも畜産振興部会という部会がございまして、各畜産農家の方に町長自らそれぞれヒアリングといいますか、回っていただき、1事業所については回れなかったわけですが、全てについて回っていただいたということでございます。

そのような中で、特に意見として多かったことは、やはり今、中村委員がおっしゃいましたように品質の問題でありまして、ブランド力が低下するということでございます。いろいろ考えはございますので、一時的に消費が拡大がするというメリットもあるかなということでございますが、やはり一番危惧されていることにつきましては、長い意味でいいますと、品質が保てるのかということでございます。それは生産者の立場でございます。

もう一つは、近江牛の品質を確保する上では、やはり取り扱う業者がきちっと一定のブランド、品質を担保するものを返礼品として取り扱うということで、県のほうでは19市町の職員に対して、いろんな研修とかも考えておられるんですけども、我々としては、やはり取り扱う業者がしっかりとした品質の、一定基準のものを取り扱うようにしないと、先ほど中村議員がおっしゃいましたように、何ちゅう近江牛やと、このようなことにつながっていくということで、現に幾つかの市町ではそういうトラブルが多数起こっているということでございます。そういう面では、各畜産農家さんの御意見を踏まえた中で、竜王町としてきっちり書面の中で県のほうに訴えさせていただきたいということでございます。

それからもう一点、県下でのいろいろなルール化ということで、全国的には各県のほうで、県自身がこのふるさと納税に取り組まれている都道府県もございまして、そういう部分も申し上げなありませんし、滋賀県のルールが明確になっていないということですので、反対ということも含めてそこら辺をしっかりと訴えてまいりたいなと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** それでは、再々質問をさせていただきます。ぜひ町長からもお言葉を頂きたいと思っております。

竜王町がこれまで行ってきた取組というものがございます。例えば平成28年10月には、「まるごと竜王産近江牛スキヤキプロジェクト in 竜王町産業フェア」というので、ドラゴンハットでスキヤキサミット等々をやりましたよね。そ

れから、東京の「ここ滋賀」のほうにも出向いて、近江牛のPRとか、地場産品を含めですけども、そういったことを竜王町のほうで主体的に行ってきた。それから、平成30年10月、講談師玉田玉秀斎さんによる新作講談「近江牛物語」お披露目とか、要は、県全域でオール滋賀でやっ払いこうという取組ではなくて、やっぱり歴史的、産業的にゆかりのある市町というのが率先して、この近江牛のブランドというのをアピールすることに力を注いできたわけです。それにもかかわらず、やっぱり肥育に全く関係のない市町というのがこれに、いわゆるフリーライダーみたいな感じで乗ってきて、近江牛というブランドを乱用するのではないかということ、皆さん懸念しているわけです。

先ほどの再質問の御回答の中では、県に訴えていきたいという話はあったんですけども、私は、こんなことを考える県に正面から言うよりは、もう国に訴えるほうがいいんじゃないかと思います。

特にふるさと納税の返礼品の指定に関しては、去年10月に制度変更がありました。最高裁判決で国が敗れるということがあって、それ以前は、いわゆる事後審査型という形で、返礼品というのを市町がどういうふうに扱っているのかという実態を見て翌年度以降の許可を出すという形態を取ってきたわけなんですけれども、昨年10月以降は、市町村からリストを上げて、こういったものを返礼品として扱いますというのを総務省に出して、その総務省が一つ一つ審査をして、太鼓判を押す形で扱っていいですよという事前審査型へシフトしたわけなんです。

ところが、その最高裁判決があったのが昨年6月末で、新制度の事前審査型に移行したのが昨年10月と、この間、3か月ちょっとしか時間がなかったというのもあったんでしょうが、ふるさと納税を行いたいという自治体1,786あったわけなんですけれども、そのうち総務省が事前審査型を通じて認定した自治体というのは、この1,786全ての自治体だったんです。ということは、国としてチェック機能は、事前審査型で本当に果たしているのかなと、という懸念があったわけなんです。

先ほど、肥育地でない自治体でも、近江牛を返礼品として扱っているじゃないかというグレーな実態があるということを使ったわけなんですけれども、国のほうできちんとそういうのをチェックしているということが行われていると、正直私からはどうしても思えないんです。

今年も事前審査型で、ふるさと納税で扱う品目に対してはきちんとチェックをするんだということ、国のほうは言っているわけなんですけれども、これがや

っぱり実態に即していないということをまず訴えていかなきゃいけない。県庁のほうはそれに先手を打つ形で、来月4月1日から地域資源にしますみたいな、グレーゾーンを正当化するようなことをしているわけなので、私は、やっぱりそのやり方は非常に汚いなというふうに思うわけです。

だから、ぜひ町長におかれましては、これに対して一体どういうふうに捉えているのかということと、私は、県ではなくてもう国に言うことなんじゃないのかなというふうに思うんですが、それについても御所見を伺います。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 中村議員の、本当に熱心な議論といたしますか、大変ありがたいことだなと思います。

この問題は、実は2年ほど前から起こっていることです。ただ、これを具体的に我々の問題として認識されたのは、約半年ぐらい前からです。もちろんもうおっしゃるとおり、本来的にはルール違反ではないかと我々は認識をしているし、それについて一番大事にしていかなきゃいけないというのが、竜王町は、本当はこの近江牛肥育の発祥の地だろうということ、また、歴史的にも肥育農家が頑張っていたいて、近江牛のブランドを高めてこられたことも間違いないということです。

したがって、私としては、やはりこの問題については中途半端なことでは困るということで、実は、肥育農家の約8割がこの東近江圏域です。愛知川から野洲川の間、これが肥育地域だと昔から言われてますけれども、そういう地域の市町が合同して声を上げていかなきゃいけないと思っているところでございます。

今のふるさと納税返礼品の状況をいうと、近江八幡市がかなり30億円台の寄附を集めているということ、それから、東近江市が4億円ぐらいの寄附を集めていること、また、高島市が4億円ぐらいかな、竜王町は2億円と、こういうのが今の状況です。そのうち、竜王町の約7割強が近江牛だと、そういう背景もあって、近江八幡市としては、今までのふるさと納税に対する取組も含めて、また大中での肥育ということも含めまして、市として基本的に反対だと、これはルール違反であるという認識をして反対を表明しています。併せて竜王町も、もちろんルール違反ではあるけれども、さらに加えて歴史的な今までの肥育農家の努力というものが無になるリスクがあるということで、私も反対をしています。

一方、これがプラスの面というのは、多分消費の増加につながる可能性もあるということからすると、昨今のコロナ禍における牛肉の価格とか、将来に対する

需要とかを考えたときに、本当にどうなんだろうと、私はその意味で、このルール違反の問題は別にして、竜王町の肥育農家の皆さんの意見を聞いて回ったんです。やはりある意味、これは個別の話じゃないんだけども、例えば若い生産農家の方は、逆に言えば賛成だという方もおられたし、はたまた近江牛に愛着を深く持っておられる方々は、やっぱり心配だと、品質というのをしっかり守っていかなきゃいけないという御意見も多くありました。

したがって、私は、この思いをしっかりと県には伝えようというふうに思っています。本当は2市2町が連盟してというのが一番望ましいと思いますが、少し思いに濃淡がありまして、近江八幡市は反対、竜王町も反対、それぞれの中で反対理由は少し違うんですけども、それを文書にして、できるだけ早く出したいなと思ったんですが、なかなか県のほうも県議会をやっていますので。ですが、ちょうど明日届けることになっています。その席で、中村議員がおっしゃったようなことについても話をしておきたいと思えます。

内容については、やはり品質をしっかりと維持しないと、本当に近江牛ブランドが一気に低下する。特に現時点で日本三大和牛って言ったって、近江牛を認識しているのは、我々の滋賀県と京都、大阪の範囲なんですね。神戸ビーフ、あと松坂牛、これはかなりブランド力あります。ただ、逆に近江牛のブランドよりも、例えば米沢牛とか、また九州地域の牛とかがかなり量が多いんです。

今、竜王町に一番必要なのは、良い牛をたくさんつくること、これが一番重要だろと思うています。それで、それを東京に持っていったり、もっと言うなら海外に出す、こういうことをチャレンジされる肥育農家が、この竜王町にはおられます。そういう意味で、この竜王町の肥育農家を守っていききたいというのが私の本来的な思いなんです。だから、品質を落とすなど。品質を落とさないためには、これはもう兵庫県が規定してますけど、神戸ビーフの基準はA4、B4以上という品質基準があるんですね。これをしっかり守ってほしいと。竜王町の返礼品として出している牛というのは、A4、B4以上の牛なんだと。だから、それをしっかり守るといことと、生産農家の名前を明記すること、これをしっかり要求したいと思っています。

もう一つは、品質を維持していくということで、そういう意味の生産拡大をバックアップするのは県の仕事だと、本来的に。こんなふるさと納税云々という議論ではなくて、竜王町の牛をしっかりと、もしくは滋賀県の牛をしっかりと高い品質の牛を生産して供給する、そうしないともう三大和牛なんて言われなくなります

よ。ということを申し上げたいなというふうに思っています。

加えて言うならば、この問題の本質は、この取扱い業者の人なんですね。牛を生産している人が良い牛を出しても、逆に、先ほどお話のあった400グラムで幾ら云々という、もしそれが例えば600グラムで同じ値段だったら、それは消費者の方は、これはいいわなと思わはるかもしれませんが、品質を落とすということになる。それが売り文句になって、例えばいろんな肉を集めてパックして、量を増やすということも可能です。

ところが、問題なのは、そういう業者が申請をしてこられたら、自分のところが、例えば草津市に店をオープンしてこういう肉を扱くと、ふるさと納税の指定業者にしてほしいという申出がもしあったら、これを認定するのは市町なんです。それを拒否する権限はないわけですよ。例えばいろんな法律違反をしているとか、そういうことが明確であれば別ですよ。そうでなかったら拒否はできない。そこがビジネスをやったときに、結果として責任を持つのは、認定した当該市町なんです。県は持たないんです。そういう仕組みになっているんです。

先ほどおっしゃった、国へという話もあります。ある市から国に同じ相談をされました。国は、総務省が言っているのは、この制度は、要は地域資源ということについては県の権限でやってもらうと、そういうふうに明確に言われているんです。だからこそ、私は、県が責任を持ちなさいと、共同責任だと、認定した市町の責任もあるでしょうけれども、県もしっかり責任を持ってほしいと、そんなことを申し入れようと思っています。明日、知事に会えれば行けるけれども、会えなかったら江島さんという、今は総務部長で、今度副知事になりますけれども、彼の所管の仕事ですから、はっきりそこは言っておきたいなと思っています。

ですから、もちろんルール違反とか、法律とかいろんな議論があるんですけども、県の権限でというふうに言われてしまうと、これ以上は我々としては言えない部分もあるので、訴訟するというのはあるかもしれないけど、それがいいかどうかというのはまた別議論ではあると思うし、どちらかという、やっぱり良い牛をたくさんつくらないと、量が少ないというのが近江牛の弱点でもありますので、だから、そこをしっかりと供給してくれる基地が竜王町だというふうにしていければなと思っていますところですよ。

いずれにしても、今いろんなお話も頂いたので、それとやっぱり僕は、約5割を占めている生産地の意見を聞いたというんですけども、丁寧に聞き取りしていない。やはりそういうのが反対された地域資源なんて認めてないですよ、各県は。



例えば、宮城県で同じような海産物を地域資源に認めますけど、それもほかの地域の賛同があって初めて、反対があったら認めてないですよ。だから、そういう意味では言わずもがなです、この問題は。だから、私としては、竜王町の肥育農家を大事にする。また、意見を聞いて、そこの意見を活かすような形での対応を申し入れようと思っています。もちろん近江八幡市とも協力しながら、またいろんな意味で進めていきたいなと思います。

一応回答になっているかどうか分かりませんが、ちょっと思いとしてはそういうことですので、どうぞよろしくお願いします。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○町長（西田秀治）** 私も1つ言い忘れたというか、せつかくの機会ですのでお伝えしておかないといけないんですけども、やはり今後、ブランド化とか、差別化というものをもっと進めないかんだらうと、だから、近江牛ということだけじゃなくて、近江の竜王の牛と、これをやっぱりもっと打ち出していく必要がある。そのために、生産者とか産地を明記するということをしていく必要があるんだらう、併せて、「竜の舞」というお米がありますけれども、無農薬のお米ですけど、これも「竜」という名前がついているわけですから、お米にしてもやっぱり竜王町というものをもっと売り出さないかんだらうし、果樹についても竜王町の果樹やということをしっかり打ち出すような、差別化のブランド戦略を進めないといけない。今回のいろんなお話を聞いて、私もそういうふうに思いましたので、今後、そういう面でも推進をしていきたいと思っています。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** それでは、次の質問に入る前に、質問及び答弁は、簡単明瞭にお願いいたします。

それでは、次の質問に移ってください。

**○2番（中村匡希）** それでは、2つ目の一般質問に移らせていただきます。

令和3年第1回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項、「町ホームページで移住定住情報の充実を」。

移住定住を検討される方が情報を収集する上で、必ず調べるのが行政のホーム

ページである。県内の6町を調べたところ、ホームページ上で空き家バンクや暮らしの情報など、移住定住を希望される方向けの情報を掲載しているのは4町あった。しかし、竜王町は専用のページを設置しておらず、本町での暮らしに関心を持たれる方への情報提供が満足に行われていないと感じる。

本町が行っている小中学生の医療費無償化や「若者定住のための住まい補助金」は、移住希望者へPRする力も大きい施策であると考ええる。しかし、それらはホームページ上の個々のページで掲載されているため、外から竜王町に興味を持たれる方には十分に伝わらないおそれもある。

町内での暮らし、歴史文化、子育て、教育の情報など、現在ホームページ上に点在している情報や取組を集約し、移住定住を検討される方々に一元的に情報提供を行うことが必要であると考えるが、執行部の見解を伺う。

**○議長（小西久次）** 図司未来創造課長。

**○未来創造課長（図司明德）** 中村匡希議員の「町ホームページで移住定住情報の充実を」の御質問にお答えいたします。

町の情報については、広報りゅうおう、ホームページ、子育て支援サイト、定例記者会見、公式アプリ「しるみる竜王」など様々な媒体を通して、多くの方へ提供しているところであります。

現在のホームページを見てみますと、町民に向けた制度活用を主眼に置いた構成となっていることから、各施策や事業が個別に掲載されており、見たい内容が一元化されておらず、移住を希望される方など本町に興味を持っていただく方にとっては、見やすく分かりやすいものではない状態と言わざるを得ない状況であります。また、子育てに関する情報については、専用サイト「りゅうおうすくすくタウン」を平成23年から開設し一元化しておりますが、分かりやすいホームページからの誘導など、さらなる周知が必要と考えております。

豊かな自然や田園に囲まれ、四季折々の実りあふれる環境の中で暮らすとともに、多様な働き場があり、中学卒業までの医療費無償、特徴ある教育や定住への支援などは、竜王町で暮らすことによって受けることができるサービスであり、竜王町で暮らすことの魅力であります。

現在、策定を進めている第六次竜王町総合計画の意見交換の中でも、竜王町総合計画審議会からは、竜王町の住みやすさや良いところをもっと発信するべきであり、取り組んでいる施策や事業についても、町民への発信はもちろんのこと、広く町外の方も意識した中で、その内容を検討することも必要ではないかとの御

意見を頂きました。そのため、第六次竜王町総合計画の基本理念において、「農工商観光が揃ったまちの魅力が町内外の若者をはじめとした多くの人に届くよう、発信力を高める」ことを掲げるとともに、重点プロジェクトに「観光振興、プロモーション推進プロジェクト」や基本施策に「町の魅力発信と定住の促進」を新たに位置づけたところでございます。

今後は、町民だけでなく竜王町に関心を持っていただいている町外の方も意識した中で情報発信を行っていく必要があります、その中で移住定住者にとって知りたい情報が一元化された見やすいものをできるだけ早い時期に提供できるよう、町ホームページへの掲載方法を工夫することにより、竜王町での暮らしの魅力や竜王町の良さを多くの方へ発信してまいりたいと考えています。

最後に、第六次竜王町総合計画では、目指すべき将来像を、「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～心弾む 新時代へのチャレンジ～」としており、若者をはじめ全ての人が竜王町で暮らしたいと思えるように、引き続き子育て支援や教育環境などの充実を図り、竜王町魅力を高めるとともに、その魅力が町内外の多くの人に届くよう、今まで以上に発信力を高めてまいります。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 再質問をさせていただきます。

基本的には、今頂いた回答で全てだとは思いますが、私も、自分自身が移住者という立場で竜王町に来る前に、いろいろ竜王町のことを調べる機会が過去ありまして、そのときにほとんど出てこなかったんですね。

確かに竜王町というのは、質問でも申し上げたとおり、小中学生の医療費無償化とか、若者定住のための助成金とか、いろいろ良いことをされているんですけども、それを何とか町の外側にお住まいで、さらにこの竜王町の暮らしに興味を持っていただく方に届くように、取組をやっていただきたいと思います。

県内の19市町の中でも、いろいろ取組を進めているところと、そうでないところもありまして、積極的なところは、いわゆるポータルサイトというのを立ち上げているんです。ポータルサイトというのは、行政のホームページとは別枠で、また新たにインターネット上のドメインを取得して、専用のホームページを立ち上げるということなんです。「ポータル」というのは、入り口とか、玄関口ということですので、移住定住の総合窓口として新たにネット上のホームページを立ち上げて、そこでいろいろ暮らしだとか、歴史文化、それから助成金、暮らしが

どうであるかという基本的な情報について提供を行っていくという仕組みをされているところがあります。

代表的なところでいいますと、彦根市、長浜市、あるいは高島市、それから湖南市もやっておられますね。東近江市に関しては、市のホームページの中に移住専用のページを、行政のホームページの中に設けているとか、各市町によっていろんな取組をされているわけなんですけれども、基本的にはホームページのどこかで行うか、別枠でポータルサイトと呼ばれる特設サイトを立ち上げて、そちらのほうで移住定住の情報を総合的に提供しているといったような取組をされておられます。

6町の中で竜王町に関しては、今回いろいろ見た限りでは、良いことをもちろん施策として行っているんですけれども、なかなかそれを一元的に伝えるという仕組みがありませんでしたので、それについては、特に移住定住をされる方に対してフレンドリーであってほしいなと思います。

再質問ということで、私は基本的には、先ほど申し上げたようにホームページの中に作るのも構わないんですけれども、いわゆるポータルサイトとかいうように、もし移住定住に力を入れるという気持ちがあるのであれば、そのぐらいのことをしてもいいんだろうなと思っています。特にポータルサイトというのはインターネット上に立ち上げるだけのことで、そんなに高いお金がかかるような事業でもありませんし、ポータルサイトがあるというのは、やはりPR力が強いということですので、そういったことも取組としてやっていただく余地があるんじゃないのかなというので、どういった方法で今後、ポータルサイトなり、行政のホームページ内でなり、一元的に情報提供を行うのであるならば、どういう仕組みで行っていくのかとか、どういう気持ちでいるのかというところについてもう一点、伺います。

**○議長（小西久次）** 関司未来創造課長。

**○未来創造課長（関司明德）** 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

私どもも、他市町の状況も見させていただく中で一つ、やっぱり反省すべき点としては、今まで町民さんを主体に考えておる中で、実際その制度の利用者でありますとか、制度にのって申請方法であるとか、どちらかというところから主眼を置いていたというのが事実かなというふうに思います。

ただ、先ほどの回答でも頂きましたように、総合計画の審議会の中でもよく言われたんですけれども、他の市町の方とお話をするときに、竜王でこんな制度が

あるねんと、子どもに対してはこんなことをしてもらえるとという話をするとき、そんなことがあるんかと、竜王ってええなということをよく言われると、そのことをもっとしっかり伝えていく必要があるやろうし、それが結果として移住定住、また、第六次総合計画の一番大きな部分でもありますけれども、人口減少をできるだけなだらかにしていく、そこにも結びついてくるのかなというふうに思うところでもございます。そういった中で考えておりますのは、今までの制度というより、竜王町の暮らしを御案内できるようなコンテンツというのがメインになってくるのかなと。

今、東近江市というふうにお話を頂きましたけれども、例えば東近江市の場合ですと、動画を掲載されてます。東近江市で暮らしたらこんな暮らしができんねんでというようなことを、実際他の町から新しく住まれた方のインタビューとか、そういうことも含めて上げておられるようなところもございます。

できましたら竜王町におきましても、働きのある、環境が良い、教育環境も整っておる、当然これからのまちづくりというものもありますけれども、新しい小学校を建てていくという、これからの希望も含めまして、竜王で暮らすことによってこのようなメリットあるというようなことを、今はそれが点在しておりますので、一つの入り口として作らせていただきたいというふうに思っています。そういう意味では、広い意味でシティプロモーションというか、まち全体の宣伝というような形になればというふうに考えております。

ただ、町の公式ホームページの中でやるのか、別サイトを立ち上げるのかというやり方については、限られた人員の中でもございますので、可能な範囲を今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、できるだけ早い時期に入り口を作っていくということを主眼に置いて、取組をさせていただきたいと思っております。

以上、中村議員への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 最後に一言だけ。令和3年度から空き家バンクも竜王町は本格的に運用されるということで、受皿づくりと、ハード面での整備が空き家バンクであるならば、やはり移住定住のソフト面での情報提供というものも同時並行で充実させていかなければいけないことだろうと、第六次総合計画のスローガンの第一にあるのは、「若者も暮らしたい」ということで、今いる若者もそうやし、これから竜王町に来たいと思う若者も、同時に大切にしていっていただきたいと思っております。

それだけ最後をお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小西久次） 次に、9番、磯部俊男議員の発言を許します。

9番、磯部俊男議員。

○9番（磯部俊男） 令和3年第1回定例会一般質問。9番、磯部俊男。

「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る対応について」。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから早一年が経過し、国内の感染者数は、令和3年2月末現在で約43万人、死亡者数は約7,800人に上る。しかし、町民の感染者数は令和3年2月末現在で4例にとどまっており、これは、町民皆様方の感染予防対策の順守と協力による結果と思われる。

今年1月から11都府県に発令されていた緊急事態宣言は、3月7日までの期間を待たずして、2府4県では2月末に解除された。しかし、今後も感染の再拡大と変異株での対応等が課題となっている。

このような中、ワクチンの輸入予定量の確保が極めて困難な状況にあり、国内の高齢者約3,600万人分の確保は未確定となっている。また、このような未確定要素を含みながら、高齢者への接種は4月初旬と報告されている。

町内の高齢者向け優先接種の対象者は約3,500人であり、このような動向での接種計画、調整は、困難を極めていると推察する。

そこで、本町へのワクチンの配分数等の予測も含め、接種時における感染予防対策、接種後の経過観察、医師等の人員確保や接種に係る体制整備等に関して、現時点での計画、対策について考えを伺います。

○議長（小西久次） 続いて、1番、森島芳男議員の発言を許します。

1番、森島芳男議員。

○1番（森島芳男） 令和3年第1回定例会一般質問。1番、森島芳男。

「新型コロナウイルスワクチン接種について」。

新型コロナウイルスワクチン接種については、テレビ・新聞等で報道されているが、本町では、いつ頃になれば接種してもらえるのか不安でいっぱいの方が多くおられると思います。

また、町においては順次、準備を進められていると思いますが、ワクチンの配分時期に加えて、町内の医療従事者や高齢者をはじめ、全ての接種対象者への具体的な接種スケジュールについて町民への説明が必要ではないでしょうか。

また、接種に対する体制整備は進められていると思いますが、不測の事態が起こらないとも限らず、集団接種のシミュレーションを実施し、検証すべきと考え

ますが、町の見解を伺います。

**○議長（小西久次）** 磯部俊男議員と森島芳男議員の質問に対し、一括して回答を求めます。

中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 磯部俊男議員の「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る対応について」及び森島芳男議員の「新型コロナウイルスワクチン接種について」の御質問にお答えいたします。

磯部議員の1点目の「接種時における感染予防対策について」の御質問ですが、公民館ホールでは、常時換気をしながら密閉を避けて実施できるようにいたします。15分間隔の予約体制を取ることで、密集を避けた受付や動線となるよう考えているところです。また、消毒を実施しながら、対面時にはパーティションやゴーグル等を使用するとともに、接種者同士の間隔を一定取るなど密接しないよう感染予防対策を徹底してまいります。

次に、2点目の「接種後の経過観察」についての御質問につきましては、公民館ホール内に経過観察ゾーンを設け、看護師を配置いたします。また、体調不良者のための簡易ベッドを準備し、緊急時に備え、救急車の進入路を確保できるような体制を考えております。

続いて、3点目の「医師等の人員確保や接種にかかる体制整備等」についての御質問ですが、医師等の人員については、3名の医師と3名の看護師の確保が現在できております。集団接種に係る体制については、健康推進課のみならず、他課の応援もお願いし、1回当たり、医師、看護師も含め25名程度の人員で検討しているところです。

続きまして、森島議員の1点目の御質問、「接種スケジュールについて」でございますが、医療従事者のワクチン接種は3月5日から開始されています。高齢者へのワクチン配分予定としまして、4月12日の週に近江八幡市へ届く1箱975回分のワクチンのうち200回、100人分が竜王町にまず供給されることとなっておりますので、高齢者施設の入所者から接種を始められるよう準備を進めております。

その後、4月26日の週には市町に1箱ずつ供給され、6月末までに全高齢者3,600万人分のワクチンを供給するとの国の方針が示されたところです。この方針を受け、現在5月10日の週から集団接種を開始し、高齢者施設での接種、竜王町公民館での集団接種、医療機関での個別接種を組み合わせ、7月下旬には

高齢者の2回接種が完了できるよう計画しております。

次に、2点目の御質問の「町民への説明」につきましては、竜王町のワクチン供給が確定し、集団接種の全体日程が決まり次第、速やかに区長回覧、広報、防災行政アプリ「しるみる竜王」、ホームページ等でお知らせしたいと思います。また、4月中旬以降になりますが、住民票のある65歳以上の方へ接種券や案内文書を個別に郵送し、接種日、接種場所、接種時間、予約方法について御案内をいたします。

続いて、3点目の「接種に係る不測の事態への対応について」の御質問ですが、体調不良者、接種後の副反応への応急対応など様々な事態を想定し、4月初旬に集団接種の運営シミュレーションを予定しています。その中での課題を再度整理し、不測の事態への対応策をさらに講じていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る対応につきましては、正確な情報を提供するとともに、事前説明を丁寧に行い、町民の方が安心して接種いただけるように努めてまいります。

以上、磯部議員及び森島議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○9番（磯部俊男）** それでは、再質問を行わせていただきたいと思います。

コロナウイルスワクチン量の確保が極めて困難な状況もありまして、さらに不確かな状況の中で、高齢者先行接種対象者におけるワクチン接種期間が長くなると推測されます。多くのスタッフの方々が継続した協力の下で、接種体制等の確保が長期間を余儀なくされる状況と推察されます。

ワクチンの実施については、リバウンドによる感染拡大による感染への不安感が高いこと、さらにワクチン接種による重症度の軽減等から、従来のワクチン接種とは異なり、早期の予防接種の希望者が殺到することが想定されます。本町では、ワクチン接種の実施に当たって、先ほど説明がありましたが、ワクチンの接種人員は1回210名が制限であり、1日ごとの接種者の接種調整が必要となってくると思われます。

ワクチン接種の実施に当たっては、接種対象者が平等な条件の下で接種が受けられることが必要となります。まして、配給されるワクチン量が限定的なことから、これらの接種者の選定、実施に向けての対応が急務となります。このような状況の中、課題が山積する中で、町のワクチン接種に向けてどのような対策をされるか伺います。



○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 磯部議員の再質問にお答えいたします。

1点目の御質問の、受ける方々の平等な条件の下での接種についてでございますけれども、接種の順位については、国の示す優先接種の順位に従いつつ、高齢者の接種につきましては、御家族や御近所で誘い合って予約されるということも想定しておりまして、接種券を送付する際に、年齢や地域で発送の時期を変えることは、現在のところは考えておりません。

次に2点目の、ワクチン接種に向けての対応策についてでございますが、ワクチン供給の方向性は示されましたが、まだ不安定な要素があるのも実際のところでありまして。ワクチン供給はされる見通しの下ではあります。現在、集団での1日当たりの接種人数は、240名を最大に、5月当初は1日当たり150名程度、接種の時間は午後2時から午後4時の間で15分ごとの予約制で実施したいと考えております。

接種の方法につきましては、医療機関で接種できる個別接種につきましても、集団接種とほぼ同時期から実施できるよう、5月中には始められるように、現在町内医療機関と調整をしておるところです。

また、予約方法につきましては、竜王町ワクチン接種コールセンター、健康推進課内でございますけれども、お電話いただくか、インターネットでも受付ができるように現在準備を進めております。接種日によって予約開始日が異なりますので、案内チラシ等に分かりやすく記載し、スムーズに予約いただけるように努めたいと考えております。

いずれにいたしましても、ワクチンの安定供給が前提ではありますが、安心して接種いただけるように、接種に係る内容については、正しく新しい情報を発信してまいりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上、磯部議員への再質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 磯部議員。

○9番（磯部俊男） では、再々質問ということで、森島議員のほうからも質問がありましたので、重なるところは割愛させていただきます。

感染拡大防止については、地域での高い接種率の確保が非常に求められるところでありまして。我が国においては強制ではなく、努力義務と位置づけられておりますことから、きめ細かな接種者への周知徹底が必要となりますし、未接種の方々、またワクチン対象とならない子どもたちのためにも、この予防接種の高い

実施率を守るのだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、要望となりますが、先ほども答へをいただいたところもあるんですけども、集団接種を事情による受けられない方、また、参加できない方々についての心ある対応をお願ひしたいと思ひます。特に要望となりますけれども、接種対象者については、国に、まず医療従事者、続いて高齢者優先接種と定められていますが、しかし、コロナウイルス感染症発生でのクラスター状況から見ますと、病院、高齢者施設、また、養護施設等の発生が多く認められることから、町内において高齢者が世話になっている介護施設、また障害者施設等の方々、併せてこれに従事される方々の先行実施が、町内の高齢者感染予防対策として極めて有効と考えられます。併せて、基礎疾患を有する方々の先行接種を進めてはという考えです。

最近、全国の各市町においては、独自での接種に対する対応、実施策が散見されており、安全安心を第一義と掲げる竜王町としては、竜王町独自の接種での有効な対策をと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 磯部議員の再々質問にお答へいたします。

1点目の、接種率向上に向けての御質問ですけれども、議員御指摘のように、この予防接種につきましても強制的に実施できるものではありませんで、御本人の同意が必要となります。そのためにも、ワクチンを打つことのメリット・デメリットについて周知をお図りし、御本人さんの判断を支援することができるようにしてまいりたいと考えております。

あわせて、接種率向上に向けては、地域の皆様同士のお声かけもお願ひしたいと思っております。ひとり暮らしの方や高齢世帯の方など、ワクチンを打ちたいと思っておられましても予約方法が分からないなど、お困りなことが出てくるのではないかと想定しております。

先日、民生委員児童委員の皆様にも、高齢者への声かけやワクチン接種に係る御相談に乗っていただけるように説明の機会を頂き、接種に向けての御協力をお願ひいたしました。今後、健康推進員の皆様にも説明会を予定しておりまして、当日の運営も含めて御協力をいただく予定としております。

2点目の、集団接種に参加できない方への対応についての御質問ではありますが、公民館ホールへの交通手段のない方につきましては、御家族での対応や御近所同士の乗合いのほか、予約制乗合いワゴン、チョイソコリゅうおうを御

利用いただけないかというふうに思っております。また、寝たきりの方や往診を普段から受けておられる方は、往診時にワクチンの接種が可能ですので、通院可能な方は、住民票所在地の医療機関で接種もできます。一度医療機関の先生に御相談をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

磯部議員の御要望にもございましたけれども、高齢者施設から、竜王町としては先行で接種してまいりたいと思ひます。まず高齢者の皆さんに接種を進めた後、基礎疾患をお持ちの方々への対応も考えてまいりたいと思ひます。

また、ワクチンを接種したいのに行くことができないなど御相談がありましたら、健康推進課にて対応を検討してまいりたいと思ひますので、御案内いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上、磯部議員への再々質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次に、1番、森島芳男議員の再質問を認めます。

1番、森島芳男議員。

**○1番（森島芳男）** 竜王町で、4月初めに運営シミュレーションを実施予定とお話がありましたけれども、この前、読売新聞に載っておりました記事によりますと、3月14日に大津市が模擬訓練をされた意見として載っていたしましたので、ちょっと紹介させていただきます。

職員42名、住民44人参加で実施され、集団接種に向けて手順確認、受付や接種の準備に予想以上に時間がかかる。受付での本人確認や検温、予診票チェックから問診、接種、その後の待機時間中に副反応が出た場合の救急搬送までの一連の流れを確認した。受付が混雑したほか、医師からは、「上腕への筋肉注射のため、肩まで服をまくるのに時間がかかる」とありました。また、「注射器に薬液を入れておく準備が必要」、「副反応への対応を文書化して掲示すべきでは」と意見が上がったと載っておりました。

そこで、竜王町では、どの程度の内容、また規模で実施されるのか、その点についてお伺ひいたします。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 森島議員の再質問にお答えいたします。

4月初旬に集団接種のシミュレーションを、公民館大ホールにて実施したいというふうに考えております。先に様々な市町でシミュレーションを実施しておられまして、その御報告もいただいている中で、先日、場所の設営につきましてシミュレーションを行ったところです。実際にその4月初旬におきましては、人の

動きを加えて、集団接種に向けた整理をしていきたいというふうに考えております。

当日の運営につきましては、25名程度のスタッフで運営する予定としておりますが、今回、高齢者役、またスタッフの不足分につきましては、役場の職員さんの御協力を得て実施しようというふうに思っております。現在、まだ詳細までは決まっておりますけれども、30名前後の住民役の方を予定して実施したいというふうに思っております。当日は、実際の医師、看護師さんにも御参加いただいで、御意見を頂く予定としております。

実際には、ほかの市町から、受付や問診のところで時間がかかるというふうなことも伺っておりますので、竜王町では15分間隔の予約制に御協力いただきまして、予約の時間に本人確認書類や接種券、予診票を持っていただきまして、案内をしたいと思っております。検温や予診票に記入いただいた後、事前確認をしてから受付をいたしまして、医師の問診・予診を受けていただきまして接種をしていただきます。接種済証の発行の後、状態観察を予定しておりますけれども、全体として30分から1時間程度で実施していけるようにしたいというふうに今のところ考えておりますので、そちらも確認したいと思っております。

いろんな事態を想定するという意味では、高齢者役の皆さんには、いろんな想定を含んで御協力いただき、不測の事態への対応もシミュレーションの中に加えていきたいというふうに考えております。

以上、森島議員への再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 森島議員。

**○1番（森島芳男）** この前、ワクチンの冷凍庫が故障して廃棄処分というような例があるわけでありましてけれども、竜王町においても、停電した場合とか、また、冷凍庫が故障した場合に、ワクチン保管に対しての対応についての対策、また、体制については準備ができているのか、その点について伺います。

**○議長（小西久次）** 中原健康推進課長。

**○健康推進課長（中原江理）** 森島議員の再々質問にお答えしたいと思います。

先日、ほかの市町で冷凍庫が停電してワクチンが駄目になったというふうなことを伺いまして、竜王町保健センターの電力供給について点検を行いました。電気回路といたしましても、竜王町の保健センターのほうに2台の超低温冷凍庫を設置する予定としておりますけれども、その2台を設置することも可能であるというふうに確認しております。また、様々な気候の状況等も、天災もありますの

で、停電時には、自家発電機を準備することとしておりまして、停電時にはそちらでバックアップができるようにし、ワクチンの温度管理が安定的に行えるよう準備をしてまいりたいと考えております。

以上、森島議員への再々質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 森島議員は自席へ戻ってください。

次に、9番、磯部俊男議員の発言を許します。

9番、磯部俊男議員。

**○9番（磯部俊男）** それでは、2問目の一般質問をお願いします。

質問事項は、「魅力ある竜王町の農業振興について」。

道の駅「アグリパーク竜王」は、昨年度より、農産物直売所面積を約3倍に拡張、生産者や消費者との交流スペースの充実といった取組が進められ、新型コロナウイルス感染症に係る非常事態宣言解除後の新たな展望での取組が進められております。

しかし、2020年農林業センサス結果の概数値では、基幹的農業従事者数（個人経営体）は、5年前の前回調査と比較して約40万人減少し、65歳以上の占める割合は69.8%となっている。本町も同様に農業情勢は厳しく、農業者人口の著しい減少と高齢化が一段と進み、後継者不足が引き続き課題となっている。

県内では最近、収益性の高い農業を目指しての果樹、高級野菜等の生産の新しい取組も見られている。そこで、農家や地域との連携の下、さらなる町の発信拠点として、道の駅「アグリパーク竜王」を活かした農畜産物の生産拡大及び意欲ある後継者の育成が喫緊の課題だと考えるが、町の支援、方策について伺います。

**○議長（小西久次）** 中山農業振興課長。

**○農業振興課長（中山孝彦）** 磯部俊男議員の「魅力ある竜王町の農業振興について」の御質問にお答えいたします。

令和元年度から、国の農山漁村振興交付金を活用し整備を進めてまいりましたアグリパーク竜王直売所増築工事と農村環境改善センター改修工事が完了し、先週20日土曜日にリニューアルオープンいたしました。議員御指摘のとおり、直売所は従来の約3倍の面積となりましたので、地元産の農畜産物の生産・出荷を拡大いただくことが重要となります。

町では、魅力ある農業の創生事業において、特産品の産地育成として、いちごや野菜のビニールハウス整備、白ねぎ、さつまいも、長いものブランド化支援、

食の安全安心推進として、減農薬減化学肥料栽培の果樹、野菜への支援、町内産野菜の増産と直売所への出荷に対する支援を実施しております。

令和3年度においても継続実施を予定しておりますので、より一層、生産者の皆様へ周知し、これらの支援策を活用いただき、出荷拡大につなげていきたいと考えております。また、直売所の増築に伴い、米の直売コーナーの拡充と精米機の更新を行いましたので、竜王町産米の販売拡大につながるものと考えております。

さらに、令和3年度、県において「滋賀の幸」サプライチェーン構築支援事業が実施される予定です。この事業は、直売所が新規展開策や多様な担い手確保策を実施する際、80万円を上限に事業費の3分の2が補助されます。アグリパーク竜王に事業を活用いただき、消費者からのニーズや情報を生産者へ伝え、需要に応じた農産物の生産に結びつけていただきたいと考えております。

また、意欲ある後継者の育成は、議員御指摘のとおり喫緊の課題です。

昨年11月27日に公表された2020年農林業センサスによると、町の農業経営体数は421経営体であり、2015年農林業センサスでは590経営体でしたので、5年間で169経営体の減少、減少率は28.6%となったところがあります。

昨年8月から開催しております竜王町農業のあり方検討懇話会においても、「人、後継者が主要な課題である」との御意見を頂いており、「集落営農法人の事業承継、農業経営を担う経営者づくりや地域の人材活用」が最も優先すべき課題とされているところです。「竜王町の農業が活力を維持し、持続的に発展していくためには、多種多様な人材が必要で、集落内はもとより、他市町で暮らす子や孫、甥姪、さらにはUJIターンなど、地域外の新規就農希望者も含め幅広く人材の確保・育成を検討する必要がありますが、地域の農業の課題や必要な人材を明らかにし、農業や地域の実態などを理解して地域で活躍する担い手を確保・育成することが重要である」と農業のあり方検討懇話会で議論されているところです。

町内の自動車メーカーと生産組合が協定を結び、従業員の方が果樹園や畑で農作業の支援を行う取組も始まっており、来年度、予定しております農業振興ビジョン検討委員会において御意見を頂き、「人」に関する支援策を検討していきたいと考えます。

以上、磯部議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○9番（磯部俊男）** それでは、再質問ということで。

調べてみますと、全国の道の駅数は1,180駅、県内には20の道の駅が登録されております。それぞれが「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」を共通コンセプトにされています。

道の駅に行く目的調査によりますと、1位は「ドライブ途中での休息のため」、これが81.2%、2位は「地域の特産物などのお土産を買うため」が69.9%、3位は「直売所で買い物をするため」が49.7%です。注目すべきは、2位以下が全てグルメに関する回答となっていることでもあります。

安全・安心・新鮮が基本の販売戦略であります。このことから竜王では、地域ならではの生産物、歴史と品質での近江牛、近江米、果樹、さらに年間700万人の来所者を迎えるアウトレットのエリアに属するという事です。

グルメをターゲットとして、繰り返しますが近江牛、特産の果樹、さつまいも、黒豆、来園者は近年50万人を超えており、コロナ禍の今年においても47万人を記録されております。

多くの課題を持ち、農業情勢は不安定要素もあり、前途多難であります。しかし、竜王町の恵まれた、培われた農業条件、環境、さらに販売拠点が整備されていることの改めて再認識が必要だと考えます。

今後一層の生産者の奮起と強い意志の下での、アグリパークの発信拠点を活かした取組が実践されることを基本と考えます。十分な時間をもつての検討の時間はないと考えます。再度、本町のこれからの農業展望について考え方を伺います。

**○議長（小西久次）** 中山農業振興課長。

**○農業振興課長（中山孝彦）** 磯部俊男議員の再質問についてお答えします。

竜王町らしい農畜産物の生産の拡大につきましては、先ほども申しました、竜王町の農業あり方検討懇話会においても3つ目の大きな課題というふうに位置づけられておまして、そちらにつきましても、来年度予定しております農業振興ビジョン検討委員会において御意見を賜りながら、支援策を検討していきたいと考えております。

また、直売所等につきましては、令和3年度予算におきまして直売所活性化事業、また道の駅地域活力育成推進業務を予定しておりますので、これらをアグリパーク竜王に活用いただき推進を図っていききたいと考えております。

以上で、磯部議員の再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 磯部俊男議員の再質問について、私のほうからも時間を頂きます。

今、町全体のアグリパーク中心にしての農業振興については、中山課長から申し上げたところでございます。

あともう少し、町全体としては様々な課題があるということで、今、話がございましたように担い手の問題、それから基盤整備、生産力の向上等々の課題がございますので、この点については、本年から進めております農業の在り方検討会、次年度以降については名称は多少変わるとは思いますが、組織を拡大しながらしっかりと議論を深めてまいりたいと考えております。

その中で特に道の駅につきましては、午前中の質問にもございましたが、まづかがみの里の分については、今現在のかがみの里の用地、さらには隣の民有地の活用ということで、これについても令和6年10月までに買収することになっておりますので、それを見据えた活性化計画を、今ちょっと業者の募集を行っておりますけれども、来年度早々から策定してまいりたいと考えてございます。

併せてアグリパークにつきましても、先ほどありましたように直売所の増築、また、改善センターの改修なり着実に進めておりますので、来年度もう少し工事をする中で、より集客施設の高いアグリパークに持っていきたいと考えております。

そういうことから、かがみにおきましても、アグリパークにおきましても、今後10年先を見据えたようなそれぞれの持続的な活性化計画が必要かと思っておりますので、同道の駅については、そうした地域の方々と連携しながら長期的な計画を立てたいと思っております。

町全体としては、今の農業ビジョンを本当の意味で中身のあるビジョンにするために、そうした検討委員会の中でいろんな方々の御意見を賜りながら、まちの施策、農業の在り方につきましてもまとめてまいりたいと考えております。

以上、磯部議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 磯部議員。

**○9番（磯部俊男）** また竜王町全般の農業に係る政策の進め方についてもいただきました、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年度も農業関係者、団体も集められていろんなことを検討されてこられたということとともに、回答の中でいただきました竜王町の農業振興ビジョン検討委員会を立ち上げて取り組んでいく、これが大きな竜王町における振興の羅針盤で



あり、また、新たな目標設定に農業者が一段と取り組めることを、精神的な柱になることを祈念いたしまして質問を終わります。

**○議長（小西久次）** 次に、7番、大前セツ子議員の発言を許します。

7番、大前セツ子議員。

**○7番（大前セツ子）** 令和3年第1回定例会一般質問。7番、大前セツ子。

質問事項、「独居高齢者等への継続的な支援事業の状況は」。

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業の特別加算事業として、地域の独居高齢者等への継続的な支援事業が実施されています。

本町の高齢化の状況は、2021年1月1日時点で人口1万1,848人に対し、65歳以上人口は3,362人、高齢化率は28.4%であり、前年の27.6%より高くなり、独り暮らしや高齢者世帯の方も多くなっています。

そのような中、コロナ禍では地域のふれあいの場を奪われ、独居高齢者等の方々は、人と出会う機会もなく、寂しい日々と感染を心配されての毎日だと思えます。今だからこそ、独居高齢者や高齢者世帯の方々の見守り支援として、心に寄り添う取組が求められているのではないかと考えます。

そこで、当事業の取組状況と課題、今後について伺います。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** 大前セツ子議員の「独居高齢者等への継続的な支援事業の状況は」の御質問にお答えいたします。

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金事業は、平成30年度から令和2年度までの3年を単位とし、住民自治の振興と全ての世代が笑顔で暮らし続けられる地域共生社会を実現するため、地域住民による安全、安心なまちづくりや地域の課題を解決する自主的な取組等に対して自治会に交付金を交付する事業でございます。

さて、当該交付金事業は、大きく分けて「地域共生まちづくり活動」、「安全・安心なまちづくり活動」、「生活基盤の整備活動」、「その他特認事業」の4つの事業区分があり、自治会内での高齢者支援、子育て支援などのソフト事業の実施や消防・防災、防犯対策、交通安全対策、ごみ集積所や集会所の維持管理などのハード事業に対して交付金の交付を行い、自治会活動支援として実施しております。

また、本交付金制度においては、町として特に取り組んでいただきたい事業を特別加算事業として、災害時要支援者サポート事業、独居高齢者等支援事業、子

育て支援事業のメニューを設け、1事業の実施につき5万円の加算を行うこととしております。特別加算事業である独居高齢者等支援事業については、おおむね週1回以上、通年で、独居高齢者や高齢者世帯を対象とした継続的な支援として家庭訪問や見守り支援を行っていただいております、平成30年度は5自治会、全体の15%、令和元年度は8自治会、全体の25%で取り組んでいただいております。

課題といたしましては、自治会から、「見守り体制を検討し、実施には至ったが条件となる見守りの回数を満たせず、独居高齢者等支援事業の対象とならなかった。支援計画の策定を含めて対象としてほしい」、「自治会規模が大きく対象者が多いため、条件となる見守りの回数を達成できない」との声を頂いており、事業の対象となる条件について見直しを予定しております。

具体的には、現在の交付金事業は、独居高齢者等支援事業の対象となる条件として、通年で週1回以上の実施を条件としておりましたが、令和3年度からは、通年で月2回以上の実施に条件を緩和するとともに、事業実施に向けた独居高齢者等支援計画の策定についても事業の対象とし、取組の促進を図りたいと考えております。併せまして、取組の事例紹介を通して、他の自治会でも積極的に取り組んでいただけるような仕掛けをしてまいりたいと考えております。

以上、大前議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 西村福祉課長。

**○福祉課長（西村忠晃）** 大前セツ子議員の「独居高齢者等への継続的な支援事業の状況は」の御質問にお答えいたします。

独居高齢者等の継続的な支援については、行政や地域において、自助、共助、公助を組み合わせ、それぞれのできることや役割を踏まえた多面的な支援体制が必要です。現在、独居高齢者等に係る行政の支援として、栄養改善と安否確認を兼ねた配食サービス見守り事業や自宅での急病等の緊急事態に対して支援協力者が駆けつけることのできる緊急通報システム事業を実施し、近隣住民や事業者とともに独居高齢者等の安心、安全の確保に努めているところです。

また、地域においても様々な支援が実施されています。特に今般のコロナ禍では、民生委員活動や福祉委員会活動として独居高齢者等へマスクを配布するなど、訪問活動を通して独居高齢者等が地域住民と顔を合わせる取組が行われています。

こうした行政、地域での支援があるのですが、引き続き、支援の拡大、強化を図る必要があると考えています。

コロナ禍という現状は、地域での独居高齢者等への継続的な支援を考慮する上で、地域福祉活動の在り方を地域住民間で振り返る機会ともなっていることから、独居高齢者等への支援について大きな転換期となり得るとも言えます。

このような現状や今後のさらなる少子高齢化社会を地域として乗り越えていくためにも、今ある行政及び地域の支援ツールを踏まえ、独居高齢者等の生活の心配ごとを地域全体で共有し、その解決に向けた仕組みをつくる必要があります。

その一環として、令和3年度からの「いきいき竜王長寿プラン」においても、町社会福祉協議会と連携し、災害時の避難及び日常の見守りを近所同士で行える体制づくりを自治会とともに進めていく「ご近助」体制づくり事業を重点取組として掲げており、引き続き取り組むこととしております。

独居高齢者等を取り巻く親族、友人、近所、自治会等多様な主体が何を担うべきかを地域間で議論、整理することに行政も積極的に関わっていき、継続性のあつる見守り支援等、地域福祉力の強化を図りたいと考えております。

以上、大前議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** ただいま説明いただきましたが、独居高齢者等支援事業の取組は、取り組んでいてもまだまだいろんな課題があり、また、まだ取り組まれていない自治会もまだまだあるということが分かりました。

そんな中、私の地域では、コロナ禍にあつても、できる範囲で見守り支援を何とか続けています。私も、地域の協力者の1人としてお家を訪問したり、メールや電話、立ち話、お出かけ、集りの場等での声かけなど、項目を具体的に挙げ、密にならない工夫をしながらコミュニケーションを取つて活動を続けています。今までふれあいの場としていたコミュニティカフェや各教室、居酒屋、地域の行事などが中止となり、外出の機会や人との交流が少なくなると、「独り言が多くなつて」とか、「何もする気がしなくて落ち込んでいる」と言われます。このことが認知症へと進むことにもなりかねません。

各地域では、社協の方や民生委員さん、地域で活動されているグループの方などいろいろな方が関わつてくださっているようですが、この前行われました町の大形ごみ回収の際には、西川の居酒屋メンバーが、高齢者世帯の方が自分では出せないたんすや大型家具の搬出をしていただき、とても喜ばれました。このような困り事解決を地域で少しずつ支えられたらいいなと思います。

この支援事業をさらに広めて続けていくために、町としてこれから地域とどの

ように関わっていかれるのか伺います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 大前議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど申しましたけれども、未来へつなぐまちづくり交付金での独居高齢者の見守り支援につきましては、特に各自治会のほうで取り組んでいただきたかったことでメニュー化して、特別加算としての事業としているものでもございます。この第1期から始まりました平成30年度については、先ほど申しました5自治会、また、令和元年度は8自治会が取り組んでいただきました。令和2年度につきましては、今のところ計画としては10自治会が提出いただいておりますが、この3月末で事業実績の報告を受けるというところでございまして、まだ全ての実績報告はされておきませんが、このコロナ禍であって、少し事業は停滞しているのかなというところもございまして。

この令和3年度からにつきましては、第2期、3か年の初年度ということで、自治会で計画をして始まるというような年でもございまして。そういった重要な年でもございまして、4月開催予定の初区長会におきまして、丁寧に御説明のほうをさせていただきながら、これまで取り組んでこられました各自治会の状況についても情報提供等をさせていただきながら、また先ほど福祉課からの回答にもありましたように、行政の横の連携も含めましてこの見守り活動について市内の中でしっかりと広がっているように支援、アドバイスに努めていきたいというふうに考えております。

以上、大前議員の再質問の御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 大前セツ子議員の再質問に回答したいと思います。

先ほど総務課長のからもありましたけれども、まちづくり交付金事業の特別加算の設定であったり、また交付条件の緩和等といった仕掛けがあるわけではございますけれども、そういった設定をしつつ、地域にどのように関わっていくのかというところでございますけれども、地域の支え合いについての関係機関、福祉課も含め、またまちの社協等も含めてですけれども、地域における会合、それから研修会等に出向く等いたしまして、先ほど「ご近助」体制事業の話もさせていただきましたが、そういった情報提供であるとか、助言・指導等ができればなど考えておるところでございまして、地域における福祉力の向上について、地域と

ともに検討を行っていくというところで関わっていきたいと考えているところでございます。

以上、大前セツ子議員の再質問の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** さらに広めていただきたいと思います。私もお会いしてお話をすると、いろんな話を聞かせていただきます。そして帰るときは、「また寄ってや」と声をかけてくれます。この言葉に込められた思いに応えられるように、私も地域で取組をさらに広めていききたいと思います。

質問を終わります。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○7番（大前セツ子）** 質問事項、「マイナンバーカードの普及促進は」。

マイナンバー制度は、行政の効率化・国民の利便性の向上・公平公正な社会の実現のため、2016年（平成28年）より運用がスタートしました。本町でも平成30年8月より、役場でマイナンバーカードの申請に必要な顔写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの交付申請を支援しています。

このマイナンバーカードは、本人確認の際の公的な身分証明書としてこれ1枚で済むカードであり、様々な場面で活用ができる。

しかし、通知カードは受け取っているけれど、マイナンバーカードは申請していないという方がまだまだ多いと聞きます。また、個人の所得や資産状況の情報が流出するのではないかとといった、マイナンバーカード紛失時の心配などにより、今すぐ申請しなくても不便を感じないと思われる方が多いようです。

運用開始から5年が経過したものの、マイナンバーカードの普及率は低く、未申請者に対し申請を促すため、再度、交付申請書が送付されていると聞きますが、本町におけるマイナンバーカードの普及状況、並びに普及促進のための取組状況についてお伺いします。

**○議長（小西久次）** 中畷住民課長。

**○住民課長（中畷幸作）** 大前セツ子議員の「マイナンバーカードの普及促進は」の御質問にお答えいたします。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野において、それぞれの行政機関に存在する個人情報を同一人の情報として確実に、かつ、迅速に特定し、便利な暮らしとより良い社会の実現を目指すことを目的に、日本に住民票を有する方全てに振り分けられる番号で、平成28年から運用が開始されました。

運用開始から5年が経過しましたが、本町におけるマイナンバーカードの交付率は、令和3年2月末時点で約23%となっております。県内19市町中14番目で、滋賀県全体では約29%であり、市域での交付率に比べると下回っている状況です。また、全国の交付率は25.2%で、まだ低い状況です。これまでも、カードを取得することにより、身分証明書としての利用やコンビニで行政証明書が取得できるなどのメリットはありましたが、拡大には至っておりませんでした。

しかしながら、令和2年度には、特別定額給付金の手続や消費拡大策としてのマイナポイント事業が実施され、徐々にマイナンバーカードの注目度が増し、本町においても申請数が急増し、昨年同時期の交付率11.5%を大きく上回り増加しています。

その中で、国においては、各種行政手続のデジタル化に併せてマイナンバーカードの普及を図っており、令和4年度末には、ほぼ全員が取得することを目指し、周知広報するとともに交付申請書の再送付も行っています。

本町の取組といたしましては、これまで転入時や確定申告の手続に来庁された方に対して案内をしたり、町広報での定期的な周知を行っております。また、昨年末には、近隣市町と合同で商業施設のスペースを借用し、店舗への来場者を対象に出張申請サポートを実施いたしました。

今回、広報3月号で特集いたしました、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が3月から始まっています。この機会に、本町においてもカード取得のメリットやカードの安全性をより具体的に周知広報するとともに、他市町の実施状況等を検討し、住民の方が手続をしやすい環境をつくっていきたいと考えます。

以上、大前議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** 本町においても、入り口にマイナンバーカード申請場所の案内を出すなど、町民の皆様に分かりやすく対応していただいていますし、出張申請サポートもされたとの説明でした。昨年の春には、マイナンバーカードがあれば特別定額給付金はオンライン申請でとPRされましたが、これは、良くも悪くも話題になりました。また、9月からこの3月末までマイナポイントの実施があり、受付は終了しましたが、この制度は9月末まで延長されましたし、滋賀県では、今は終了していますが、「滋賀応援ポイント」付与もあって、ポイントに興味のある世代の方にはお得感があったと思います。本町でも申請数が急増したとのことですが、しかし、今の普及率から見れば、まだまだこれからなのかと分

かりました。

先ほどの説明にもありましたが、3月号の広報りゅうおうで、この3月より順次、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるとありました。私が興味を持ったのは、このカードを持つことにより、出先で病気や災害に遭っても、本人の同意があれば医療機関で情報共有ができるとあり、とても安心につながると思いましたし、確定申告でも医療機関等の領収書がなくても手続きができるとあり、来年からは医療費控除が楽になると思いました。

それぞれ各年代や生活状況により、申請しようと思う役立つメリットや行政サービスはいろいろあると思います。そんな中でも、まだまだ住民の皆様マイナンバーカードの必要性が周知できていないと思われます。改めて、マイナンバーカードを作ることにより受けられる各種住民サービスとはどのようなものがあるのか伺います。

**○議長（小西久次）** 中畷住民課長。

**○住民課長（中畷幸作）** 大前議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを取得することによって、どのようなメリットがあるかということでございます。

特に世帯によって、いろいろな持ち方によって違うが出てくるんですが、マイナンバーカードを持つことのメリットについては、改めて整理させていただきますと、既に交付されています活用方法といたしましては、本人を確認する場合の公的身分証明書となること、また、コンビニなどでの住民票、各種行政証明を取得できる、税金の電子申告ができることとございます。また、大きなメリットとしまして、先ほど回答でも申し上げましたが、この3月から健康保険証としての利用が挙げられます。その具体的な運用といたしましては、転職や退職して加入する健康保険が変わった場合に、受診がすぐできるということとございます。また、議員が興味を持たれております、自身の健康情報や薬剤情報、医療情報などが確認できたり、医療機関での窓口での医療費の支払いについて限度額が適用されるというようなことが、今後予定されています。

マイナンバーカードは、様々なライフイベントにおいて活用されています。例えば、学生さんであれば、アルバイトの手続や奨学金の申請手続、また社会人の方であれば、源泉徴収票の作成や雇用保険、確定申告の手続に、子育て世帯においては、児童手当や出産一時金の手続に、また退職後においては、年金の手続といった場面で活用されております。今後、その利用価値は拡大していくものと思

われます。

マイナンバーカードは、近い将来、生活面において必要不可欠なものとなっていくことが予想されます。今後、マイナンバーカード制度の動向についての的確に、タイムリーに住民の皆さんに情報提供できるようにまいりたいと考えております。

以上、大前議員の再質問に対する回答といたします。

**○議長（小西久次）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** まずは、住民一人ひとりの理解が不可欠だと思います。コロナ禍の中ですが、区長会や老人会、子育て世代など集りの場に出向いていただき、その世代に合ったメリットなども含め、きめ細かく説明していただき、住民の暮らしやすさにつなげていただきますようお願いしまして、質問を終わります。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時45分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、澤田満夫議員の発言を許します。

8番、澤田満夫議員。

**○8番（澤田満夫）** 令和3年第1回定例会一般質問。8番、澤田満夫。

「竜王町国民健康保険診療所（歯科）の「歯科診療のあり方検討」について」。  
町歯科診療所は、一般的な歯科治療に加え、地域ケアシステムの組織として様々な年齢層の町民にとって、治療と予防に大きく貢献しています。具体的な事業として、町内の学校・園での集団指導、乳幼児健診での個別指導、関係機関との連携を図りながら行う訪問口腔調査や口腔ケア指導、また要介護度の高い方には、訪問治療や歯科衛生士によるリハビリを含めた個別訪問口腔ケアの指導を実施しています。

そうした中、町ホームページ掲載の令和元年度の竜王町重点施策プロジェクトには、「歯科診療のあり方検討」というテーマが取り上げられました。これは、現在、あるいは将来を考えたときに何かの課題が浮かび、テーマとして取り上げられたものと考えますが、その理由について伺います。

また、町の公共施設としての包括的な診療所機能強化のため、診療所運営に係る収支も含め、高齢者の増加に対応した取組や現在4か所ある民間医療機関との



連携等、今後どのように進めていくのか町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 中畷住民課長。

○住民課長（中畷幸作） 澤田満夫議員の「竜王町国民健康保険診療所（歯科）の「歯科診療のあり方検討」について」の御質問にお答えいたします。

竜王町国民健康保険診療所（歯科）につきましては、昭和52年に本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置された診療所であります。この趣旨に基づき、議員の御質問にもありましたとおり、学校・園での集団指導やフッ素洗口等で、中学1年生の虫歯数が県内で一番少ない町となりました。また、介護保険における要介護度2から5の方を対象とした訪問歯科指導では、口腔内のケアと誤嚥性肺炎予防等の指導を行っています。

このような状況下で、医科診療所についても建築から相当年数経過していることもあり、平成30年度から両施設の将来的な役割と機能を検討する「医科・歯科診療所のあり方検討」が竜王町重点施策プロジェクトに明記されました。

このプロジェクトにおける協議において、医科診療所については、御存知のとおり山之上地先に現在の診療所に隣接する形で新たに医科診療所を建築することが決定いたしました。併せて歯科診療所については、公共的な側面から、従来の診療に加えて民間医療機関が未実施の歯科保健事業を推進していきます。また、全庁的な公共施設等総合管理計画の進捗と歩調を合わせつつ、保健福祉医療施設として十分な機能が果たせるよう必要があれば修繕を行い、当面の間は現状の施設において業務を行うものとしております。

次に、診療所運営に係る収支については、歯科診療所の収入の9割を占める診療収入は、令和元年度までの直近3年において増収が続いている状況であり、財政調整基金の取崩し等を行うことなく健全な運営を行っています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時期診療を制限した期間があるため、診療報酬は減額となる見込みではありますが、新型コロナウイルス感染症対策の補助金の活用や歳出予算の見直し等により、黒字決算となる見通しであります。

また、高齢者の増加に伴う取組については、先に述べましたとおり訪問歯科指導を行っておりますが、他医療機関との連携については、訪問歯科指導の結果について担当ケアマネジャーを通じて情報提供を行う等の地域連携の活動を展開しております。

最後に歯科診療所については、地域に根づいた診療所とするため、町内民間歯

科医院にも湖東歯科医師会を通じて課題や情報共有を図り、町関係課等のみならず、外部関係機関とも連携を図り、今後も社会的ニーズに応じた保健事業を推進いたします。

以上、澤田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 澤田議員。

○8番（澤田満夫） それでは、再質問をさせていただきます。

御回答いただきましたように、竜王町の国民健康保険歯科診療所は民間歯科医院と違いまして、学校・園での集団指導や要介護度の高い方には、訪問治療や歯科衛生士によるリハビリを含めた訪問口腔調査やケア指導など、公共の医療機関としての役割に大いに貢献していただいております。また、通院治療におきましても、リーズナブルな処置をしていただいていると方々から聞いておるところでございます。まさに公共機関としての患者本位、または患者目線で対応していただいているとの認識を、私はしておるところでございます。

そのような掛け値なしの正規の運営をしていただいている結果として、学校・園での集団指導やフッ素洗口等で中学生の虫歯が県内で一番少ないというような結果につながっている、非常に貢献していただいていることだというふうに思っております。

その中で、2つの項目で質問いたします。

この要介護につきまして、在宅訪問ということで今、ケアとか指導とかをされているということをお聞きいたしました。全国的には、在宅訪問の中で治療をしているところがあるというようなことをちょっと聞いたんですけども、これが全国で治療を必要としている人は90%いるようです。ところが、実際やられているのは全国的には27%と、こういうような数字が出ておりました。ここら辺は竜王町ではどうなっているのか、あるいは、近隣はまだやってないか分かりませんが、まず実態を教えてくださいなということをお聞きしております。

それから、もう一つは、収支の話が出てまいりました。その中でちょっとお聞きしたいのは、通院の受診者数が令和元年度まではほぼ横ばいだというふうに、事前にお聞きいたしておりました。平成29年が6,205人、平成30年が6,401人、令和元年が6,579人、これは延べ人数ですけども、微増となっております。その中で9割が診療報酬によって賄って、健全な経営をされているということでしたがけれども、今後、この数字が増えていくのか、人口減

少の中でどのように捕まえておられるのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 中畷住民課長。

**○住民課長（中畷幸作）** 澤田議員の再質問にお答えいたします。

介護の実態ということでございます。歯科診療所のほうでは、直接医師が行くということではなくて、歯科衛生士のほうが訪問指導させていただいておりますので、直接診療するということはありません。指導という形で、また指導が必要なことがあれば、かかりつけのお医者さんに行ってもらおうというようなことでございます。どれぐらいの率というのは今、こちらのほうでは把握しておりませんので、ここでは御容赦願いたいと思います。

それと2点目の収支のお話でございますが、こちらにつきましても、今年度コロナの影響が少しありますので、令和2年度につきましてもは落ち込むんじゃないかと思っておりますが、平成29年度で収支が342万1,611円、平成30年度につきましてもは518万921円、令和元年度につきましてもは539万405円ということで、約500万円ぐらいの繰越しで収支をくくっておるような状況です。

今後につきましても、令和2年度につきましてもはコロナの影響でそれほど繰越しができないと思っておりますけれども、またコロナのほうで収束しまして、ワクチンが全員行き渡りましたら、診療が普通の状況に戻ると思っておりますので、一旦落ち込みますけれども、また通常の業務になると考えております。

以上で、澤田議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○8番（澤田満夫）** それでは、再々質問をさせていただきます。

話は変わりますけれども、この質問の関連事項ですが、先般におきまして、テレビのクイズ番組で質問がありました。コンビニエンスストアと歯科医院とでは、どちらが多いかということでございました。どちらも多いところでございますけれども、正解は歯科医院のほうが多いということでございました。

竜王町におきましても、コンビニエンスストアもたくさんありますけれども、歯科医院もたくさんあると。町の公共施設を含めまして5か所あるということでございます。

しかしながら、ちょっと多いかなと思うんです。今の時代に、この人口とかを考えると多いかなと思うんですけれども、現実的には予約をして待たなければ

ならないというようなこともありますし、これが純粹に受診者が多いから予約をせんならんのか、ちょっと私も分かりませんが、虫歯治療に加えて予防処置に力を入れている医院もあるのかなということも考えられますし、また、語弊ですけれども、利益率の高い治療を患者に勧めている医療機関もあるかも知れません。いずれにしろ、5か所の歯科医院は、絶えず満杯になっているようなところでございます。

その中で、今の回答によりますと、昭和52年に本町に初めて歯科診療所ができたこと、当時は、竜王町にはなかったということだと思っておりますけれども、虫歯の治療は近隣市町に行って対応していた、それではいかんということで公共機関ができたんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その後、民間の歯科が4件ほど増えてきたということでございますけれども、今後、人口減少の中でひょっとしたら、受診者の小さな牌を奪い合うという可能性も出てくるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

ただいま御回答いただきましたことにつきましては、当分は現体制で、現状の施設について業務を行うものという回答を頂いたところでございますけれども、そういった今後の歯科医院の運営する環境が変わってきた場合に、この竜王町の公共機関である歯科施設をどのようにもっていくのかということを考える時期が来るんじゃないかなというふうに思っております。

例えば一つの方法として、お年寄りを在宅訪問して治療するとか、あるいはケアするとか、そういうものに特化するのか、あるいは、今までの機関をずっと存続させてやっていくのか、いろいろなことを考えていかなければならないということがあろうかと思っておりますけれども、そこら辺の将来をどのように考えているのかというのを改めてそういう機会を、ただいま山之上の竜王町の医科診療所の新築工事をやっております、担当課におきましては、そちらのほうの仕事に没頭されていると思っておりますけれども、そういったものが落ち着いたときに、一度やっぱり今置かれている立場を考えて将来を考えるべきじゃないかなというふうに思っています。

それから、今のはハード面でございますけれども、ソフト面につきましては、これからやっぱり団塊の世代が後期高齢者になるということで、非常に後期高齢者数が増えてくると、その中で、やはりこういった取組というのは考えなければならぬわけですが、例えば高齢認知者の増加とか、いろいろなことがどんどん増えてくるわけでございますけれども、そこら辺の治療の在り方、そうい

った要介護者の対応をどのようにするのかということをやっぱり考えていくべきじゃないかなと、ハード面、ソフト面、いろんな対応を考えていくべきじゃないかなというふうに思うところがございますけれども、現時点の町の考えはどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小西久次） 奥住民福祉主監。

○住民福祉主監（奥 浩市） ただいま澤田議員より、再々質問をいただいたところでございます。

昭和52年に竜王町で、今まで歯科医院がなかったということで公的に整備されました。現在の歯科医師につきましては、長年勤めをいただきまして、歯科保健についてとても御尽力いただいているということで、現在の歯科医師まではやはり何代も先生が変わっておいででございます。そうした中で、やっぱり安定してそういう事業を進めていただいているということは、非常に大きな貢献かなと思っております。

今般のこの歯科に関しましては、やはり私どもの子どもの時期でしたら、歯が痛くなったら歯医者に行って機械で削ってもらって、埋めてもらってというようなことを繰り返してきたわけですが、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、子どものときから予防ということでございますし、大人もやはり今は予防というか、歯の状態を保つということで、歯の清掃というのはそこを重点にやっておられるのかなと思います。

私も、そういうことで歯の清掃をやってもらうことで虫歯の状態が悪くならないようにということで、随分と時代が変わったかなと思っております。ただ、そういう予防的なことがありますので、どうしても患者さんのほうが混み合うこととなりますので、予約が取りにくいとか、月に1回、ないし2回とか、そういうような形になっていますので、今のこの状況の中では、やはり人口が減少したからといって、早晚この患者数が激減するようなことにはなっていないのかなという理解はしております。

竜王町の公的な機関としては、やはり歯科保健の事業をどのように継続していくかということが重きになってまいりますし、議員の仰せのとおり、高齢者が増大して要介護者が増えてくる中で、在宅でそういう歯科保健をどのように展開していくかという部分が、公的な役割ということで最後まで残ってくるんじゃないかなと、そういうことも見据えながら今後、どのような継続的な事業ができるかということを検討していく必要があるのかなということで、私の立場からのお答

えとします。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 澤田議員の御定義といたしますか、歯科医療の在り方と検討というのは、まさしくおっしゃった観点から議論をしてきたところですが、ただ、結論は出ていません。今お話のあるとおり、歯医者さんも町内には一定量おられますし、そういう中でどういう歯科診療が必要なのかという観点から、今、回答いたしましたとおり学校の子どもたちとか、高齢者の方々とか、また予防について、今おられる小島先生が非常に尽力いただいている先生でもあるし、それをしっかり進めていく、そういう機能はしっかり持つていく必要があるだろうと。

ただ、今後の歯科の一般的な診療については、これはやっぱり今お話のあるとおり十分考えていく必要があるだろう、結果として、そのまままた新たに診療室を造ってやるかという問題もありますし、また、逆に言うと、特化した業務をやっていただくということがあるかもしれません。そのところは今後の状況次第ですけれども、今回の医科診療所とは少し性格が違うのかなというふうに思っているところでございまして、そういう意味で御理解いただけたらありがたいなと思います。

以上です。

**○議長（小西久次）** 澤田議員。

**○8番（澤田満夫）** それでは、一応これで再々質問も終わりました、回答も頂きました。環境もこれから変わる可能性もありますので、行政として絶えずチェックしていただいて、運営を進めていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

**○議長（小西久次）** 次に、1番、森島芳男議員の発言を許します。

1番、森島芳男議員。

**○1番（森島芳男）** 令和3年第1回定例会一般質問。1番、森島芳男。

「IBMグラウンド跡地の現状の状況について」。

IBMグラウンド跡地については、平成28年第3回定例会の一般質問から現在まで延べ5回の質問をしてきました。平成28年の答弁は、「平成22年1月20日、良好な住宅地を形成することを目標とした、竜王町松陽台地区計画の都市計画を決定しました。開発業者においても住宅開発地として、平成22年12月21日に都市計画法第29条の開発許可が下りましたが、開発事業者の都合に

より事業着手されないまま現在に至っている」とのことでありました。

そこで、土地所有者との話し合いについて、現在の進捗はどのようになっているのか伺います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 森島芳男議員の「IBMグラウンド跡地の現在の状況について」の御質問にお答えいたします。

土地所有者とはこれまでから幾度となく面会を重ねており、直近では、新型コロナウイルス感染状況に注意を払いつつ、令和2年11月17日に土地所有者の本社へ出向き、進捗状況の確認と早期の事業実施を要望してきたところであります。

土地所有者としては、早期に売却して、事業実施したいと考えておられますが、開発事業者において、事業の採算性を確保するため、現時点においても検討に時間を要していることから、進捗していないのが現状であると聞いております。

また、日々の管理につきましては、巡回や草刈りなどの日常管理は実施されておられます。さらに、周辺住民からの苦情や要望がある場合は、可能な限り対応いただいております。ただし、いつまでもこのような維持管理を続けることは、費用面からも課題であると認識しておられます。

なお、管理について地元、土地所有者、町の中で情報共有しておりますので、今後、事業の進捗が見込めたときや維持管理方法の変更等が生じましたら、土地所有者から地元の方へ報告していただくとして、引き続き情報共有に努めてまいります。

町としては、当地を住宅地整備の有力地として地区計画を都市計画決定しておりますので、引き続き、土地所有者と協議及び情報共有を行いつつ、住宅地整備の進捗を促していきたいと考えております。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 森島議員。

○1番（森島芳男） 前回も今回も、情報共有ということでのお話がいつも出てくるわけでありませけれども、情報提供ということについての話がなかなか出てこないというふうに思っておったわけでありませけれども、「当該地は地区計画法により住宅地として位置づけていることを土地所有者も認識しており、町の施策でもあります町内在住・在勤者のための住宅確保対策、また、企業誘致推進における住宅確保対策等の情報を提供することにより、住宅地として有効活用でき

るようお願いしております」ということを、平成30年第1回定例会で答弁いただいておりますが、その後の平成30年から現在に至るまでの情報提供というものについてはどのようになっておるか、お聞きしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 森島議員の再質問にお答えいたします。

地域に対して情報提供のほうがどうなっているのかというところでございます。事業がなかなか進まない中で、進捗についていいお話といたしますか、情報の提供についてはなかなかさせていただけないというような状況でございます。また、実際に進捗の動きが見えてまいりましたら、そのあたりもしっかりと地域のほうに情報提供もさせていただきたいと考えてございます。

そのほか、現在の管理面についてでございます。なかなか事業が進まない中で、敷地のほうが若干荒れているようなところもございます。そういったところで現在の管理面についてどういうことかということも、実は、土地所有者の管理会社のほうにも聞き取りをさせていただいております。そういった中で、管理を行う際には一定地域とのコミュニケーションも取っていただいて、いつ何時どういうふうな形でどういうふうな作業をするかとか、そういったところの情報提供をさせていただいたり、また、なかなか進まない中で有効活用を暫定的な形でもできないかというようなお話もございましたので、そういったあたりについての情報提供をさせていただいてきたというところでございます。

事業のほうがなかなか思わしく進まないというところもございますけれども、町としましては、土地所有者に対しましては今後も引き続き働きかけといたしますか、要望のほうをさせていただきたいと考えておりますし、そういった中で、できる情報につきましては地域に対しても提供していきたいということで考えてございます。

以上、森島議員への御回答といたします。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 森島議員の再質問について、企業誘致の関係から商工観光課長のほうから御回答させていただきます。

年に一度以上は、町長と一緒に東京のほうに寄せていただく機会がございます。また、先方のほうからも来訪いただく機会がありますので、その都度その都度滋賀竜王工業団地の状況であったりとか、滋賀山面工業団地の分譲の状況を逐次、情報共有しておりますので御報告させていただきます。



○議長（小西久次） 森島議員。

○1番（森島芳男） 維持管理についてのお話があったわけで、それに関連して質問させていただきたいなと思います。

最近の台風は大変大型化してきており、風速25メートルから30メートル、いやそれ以上の強風が吹き荒れる場合が多々あるわけでありまして、場所はちょっと忘れたんですが、台風によりゴルフ練習場の網の張ってある鉄塔が100メートル近く倒壊したというような話を昨日か、一昨日、テレビでもやっておったわけでありまして、今のIBMグラウンドの跡地は住宅地の真ん中にあるわけでありまして、鉄塔が大変高いところにあります。今日も朝見てきたわけでありまして、建ってから大分経過年数もたっておるわけでありまして、その点についての点検は土地所有者と維持管理方法についての話し合いはされているのか、その点についてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 森島議員の再々質問にお答えいたします。

IBMさんの敷地の中にあります鉄塔等は大丈夫かというような御質問であるかと思っております。

先日、土地所有者さんが委託されております管理会社さんのほうに直接、現地で聞き取りをさせていただきまして、そういった中で町としましては、維持管理全般についてですけれども、しっかりと周囲に迷惑がかからないように行っていたらいいということをお話をさせていただいております。

管理会社からは、施設の点検については、まずこの日常的な点検については、施設のそれぞれの箇所が破損していないかとか、またそのほかのことについても、週末を除く平日は毎日確認が行われているということでも聞かせていただいております。また、鉄塔を含む施設全般ですけれども、ちょっと聞かせていただいておりますと、外資系の会社ということで、特に耐震力といった面では十分な強度のある施設であるということでも聞かせていただきたところがございます。そのほかですけれども、所有者さんからは、管理に対して予算の面でも難しくなっているところもあると、ちょっと生々しいところでもありますけれども、そういったことも聞かせていただきました。

本町としましては、やはり台風等の影響によって物が飛んだりとかいったことで、周囲に迷惑がかかるというようなことがあってはいけませんので、土地所有

者、施設所有者さんに対しましては、こうした地域の実情もしっかりとお伝えする中で行っていただくよう要望をさせていただきたいと、また、管理のほうを促していきたいということで考えさせていただいております。

また、町におきましても、できる限り目配りといいますか、見守りといいますか、そういったところも行っていきたいということで考えさせていただいております。

以上、森島議員への再々質問の回答といたします。

**○議長（小西久次）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 森島議員には、度々本件について御質問いただきまして、その都度、改めて急がなきゃいけないという思いを強くしているところでございます。

ただ、先ほど冒頭にお話ししたとおり、令和2年11月17日にIBM本社を訪問しましていろんな議論をしたんですが、今はコロナの状況もあって、IBMは外資系ですので、テレワークでほとんど自宅での勤務が中心でございまして、週に1回しか出てこれないという勤務形態が続いており、なかなかこの1年間は情報交換が難しい状況でありました。

ただ、今の状況を申し上げますと、極めてそう簡単に動かないような認識をしております。ですので、もう少し時間とタイミングが必要かなというふうに思っております。

IBM自体も、もうかなり時間もたっておりますし、何とか開発計画を前に進めたいという思いはありますが、開発業者との値段の折合いというか、開発業者自体がハウスメーカーとの契約の中でなかなか条件に合うハウスメーカーが出てこないといったこともあって、今のままであれば、申し訳ありませんけれども、もう少し時間のかかる話にならざるを得ないだろうというふうに思っております。

ただ、今ほどお話のあった施設の安全性ということも含めて、そういう側面からIBM社には、地域の安全という観点も含めて、もう一度しっかり話をしたいなど、そういうことは進めていきたいと思っておりますけれども、当初非常に進み具合がいい時期もありましたが、現時点では非常に難しい状況であると。ただ、あの地域の開発とか発展を考えたときに、やはり重要な資源でもありますので、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** 次に、6番、尾川幸左衛門議員の発言を許します。

6番、尾川幸左衛門議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 令和3年第1回定例会一般質問。6番、尾川幸左衛門。

2問の質問をさせていただきます。

「橋梁長寿命化修繕計画について」。

平成24年に橋梁長寿命化修繕計画が立てられています。計画によると、緊急輸送路の橋梁については、レベル2（最大規模の強さの地震に対応）とし、その他についてはレベル1（供用開始期間中に発生する地震に対応）としています。

レベル1の対応の橋梁には、橋脚のあるもの、ないもの、また橋脚には重力式、ラーメン式、パイルベント式があります。パイルベント橋脚以外は、レベル1地震計算は大きく変わってなく、現在でも対応できます。しかし、パイルベント橋脚は、本町には10橋あり、現在規格化されていなく、レベル1の構造検証が必要であると思います。

計画では、パイルベント橋脚は構造検証をせず、現況の保全だけを行うことになっていますが、現在、くいの構造解析は見直しがされているのに、構造検証をして補強をすれば、全ての橋でレベル1以上になり安全な施設になるのではありませんか。

以上です。

**○議長（小西久次）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川幸左衛門議員の「橋梁長寿命化修繕計画について」の御質問にお答えいたします。

本町では、平成24年に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成25年度から順次、修繕工事を進めてまいりました。そして今年度は、昨年度に実施した点検に基づき、修繕計画の更新を行っております。また、耐震補強については、国及び県と同様に、緊急輸送道路上の橋梁を対象とし、竜王大橋の耐震補強を行いました。

御指摘のパイルベント形式の橋脚については、昭和30年代から40年代にかけて多く採用されましたが、現在は設置基準が無く、新しい橋を架ける場合には使われておりません。本町のパイルベント橋脚について、構造検証し補強工事することで、一定の地震に耐えられる安全な施設にできるのでは、との御指摘ですが、方向性や考え方については、理解させていただくところでございます。

しかしながら、橋梁の耐震化には、1橋で多額の費用が必要と考えております。また、本町が現在管理する127橋の橋梁については、平成25年度から鋭意修

繕工事を行っておりますが、まだ未着手の橋梁が多く残っております。このため、パイルベント橋脚の補強については、今後研究させていただきたいと考えますが、直ちに修繕計画に基づく修繕と同時に進めることは、現時点では困難であり、まずは、計画に基づき、全ての橋梁について着実に修繕を完了させていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、尾川議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 尾川議員。

○6番（尾川幸左衛門） 橋梁長寿命化修繕計画という冊子をこの前閲覧させていただいて、全部見させていただきました。その中で、僕が何が言いたいのかといえますとレベル2、レベル2というのは東南海とか、そういうプレート型の地震でございますが、その地震については緊急輸送路は全部使用、後のものについては、レベル1といいまして普通の地震ですね、震度6までぐらいの地震に対応しようという計画が立てられております。そして、橋梁では、ほとんどの橋梁についてレベル1の検証はほとんどしておられます。ですから今の現状のパイルベント橋といいまして、杭の直接基礎の橋脚になっているものなんですけれども、それ以外のものについては、今の構造解析で全部レベル1までもちます。そうすることで、竜王町の橋梁については、緊急輸送路はプレート型地震に対応できると、あとはもうレベル1で行こうという方針を立てておられます。ただ、そこでパイルベント橋だけは検証されないと。これはどういうことかと、私はちょっと疑問に思いまして質問させていただきました。

どういうことかということ、パイルベント橋の構造検証をするのは、私はそんなに難しいものではないと思います。概略検討だけやってやれば、もうパイルベント橋はレベル1まで対応できると思います。

そして今、10橋あるのを全て見てきました。見てきた結果、ほとんどの橋では、多分構造検証だけしてやったら、実際はもつんじゃなかろうかなという感覚を得ました。それで、構造検討だけしてもらったら、コンサルに構造検討を概略でしなさいという条件を与えてやってやったら、してくれると思うんですわ。多分してくれます。それで、そういう発注をかけて、もたないものは橋脚を補強してやればいいんですわ。補強するのは橋脚の補強だけですから、そんな費用がかかるものじゃございません。そうすることによって、今、竜王町の長寿命化修繕計画を立てておられる、その考え方が達成できると思うんです。それには費用もそんなに掛からない。ただコンサルに、実施設計のときにそこを検討しなさい

と、そういうことだけして、少しの費用を払ってやればいいと思うんです。どうしてそういうことに気づかれないのか。そこらのところのお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 尾川議員の再質問にお答えいたします。

パイルベント橋脚の構造検証ということで、実施設計のときに概略だけの簡易な形ででもしてはどうかという御質問かと思えます。

まず、構造検証を行うに当たりましては、正規の形と申しますか、そういった中では本来、橋脚の設計図面に基づきまして、鉄筋コンクリートの配筋状態はどうであるとか、パイルベントの橋脚の根入れと申しますか、川底からどれだけ入っているとか、そういったそのほかの設計条件について確認が必要であると聞いておりました。

しかしながら、現在の町内のパイルベント橋脚については、昭和30年代から昭和40年代ということで、本町の中にそういった精度の高い図面というものが残されてございません。また、図面そのものがないという場合もございます。そういったところで、なかなか実際に構造検証を正規の形で行おうとすると、工事を伴うような形でちょっと高額な費用になってくるというようにお聞きしておりましたので、なかなか本格的な構造検証についてはちょっと難しいのかなということで考えさせていただいております。

また一方、今、御指摘というか、御提案をいただきました、概略的な形での構造計算の方法もあるということでございますので、そういった形でできるのであれば、検証なり、確認なり、一度我々としましてちょっと勉強させていただきまして、今後、設計業務等を発注するタイミングで、修繕工事のほうもまだまだ行っていかなあきませんので、そういったタイミングで一度、そういったやり方についてもちょっと勉強させていただきながら検討のほうをさせていただきたいと考えてございます。また御指導等もいただければ幸いに思いますので、よろしくお願いたします。

以上、尾川議員の再質問に対する御回答といたします。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 尾川議員の再質問に、私からも回答申し上げます。

今、課長から言われましたように、このパイルベント工法については、昭和30年から昭和40年ということで年数はたっております。ただ、そのときは経済

的なものとか、施工性に有利な構造ということで多く造られたということで、議員おっしゃるとおり、竜王町には10基でございます。

その中で、尾川議員からは、全てのパイルベント橋脚を工事するというのではなしに、優先的に必要なところをまずはやったらどうかということでございますので、その点については今、課長のほうから構造検証について話ございましたけれども、費用面もそうでございますが、できるだけ前向きに検証してまいりたいと思います。特にその中では、50年以上たつ橋梁でございますので、単に長寿命化というよりは、やはり橋梁によっては建替えや新規ですること一つ、選択肢として考えていく必要があるだろうなというふうに思いますので、取りあえずは今の、特に重要な橋梁については構造検証等を含めて検討をしていきたいなと思いますので、また議員にもいろいろと技術的な御指導を賜りたいと思います。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** ただ、私が先ほど言いましたように、10橋全部見てきたんですけども、ここに今写真があるんですが、今しておられるところが薬師橋と小口橋とございます。小口橋は構造解析したら、多分大丈夫だと思いますねんけれども、薬師橋については、ちょっとあやふややと思うんです。そういうあやふやなところは長寿命化しておられますけれども、これからでも、悪いですけども構造検証して、補強が必要ならやっていただきたいと、そうすることによって全部レベル1になりますから長寿命にもなりますし、安全な施設になりますので、そういうことをお願いして、終わりたいと思います。

**○議長（小西久次）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** それでは、2問目の質問をさせていただきます。

「惣四郎川の樋門、樋管について」ということでございます。

惣四郎川の付帯設備は、50年以上を経過している。コンクリートの法定耐用年数は60年、機械は15年、電気は20年になっている。現在の樋門、樋管施設は損傷が激しく、特に機械電気設備は外観から非常に老朽化している。また、土木構造物も劣化しているように思われる。樋門、樋管は、洪水のとき、河川から提内地を守るのに重要な設備である。

そこで、劣化度を把握するため、次の調査を行いましたのか。また、その結果について伺います。1、コンクリートの劣化診断。2、構造解析。3、機械の絶

縁抵抗。4、電気施設の絶縁抵抗。

また、今後の更新計画はどのようになっているのかを伺います。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 尾川幸左衛門議員の「惣四郎川の樋門、樋管について」の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、惣四郎川の樋門、樋管は、昭和57年度に土地改良施設として3か所に整備され、間もなく40年が経過しようとしております。毎年、出水期までに職員による樋門の動作確認と併せて電気施設の目視点検を実施しておりますが、劣化度を把握するための調査に関しましては、1点目のコンクリートの劣化診断、2点目の構造解析及び3点目の機械の絶縁抵抗については、業者に委託して行う専門的な調査は実施されておられません。4点目の電気施設の絶縁抵抗については、登録検査機関によって電気事業法に基づく定期調査が実施されております。また、今後の更新計画については、現段階では策定されておられません。

昨年、農村保全委員連絡協議会において、各集落の委員の皆様にも農業水利施設の機能保全計画をお示しし、国、県、町の補助制度の活用も含め、集落での検討をお願いしているところであり、中長期的な取組、更新計画については、町が管理する土地改良施設についても、関係機関等も交えて協議を進め、適正な維持修繕が実施できる体制整備を行っていく必要があると考えております。

以上、尾川議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 尾川議員。

○6番（尾川幸左衛門） 私、10年ばかり年数を間違えていまして、50年以上経過していると言いましたけど、正式には執行部が言っていたような40年かと思えます。

そこで、これも現場を見に行かせていただいて、執行部も見ておられると思うんですけど、制御盤はものすごく老朽化しております。外から見たら半分ぐらいさびています。そうすることで、先ほどから公共物は長く持たそうというようなお話がずっといろんな質問でございました。そこで、樋門も樋管も全て長くもたさなあかんと思えます。そこで、農林省のほうにはどういう補助要綱があるか分かりませんねけども、やはりこれも長寿命化を図らなまざいん違うんかと感じております。そういうことで、施設としても、率直に言いまして、まず水位計は多分動いているやろけども、測定のゼロレンジというのがまず間違っているやろと、

そういうように見受けられました。そして、機械はオイルが切れているような感じでした。

そこで、そういうことをどのようにこれから計画しようとしておられるのか、そこらの考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。特に長寿命化も併せてどのように検討されるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（小西久次）** 桴木副町長。

**○副町長（桴木栄司）** 尾川議員の再質問にお答えしたいと思います。

昭和57年ということで担当課長が申し上げました。全町ほ場整備事業を昭和50年から着手し、ちょうどこの岡屋地先、小口地先、薬師地先よりを南部地区と言っておりますが、この事業の中で並行して実施したものです。

惣四郎川の水位が高くなると、排水路の口から逆流するということが、思わぬ水位が高くなるという状況があったのかというように推測しますが、それを補完する工事として、その後入ってきたら栓をして、入らないようにするというのが今現在の施設の構造でもあります。

当時、私も土地改良課にずっとおりましたし、県営ほ場整備事業の中でそういった補完的な工事として実施されたと聞いております。

その後、事業が完了しますと、全て地元が維持管理をするということで、町は土地改良区を持っておりませんので、町がその分を維持管理していくというような経過の中で今日まで来ております。

私も当時の担当として、さびてくるとか、そういうことも含めて気になる時点では点検をかけたり、さびのペンキを塗り替えたりと、また、雷が鳴ったら落ちて止まったらへんかということも気にはさせてもらっているところですが、今回御質問をいただいて、直接所管をしている農業振興課のほうでも、そういった引継ぎは受けておるものの、具体的な経過・背景というのをほとんど知らなかったということで、私のほうからその内容についてしっかりとお伝えをしたところでございます。

先ほど担当課長が申しましたように、昨年、一昨年と土地改良施設の排水路とか用水路とか、ここは点検をしながら百何億円という経費が要ということも含めて機能修繕、またそのメニューをということで、今現在、検討の着手にかかっているところでございますが、この施設もやはりその時点での点検をかけられていないので、せつかくの御質問の機会の中で、今一度そういった部分についての点検なり、専門家の御意見、特に河川の構造物で、本当は土木の施設という考え



方もあるんですけれども、これは土地改良施設ですので、専門知識を持っている関係機関としては、日野川流域土地改良区もごございますので、そういった専門の方とも指導を受けながら適切な維持管理に努めていきたいと思っております。そのために長寿命化とか、施設をどう管理していくかということをしかりと見据えていきたいと思っております。

もう動かんようになってから困っているようではあきませんので、改めて点検なりの方法を考えながら、ほかの土地改良施設と並行して、どのような形で適切に末代まで維持管理ができるかということについてしかりと、新年度入りしましたら私のほうからも指示をしながら進めさせていただきたいと思っておりますし、また、御助言等がございましたら、よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

○議長（小西久次） 尾川議員。

○6番（尾川幸左衛門） どうも回答ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○議長（小西久次） 次に、3番、福田優三議員の発言を許します。

3番、福田優三議員。

○3番（福田優三） 令和3年第1回定例会一般質問。

「東近江地域鳥獣被害防止計画に基づく町の取組は」。

現在、鳥獣による農林水産業や生活への被害は、山林や河川などの周辺において市町の境界を越えて発生することから、東近江地域（東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町）で広域の被害防止計画を策定し、相互に連携して効果的な対策を進めている。

「東近江地域鳥獣被害防止計画」は、竜王町を含む2市2町で策定されており、対象鳥獣の種類、被害の現状、被害の傾向、被害防止対策等が掲載されている。

本町においても、イノシシやシカ等、有害鳥獣の被害があり、特にカラスに関しては、果樹、水稲、また本町の特産物である近江牛をはじめとする畜産部門において深刻な被害が発生していると聞くが、東近江地域鳥獣被害防止計画に基づく町の考えを伺う。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 福田優三議員の「東近江地域鳥獣被害防止計画に基づく町の取組は」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、鳥獣は、市町の境界にかかわらず移動し被害を発生させることから、東近江地域2市2町が連携して鳥獣被害防止計画の作成や獣害対策

研修会の開催など鳥獣害対策を講じています。

本町では、従来、イノシシによる水稲への被害が最も甚大で、鳥獣被害防止計画に基づき、侵入防止柵の整備による被害防止に加え、猟友会に委託し、銃器、わなによる捕獲を進めています。カラスについては、田植え直後の水田で苗を引き抜く被害が多発するとともに、果樹や野菜の食害、さらには工場等でのふんの被害の訴えを受けて、山之上法教寺地先において銃器による駆除を5月、6月、8月の3回実施しています。なお、畜産における被害についても、相談があれば銃器により随時対応をしているところであります。駆除数は、令和2年度88羽、令和元年度55羽、過去5年間の平均120羽となっています。

今後の取組については、引き続き、猟友会に委託して駆除を実施するとともに、農業者、畜産業者の方が狩猟免許を取得される際の講習会受講料を補助する支援を行い、農業者、畜産業者の皆様と協力して進めてまいります。

また、地域や農業者、畜産業者の方からの被害防止策の御要望には、補助事業の採択要件などを詳しく説明させていただいて、地域の実情に合った補助制度を活用いただき、被害防止策を進めさせていただきたいと考えております。

以上、福田議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 福田議員。

**○3番（福田優三）** 先ほど中村議員からの質問にもありましたし、町長からもありましたとおり、近江牛の品質を守るというのは、これから大切になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

現在、カラスの被害に関しましては、聞いているところによりますと、キャベツの真ん中をえぐられて皿のようになっているという状況も聞いております。また、ある畜産農家さんのところに行きますと、カラスに牛の背中をつつかれて、背中を拳大ぐらいえぐられる被害を受けていると。年間大体10頭ぐらいの被害を受けているそうです。枝肉の価格で言いますと、大体1頭15万円ほど値段が下がるそうで、その牛舎さんにおきましては、年間150万円ぐらいの被害を受けているそうでございます。

そのほかに、餌の配合をいろいろ研究されて畜産農家さんはやっておられるんですけれども、その餌をつついて、餌の配合が狂ってしまって品質にも影響するという話も少しお伺いさせていただきました。

それで、この東近江地域鳥獣被害防止計画なんですけれども、被害の現状というのが中に載ってしまっていて、近江八幡市、東近江市、日野町におかれましてもカ

ラスによる畜産の被害というのが現状に挙がっております。竜王町の被害状況におきましては、カラスは水稻若干のみとなっております。被害状況は、多分いろいろ聞いておられると思うんですけども、次回の鳥獣被害防止計画の策定時には、このカラスの被害、取組方針についてもしっかりと検討していただきたいと思うんですけども、そのあたりの御意見を伺います。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 福田議員の再質問にお答えさせていただきます。

次回の東近江地域鳥獣被害防止計画の策定に当たっては、御指摘いただきましたカラスの水稻以外の野菜ですとか、果樹、畜産の被害についても、その被害状況等を把握して計画策定の中に盛り込んでいきたいと考えております。

以上、再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 福田議員。

○3番（福田優三） 令和2年12月、東近江市の養鶏場のほうで高病原性鳥インフルエンザの発生がございました。1万羽の鳥を処分されたということで、それについてもこのカラスの被害対策というのは大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

この防止計画の中の今後の取組方針の中に、竜王町の取組方針なんですけれども、農地の防護については、農地とその周辺を取り巻く集落環境の点検を実施するとともに、加害鳥獣の生態や習性について地域での学習会等を行い、加害鳥獣を誘引している要因を除去する取組を行うとあります。実際、このような取組をされているのかどうか、そのあたりを伺います。

○議長（小西久次） 中山農業振興課長。

○農業振興課長（中山孝彦） 福田議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

今年度、令和2年度におきましては、11月に2回、東近江地域鳥獣対策研修会としまして、従来の防護柵の維持管理を強化するような内容につきまして、農林水産省の獣害被害対策アドバイザーと滋賀県の獣害対策アドバイザーの方を講師にお招きして研修会を実施しております。

以上、福田議員への再々質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 私のほうからも、再々質問の回答をさせていただきます。

今、課長が申し上げた以外に、県の東近江農業振興事務所、そして共催ということで、2市2町で協議会をもっております東近江地域鳥獣被害防止対策協議会と、それから地域でのいろいろなリーダー格の方や集落の代表者、これは区長さんとか農事改良組合さん、主催は県でございますが、そうした2市2町と関係機関、各地域の方々に研修会をされています。

具体的には、地域別の課題ということで、いろんな地域ごとに状況も異なりますので、そういう情報交換を含めいろいろな鳥獣被害状況や生態とかの情報共有をして、あと、具体的な被害防止のいろいろな対策について講演を聞いていただき地域へ活かしていただくということやら、また、年に2回程度そうしたことを開催されておられますので、被害額につきましては、ピークの約4分の1というように言われてますけれども、まだまだ集落、特に山手のほうではそうした被害が多く発生しておりますので、引き続きこうした研修の場を県、また関係市町と連携しながら継続して取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後4時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、橘せつ子議員の発言を許します。

5番、橘せつ子議員。

**○5番（橘せつ子）** 令和3年第1回定例会一般質問。5番、橘せつ子。

今日は5問、質問させていただきます。

「竜王町コンパクトシティ化構想について」。

本町が進めているコンパクトシティ化構想は、コロナ禍になる前に計画されたものです。コロナ禍で経済的にも不況が続く、先行きも不透明な中、この計画は今一度見直すべきであると考えます。

そこで次の点について伺います。

1つ目に、特に交流・文教ゾーンの整備で、竜王小学校の新築移転計画については、移転せず現在地での建て替えも十分可能であり、前回の一般質問の答弁で示された工事費用で造成工事費や用地買収費用等の約12億円は不要になります。同じ新築でも、移転は町民がより大きな負担を背負うことになります。コロナ禍

で今後は町税の減収も考えられる中、思い切った方向転換が必要と思います。町のお考えを伺います。

2つ目に、中期の財政計画も示されないまま計画が進んでいくことは、納得ができません。全体の工事費用は約55億円と、以前の答弁より5億円多くなっており、今後も計画の過程で見直していくとの答弁があり、これでは費用が拡大するばかりではと懸念されます。財源についても、国・県の補助金はどれだけ確約があるのか、基金はどれくらい使えるのか、町債はどうするのか、財政計画を示していただきたいです。

3つ目に、竜王小学校跡地を宅地にする計画と聞いていますが、その将来性についての説明を求めます。

**○議長（小西久次）** 森中心核整備課長。

**○中心核整備課長（森 徳男）** 橋せつ子議員の「竜王町コンパクトシティ化構想について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問ですが、交流・文教ゾーンに移転・新築した場合の主な整備費用につきましては、令和2年第4回定例会の一般質問の回答の中で、交流・文教ゾーンの全体の費用として、つまり、幼稚園（こども園）・学童保育所・道路等小学校以外の整備費用を含めた試算で約55億円程度と回答させていただいたところであります。あくまで試算でございますが、純粋に小学校だけを取り上げますと、「交流・文教ゾーンへの移転新築」と「現在の場所での建て替え」の費用の差は、御指摘ほどは生じないと見込んでおります。

小学校に係る経費のみを抽出し、項目別に見込額を説明いたしますと、まず移転新築と建て替えて、どちらの場合にも共通して必要となる経費として、新小学校の建設費用に約30億円、学童保育所の建設費用に約1億円であり差はございません。

差が生じる費用としては、1つ目、造成費用は、用地費用、上下水道整備費用も含め、移転新築の場合は小学校敷地と駐車場敷地分で約5億6,000万円、建て替えの場合は駐車場整備分だけとなり約1億3,000万円。次に、建て替えの場合にのみ必要となる仮校舎に係る費用が約2億円と見込んでおります。これらの経費を合計しますと、移転新築が約36億6,000万円、建て替えが約34億3,000万円となり、その差は、現在の場所での建て替えの方が約2億3,000万円低くなることと見込まれます。

しかしながら、竜王町コンパクトシティ化構想においては、小学校の跡地とそ

の周辺を居住ゾーンとして位置づけており、小学校の移転後に住宅地整備を進める中では、民間開発を誘導することにより一定の収入が確保できると想定しておりますので、移転新築と建て替えの差は、この収入も考慮しますと、極めて小さいものになると考えることができます。

このことから、短期的な財政面の比較に加え、居住ゾーンの整備により固定資産税や町民税の増収などの長期的な財政面でのメリット、さらに児童の安全や教育環境の向上などの教育面でのメリットなど多面的に考えますと、移転新築が適切な選択であると考えております。

次に2点目の御質問ですが、全体費用の約55億円につきましては、現時点の試算額でありますので、今後基本計画、基本設計等により改めて算定してまいります。その財源については、活用できる国県補助金等について情報収集に努めており、現時点では、全体費用の約90%を国県の補助金や起債を活用し、一般財源を約10%に抑え、関係基金を充当してまいりたいと考えております。

最後に3点目の御質問ですが、1点目の御質問の回答でも触れたところですが、竜王町コンパクトシティ化構想では、現小学校跡地、幼稚園跡地とその周辺を居住ゾーンとして位置づけ、戸建て住宅と集合住宅からなる住宅地整備を進めたいと考えております。

この居住ゾーンの強みは、新しい小学校をはじめとする教育施設や商業施設、公共施設にも近接する子育てにもふさわしいゾーンであると考えております。現段階では、まずはリーディングプロジェクトである交流・文教ゾーンの整備を最優先としており、現時点では具体的な検討には至っておりませんが、居住ゾーンの整備については、交流・文教ゾーンの整備に対する地元・地権者の御理解、御協力が得られました後、その在り方や具現化に向けた検討に入っていきたいと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** まず、中期の財政計画を示していただきたいということを、これは以前の質問からも申し上げているんですけども、今回も以前と変わらないような大まかな予算が示されているだけのような感じですので、こういう状態でずっと進んでいくのかなって、私としては疑問を感じています。町としてこういう、今回だったら中心核を整備して一つの事業を進めていくというときには、ある程度もう少し詳細な財政計画というのは示されないのかなというふうに思う

んですけれども、その辺についてお聞きしたいところです。

また、回答の中で、費用について全体費用の約90%を国県の補助金や起債を活用し、一般財源を約10%に抑え、関係基金を充当してまいりますと回答いただいているんですけれども、これを見ますと、国県の補助金や起債で90%ということは、中身がちょっと分からないんですけれども、補助金と起債では全然違いますし、起債が多くなるということは、これから将来的に借金として、もしかしたら一般財源からも繰り入れていくというふうな形になっていく可能性も大いにありますので、その辺についてはもうちょっと中身を答えていただきたいと思っています。

**○議長（小西久次）** 森中心核整備課長。

**○中心核整備課長（森 徳男）** 橘議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、中期の財政計画でございますが、もう少し詳しい財政計画がないかというところでございます。

先ほど回答の中でも申し上げさせていただきましたが、今後基本計画なり、概略設計としてももう少し金額的なことにつきましては、算定をさせていただく中で財政計画を立てていきたいというふうに思っておりますが、どちらにしましても、以前にも回答させていただいているところでございますが、小学校の建築が令和5年度、そちらにつきましてはおおむね30億円ということになりますので、そこが今の年度計画のそれぞれの中でのピークということでございますので、またそれも含めまして精査をさせていただきながら、できるだけ平準化にはもっていきたいと思っておりますが、やはり計画といつまでにやっていきたいかというところの部分もございますので、その点も踏まえただ中で計画を立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、国県補助金と起債でおおむね90%にしていきたいというところでございますが、もう少し詳しいところということでございます。

これにつきましても、これから精査をさせていただくところでございますが、これも概略でございますが、おおむね国県補助金を大体25%ぐらいで、そのほかを起債と思っておりますので、そうした中でできるだけ起債の部分についても全体の費用を一気に各単年度で費用負担ということではなく、それも踏まえまして今年度で平準化をしていきたいという思いの中で進めさせていただければと思っております。

以上、橘議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） お答えいただいたところですが、中心核整備課を設置されて、事業はどんどん進んできていると思われるんです。そういう中で町民としては、その辺のもう少し詳しいことが分からないと、なかなか判断しにくいんじゃないかなとすごく思うんです。

それと、私が一番気になっているところは、小学校の建設はもちろんなんですけれども、小学校に係る文教ゾーン全体の造成と用地買収というふうなところでの、今ここで示されているところでは12億円というふうな、この間、伺っているんですけれども、今日は学校のところだけですと5億6,000万円というふうな言っているんですけれども、やっぱりその12億円というのはほかの施設も一緒にここに持ってくるという計画だと聞いておりますし、そういう面について果たしてそこまでする必要があるのかと。やっぱり一番大きいのはそこにつぎ込むお金で、そういう予算があるのかどうかということはすごく気になることですし、一旦造成していったら最後までやっていくことになると思いますし、行く行く学校までは建ったけど、あとはなかなかみたいな状況にはならないようにしないといけないような感じになると思うんです。

でも、今はやっぱりコロナですごく財政的にも緊迫してきていますし、国の財政もこれからどうなっていくか分からない、補助金もちゃんと出てくるのかどうかも分からないんじゃないかなって、私たち住民目線からしたらそういう感覚があります。そういう面では、今の大きなプロジェクトとして取り組まれていますコンパクトシティ化構想自体も見直すべきではないかと、多額のお金をかけて1か所に集める必要があるのかというところら辺も、私はどうなのかなとと思っているわけです。

今まではそういうふうな状況で行けたかもしれないけど、これからこのような状況がずっと続けられるのかどうかというのは、ちょっと今一度見直してもいいのではないかなというふうなところで、私は懸念しているというか、心配しているところです。その辺についてはちょっとお聞かせいただきたいなという、全然そういうふうなことはもう考えておられないのか、これは本当に住民目線としてはそうだというふうなところで答えていただければありがたいです。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 橘せつ子議員の再々質問についてお答えしておきたいと思



います。

以前からの御質問の中でも、基本的な考え方を申し述べさせていただいております。

特に建築を予定している小学校の施設、さらには、こども園となる幼稚園の施設、給食センター、これは朝からの質問でもありました総合管理計画、いろんな議論を重ねたとしても、絶対必要な施設でございます。それと築年数から考えますと、いわゆる新築をしていくと、建て替える場所がどこであろうが、新築をしていくという施設に該当しますので、しっかりとそのことを計画的に進めなければならぬかなと思います。

先ほど担当課長が申しましたように、同じところでグラウンドとか隣地を利用して建て替えるにしても、また違う場所へ移して建て替えたとしても、仮設費とか、捻出しました土地をいろんな利活用から考えると、ほぼ変わらないというのが我々のもくろみでございます。そういったことから、第六次総合計画にもうたいましたように、若者が住みたくなる、希望がかなう輝竜の郷ということで、しっかりとそういうゾーンをつくり上げていくことが今、一番大事なかなと思っております。

コロナ禍、いろいろ子どもたちに制約することもございますが、安心して子どもたちが施設に通ってもらえるような環境を整えることこそ、今いろんなことを工夫しながらやるべきことかなと思っております。

中期財政計画についても、もう少し施設計画を具体的に詰める、さらにはいろんなところで手を使って補助金の検討をしております。耐震等も含めて検討しております。そうなるともう少し具体の比率というか、そういうこともお示しさせていただくということになると思いますし、そういったことを含めて、学校等の基本計画も含めて住民の皆さんには丁寧に、その時点ではお知らせしなければならないかなと思っております。

先ほどの起債の件でございますが、やはりこういった公共施設、建てたらやっぱり50年、60年利用いただくということで、起債の本来の趣旨は、当該年度で借金はしますが、後年度においてもそれぞれの住民の方から税負担をいただいて、良い学校を建てると、公共施設を建てるというようなことでの、将来の方にも負担をいただくという概念がございますので、そういった意味からできるだけ有利な起債、またそうしたことも対応させていただきますが、起債というものは本来そういう考え方でございますので、後年度の住民の方にも御協力をいただく

というようなことをごさいますので、そういったことで全体像についてお答えさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 「令和3年度の国民健康保険税について」。

県の令和3年度国民健康保険納付金額が確定されたと聞いています。算定結果では、本町1人当たりの標準保険税額は13万4,073円で、昨年度比マイナス1万5,976円と示されています。

そこで、次の点について伺います。

1、令和2年度は国民健康保険事業財政調整基金から1,700万円を繰入れ、保険税の負担増の抑制措置をされましたが、来年度も同様に実施されるのか。また、実施した場合、保険税はどのくらい下げることができるのかお伺いします。

2、子どもの均等割について、令和4年度から未就学児の2分の1減免が実施の予定です。子どもの均等割の減免に取り組んでいる自治体もあることから、町独自で残りの2分の1減免を実施することはできないかをお伺いします。

3、また、令和6年度以降のできるだけ早い時期から実施予定である、県内市町の国民健康保険料水準の統一化に向けた本町の課題をお伺いします。

**○議長（小西久次）** 川嶋税務課長。

**○税務課長（川嶋正明）** 橘せつ子議員の「令和3年度の国民健康保険税について」の御質問のうち、1点目の「来年度も国民健康保険事業財政調整基金から1,700万円の繰入れを実施するのか、実施した場合、保険税はどのくらい下げることができるのか」の御質問にお答えいたします。

滋賀県から示された令和3年度国民健康保険事業納付金額を確保するための税率改正に伴う基金繰入れは、納付金額が令和2年度と比較して約3,200万円減額されていることから、税率の急激な引上げを要しませんので、令和3年度予算においては、実施しません。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者所得が減少し、国民健康保険税として納付金相当額を歳入できない場合に備えて、500万円の基金繰入金を予算計上しているところであります。

また、令和3年度も令和2年度と同様に1,700万円の基金繰入れを実施した場合の1人当たりの引下げ額についての御質問でございますが、本町で試算した額でお答えさせていただきます。

1,700万円の基金繰入れを実施しない場合の1人当たり調定額は13万2,

900円であり、1,700万円の基金繰入れを実施した場合の1人当たり調定額は12万3,800円となり、1人当たり約9,000円を引き下げられることとなります。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中畷住民課長。

○住民課長（中畷幸作） 橘せつ子議員の「令和3年度の国民健康保険税について」の御質問のうち、2点目の「子どもの均等割について町独自で残りの1/2減免を実施することはできないか」の御質問についてお答えいたします。

子どもの均等割軽減につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割を一律2分の1軽減するものであり、令和4年度実施とする法案が現在、国会で審議中であります。また、この軽減の費用につきましては国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1負担するものであり、地方負担分は地方交付税が措置される見込みであります。

議員の御質問にあります残りの2分の1の軽減につきましては、平成30年から滋賀県が国保財政運営の責任主体となっております。このことから、県内他市町から滋賀県内での統一した取扱いを行うことについての検討を要望されていますことから、令和3年度に滋賀県内の国保の運営方針を議論する場において話し合いを進めていくこととなっております。現時点での町独自の軽減は考えていませんが、今後、議論の結果を踏まえて、令和4年度の子どもの均等割の軽減について対応を決定する予定でございます。

次に、3点目の「県内市町の国民健康保険料水準の統一化に向けた本町の課題」の御質問にお答えいたします。

令和2年12月28日に策定されました第2期滋賀県国民健康保険運営方針におきまして、令和6年度以降のできるだけ早い時期に保険料水準の統一を行うこととされています。

現時点での課題につきましては、4方式による保険税の賦課から3方式による賦課に向け、段階的に県の標準税率に近づけていくことです。その過程で被保険者の負担が急激に増加する事態が見込まれる場合には、財政調整基金等を活用して激変緩和措置を実施して対応いたします。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 今回の国保税のことについては、納付金額が3,200万円

減額になったことから税が引き下げられた、また、コロナ禍での減免対応などで500万円を基金投入する予定というふうな形での負担軽減を考えていただいているということで、すごく評価しております。

それから、子どもの均等割についてですけれども、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国、地方の取組として、令和4年度から未就学児の2分の1減免がされるわけですが、竜王町では対象者は何人ほどおられて、予算はどのくらいになりますか。また、残りの2分の1も減免すると、あとどのくらい必要になるかをお伺いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 川嶋税務課長。

**○税務課長（川嶋正明）** ただいまの橘議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険は、被保険者が常に動いております。12月末現在の未就学児の被保険者数でお答えさせていただきます。

該当者は43人でございます。これに係ります令和3年度での税率で、また、軽減等も現在の所得で見込んだときでの、軽減を見合わせた中での影響額といたしましては、75万円ということでございます。これがそのまま2分の1という額になりますので、2分の1は国、県、町で75万円相当を補助するということと、納税者負担としての2分の1につきましては、同じく75万円相当でございます。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 対象者は43人で、財源も75万円とお聞きいたしまして、金額的にもぜひとも町のほうで対応していただけるのではないかなというふうなことを思いましたので、今回いろんな面で見直していただけるということを先ほども回答いただいておりますので、これから、できましたらその辺も軽減という形でしていただきたいんですけれども、今回の未就学児だけではなくて、その上の学童の子どもたちがいる世帯も負担としてはかなり大きいと言われておりますので、子どもの均等割自体をなくす方向で今後も検討していただきたいというふうに要望しておきます。

これで、次の質問に移らせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 「新型コロナウイルス感染症に対する経済支援について」。

長引くコロナ禍で営業不振になっている町内の中小事業者、特に飲食業者等か

らは、「このままの状態があと1年も続くと、店は持ちこたえられない」と悲痛な声が出されています。

そこで、次の点について伺います。

1、このような事業者に対し、国や県に持続化給付金（第2弾）など直接的な支援策を要請する必要があると思いますが、町の考えを伺います。

2、町独自でも中小事業者に対する支援策を実施するべきと思いますが、町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 橘せつ子議員の「新型コロナウイルス感染症に対する経済支援について」の御質問についてお答えいたします。

1点目の「国や県への支援策の要請」につきましては、新型コロナウイルス感染症によって経済活動が制限され、相当大きなダメージを受けており、地域経済を担う企業・事業所等の経営基盤をしっかりと支え、今後の反転攻勢につなげていくことが必要であることから、滋賀県町村会の「令和3年度県予算・施策に関する要望」の最重点要望として「地域経済の活性化等について」を挙げ、息の長い対策と支援、継続的な財政支援、インターネット等を活用した特産品の販路の拡大などを要請しております。

2点目の「町独自の支援策」については、令和2年度に度重なる補正予算をお認めいただき、町独自の各種支援に取り組んでまいりました。主にゴールデンウィーク期間中の県の休業要請に応じた事業者へ交付される「県臨時支援金への上乘せ支援」、7月から1月末までの期間で実施しました、地元商工振興・農産物の販売促進支援策及び町民の生活の下支えを目的とした「竜王町事業所応援プレミアム商品券事業」、県制度融資「セーフティネット資金」に係る「利子補給」、国の持続化給付金の要件である、前年比50%以上の売上減少には満たなかった事業所支援としての「竜王町持続化給付金」、苦戦する果樹や地酒を、竜王町ゆかりの方々へお送りする「竜王町特産品応援キャンペーン」、昨年末から第3波の影響が大きくなった時期に受付を開始しました「竜王町感染症予防対策支援助成金」等に取り組んでまいりました。

また、とりわけ飲食業者への支援策としましては、竜王町観光協会の補助事業としての町内飲食店応援「近江うし丸クーポン」事業、竜王町職員互助会の福利厚生事業として取り組まれた、テイクアウト補助事業の窓口を担い、町内飲食業者への周知と取りまとめなどを行ってまいりました。

その他、町のホームページで町内飲食店の紹介を行う「コロナに負けるな！町内飲食店応援キャンペーン」、また、アウトレットとの合同企画「GO!GO!スタンプラリーキャンペーン」、びわこビジターズビューロー主催のウェブ物産展「ええもん、うまいもん大集合 滋賀県ご当地モール」への出展案内など、予算を伴わない取組についても推進してきたところです。

令和3年度当初予算では、県制度融資「セーフティネット資金」の利用時における利子補給を計上しておりますが、今後の感染状況や国・県の経済対策施策の有効活用、また、県内各市町の状況を精査した上で、竜王町としてのコロナ対策を検討し、竜王町商工会と連携して支援する所存でございます。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により会議時間を延長することといたしますので、あらかじめ御了承願います。

橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 町としても、国のほうなどに要請していただいているということですので、先日から何件かお会いした飲食業のお店の方の中には、お店の改修などでローンもある、機材のリース代もかさんで、その返済だけでも何十万円というお金が毎月毎月必要になってくるけれども、なかなかお店のほうは予約もないし、お客さんもほとんど入っていないので収入の見込みはない、国の家賃支援給付金はローンでは対象にはならない、持続化給付金もすぐになくなってきて、蓄えもどんどん減ってきて、このままではやっていけへんというふうな本当に悲痛な声が出されております。また、ある違う方は、固定資産税の免除申請もしたいと思ったけれども、お店の所有者が個人のものになっていたのも、それができなかったというふうなことも言われておりました、そういう本当に大変な状況におられる業者さんに対して、町として、まずお店の実態をつかんでいただいて、それぞれの事業に合わせた直接的な支援というのはできないのかなというふうなことを思っているところなんですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいなと思います。

**○議長（小西久次）** 岩田商工観光課長。

**○商工観光課長（岩田宏之）** 橘議員の再質問にお答えさせていただきます。

当方のほうでも、特にコロナの影響を受けておられる飲食業者の方々、複数者聞き取りもさせていただいております。

その中で、今一番何を欲されているかということを確認させてもらったら、や

っぱりキャッシュなんです。取りあえず回っていくキャッシュが欲しい。融資制度は、無利子・無担保であったりとか制度はあるんですけども、言うても借金やというところで、今たちまち必要なものはキャッシュだということを聞かせてもらいました。

もう一つは、利用してほしいというところを強く要望されてます。私たちも、これまではたくさん利用もさせてもらっていたんですけども、今はコロナ禍ということで、どうしても利用することができない中で、テイクアウトであったりとか、お弁当であったりとか、できることをさせてもらっているという状況でございます。

今後については、県内市町の状況であったりとか、飲食業者さんにどうしたら救済策が届けられるかというところを精査しながら進めてまいりたいと思いますので、また御支援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

再質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 本当にぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

では、質問は次に移らせていただきます。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 「G I G Aスクール構想事業と無線周波数電磁波対策について」。

昨年7月の臨時会においてG I G Aスクール構想事業の予算が可決され、この3月中に施設整備も完了予定であり、4月から使用するための準備が進められています。小・中学校に無線LANを設置し、タブレットパソコンを使って授業を行うこととなりますが、無線LAN導入が進んだ諸外国では、健康被害や学力低下などの問題が報告されています。

僅かな電磁波に反応する電磁波過敏症の方からは、頭痛、思考力の低下、目まい、吐き気などの訴えがされています。欧州評議会では、人体に安全な有線LANを推奨していますが、今回文部科学省が推奨している3種類のタブレットパソコンは、どれも2.4ギガヘルツ、または5ギガヘルツの無線LANです。

今回の整備に当たり、電磁波過敏症の人はもちろんですが、全児童・生徒の健康への影響について、町の見解を伺います。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 橘せつ子議員の「G I G A（ギガ）スクール構想事

業と無線周波数電磁波対策について」の御質問にお答えいたします。

御質問の無線LAN設備については、当町では、平成26年から27年にかけて既に小中学校の全教室に設置済みであります。これまでの使用の中で電磁波過敏症等による健康被害の報告は受けておりません。また、今回のGIGAスクール構想には含まれておりませんが、幼稚園についても無線LANを設置しておりますし、この総合庁舎や公民館、図書館、道の駅等、公共・民間を問わず、当然ながら一般家庭も含め、今日まであらゆる場所で無線LANが使用されていることは、議員も御承知のことと思います。

電磁波に限って申し上げれば、無線LAN機器だけでなく、蛍光灯や電子レンジ、テレビ等の一般家電からも放出されており、それら全ての電磁波を対象として対策を取るとは現実的には難しく、また万が一、健康被害が発生したとしても、それがGIGAスクール構想によって整備された機器によるものか、ほかの要因によるものかの判断は困難であると言えます。その中で、学校内だけで電磁波対策を行うことは、実効性、また確実性の点からも効果が確認できるものではなく、現実的でないと考えております。

電波が人体に与える影響については、世界的に見て、これまで50年以上の研究の蓄積があり、これらの科学的知見を基に十分な安全率を考慮した基準である「電波防護指針」が国において策定されています。電波防護指針で定められている基準値は、国際非電離放射防護委員会等が策定している基準値と同等のものであり、我が国のみならず世界各国で活用されています。この基準値を満たしていれば、人間の健康への安全性が確保されるというのが、世界保健機構や国際非電離放射防護委員会等の国際機関をはじめとした国際的な考えとなっております。GIGAスクール構想によって整備する機器についても、この指針に基づき使用することから、電磁波の安全性や健康への影響についても適切に対応されているものと認識しております。

今回のGIGAスクール構想に基づく機器整備で導入する端末も含めたICT機器の使用について、児童生徒が安心して学習できる環境を整えるとともに、あらゆる教育活動において児童生徒の健康・安全を第一に学校生活を送れるよう、小中学校と連携して今後も努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を申し上げ、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 私も、もう少し前の新聞で初めてこのことを知ったような状



況で、まだまだ未熟で分からない部分が多いんですけども、いろんな文献を読ませてもらったところ、やっぱり私たちのこの体は微弱な電氣的伝達で生命が営まれているため、強いエネルギーを持つ電磁波は、生命活動の秩序を混乱させるということが報告されています。欧州やカナダなどでは、メディアが電磁波問題を大きく取り上げているため、国民の関心も高く、子どもを守る施策として、例えば携帯電話を使用するのを厳しく規制したりといったことがされているようです。

私たちの身の回りには、低周波の様々な家電製品や、また高周波のスマホや携帯電話、無線LANなど、本当に多くの電磁波があふれています。それらを電磁波を出すからといって全て取り除くというわけにもいきませんし、私たちは、電磁波について正しい知識を身につけて、その影響を軽減し、身を守る方法や知恵を学ぶということはとても大事なことではないかと思いました。特にこれから電磁波と長く付き合っていく子どもたちの健康を守るという点については、私たちよりも子どもたちは、もっと小さいときから電磁波の渦の中にいるような感じだと思うので、教育委員会の方や教職員の方々には、特に注意を払っていただきたいと思うところです。

特に対策を行うことは現実的ではないというふうな回答を頂いたんですけども、まだまだ分からないことが多いのではないかと考えています。そういう面では、最低でも、例えば、無線LANルーターに電源のオフスイッチをつける、無線LANを使わないときは電源を切るとか、そういうふうな初歩的な対応だけでもするとか、そういうふうな対策を検討していくべきではないかと私は思ったんですけども、あえてもう一度伺いますが、どうでしょうか。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** 橘議員の再質問に、私のほうからお答えをしたいと思います。

今、電源を切ったり、あるいはまた使わないときには電源を切ったり、また遠くへ無線LANを離したりと、こういうことも大事ではないかということをおっしゃっていただいたところですが、常に入る、切るをしたり、状況によって離したりというのは、なかなか現実的ではないのかなということも思うところですが、今、御指摘いただいた中でおっしゃっていただいている、電磁波ということについて正しく知識を持つとか、理解をすることは大事だと思いますので、そういったことについてはまた私たちもこれから学んでいきたいというふうには思ってお

ります。

あわせて、今おっしゃっていただいているように、御質問でもいただきましたが、電磁波に対して過敏なお子さんがいらっしゃるということであれば、そのお子さんに対してはやっぱり個別な対応とか支援は必要であろうと思いますので、そういったことについては、個別な対応というのも教育活動の中で考えていく必要もあるのかなというふうに思っております。

補足として付け加えてですが、実は、この3月12日に文科省から通知が参りまして、GIGAスクール構想の下での整備された1台端末の積極的な利活用についてという中に、注意事項として挙がってまいりましたのが、ICT活用に当たっての児童生徒の目の健康などに対する配慮事項というので取り上げられています。

まさにこのタブレット端末等を使っていくに当たっては、子どもたちがずっと見ることとなりますので、例えばきちっと30センチの距離を置いてとか、30分間に1回は休憩を入れるとか、あるいは、暗いところで使うのと明かるところで使うときには明るさを調節するとか、あるいは、夜にそれを使い過ぎるとやっぱり目の刺激がすごく大きいということもあって、特に目の健康に関して十分に留意するよというようなことが文科省の通知で、先だって3月12日に来たばかりでございます。

そういったことから考えますと、議員御指摘いただいている電磁波のことも、大事なところで視点として持つ必要がありますが、特に文科省からの通知にありますような目の健康、私どもで考えますと、さらに子どもたちが画面をずっと見ているような作業をする中で、そのことに没頭してしまって、長時間関わってしまうことで、ほかのことに一切気を回せないような集中力を欠いてしまうことであるとか、あるいは、ゲームの世界というのも子どもたちの中では大変広がっているとありますので、そのゲームと現実の世界が分からなくなってしまうような、例えば意識障害ですとか、あるいはよく言われる、タブレットや端末、スマートフォンを使い過ぎることによって脳の機能が低下することだってあり得るというようなこともありますので、そういうことからいうと、私たちが一番大事にしなければいけない子どもたちの思考力だとか、想像力を育てていくということが、特に害を及ぼすようなことになってはなりません。

そういったことから考えますと、トータルに今回のGIGAスクール構想だけではなくて、スマートフォン、あるいはネット社会、そしてまたゲーム機等を活

用する子どもたちのトータルな健康安全について、十分に配慮もしながら、このGIGAスクール構想を実現していくことが大事ではないかというふうに考えておりますので、今、御指摘いただいたことも含めまして、十分な子どもたちの健康安全を留意した上で、GIGAスクール構想が十分機能を発揮できるようにしてまいりたいというふうに思いますので、そのような方向でこれからも取り組んでまいりたいと思います。

以上、再質問の御回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 本当にGIGAスクール構想については、ほかにもいろいろ健康面での問題とか、また、注意して見ていかなければいけないことがあるんだなど、今のお話を聞いてもよく分かりました。これからも子どもたちの健康、安心・安全を守るためによろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 「幼稚園の認定こども園への移行について」。

令和4年度から幼稚園を認定こども園に移行する計画について、意見交換会がもたれ、様々な要望や意見が出されています。幼稚園型認定こども園の方向で進めると聞いていますが、3歳未満児は受け入れられないので、3歳未満児（3号認定）も受け入れてほしいという声も出されています。幼保連携型認定こども園については、今後、慎重に考えていくと言われていますが、現状のままでは3歳未満児の待機児童が発生する状態は解消できないのではないかと考えています。

多額の予算をかけなくても、今ある幼稚園の施設を一部改修するだけで、3歳未満児用の施設整備は可能となります。本町の全ての子どもたちが希望する園に入所することができるように、今一度、幼保連携型認定こども園を考えるべきと思います、町の考えを伺います。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 橘せつ子議員の「幼稚園の認定こども園への移行について」の御質問にお答えいたします。

今日まで町立幼稚園の認定こども園への移行に向けて、意見交換会やアンケート調査を実施する中で、3歳児以上を対象とした認定こども園へ移行するという方向性については、子育て世代の方々や関係者の方を中心に一定の理解をいただくことができました。また、保護者のニーズに応じた施設の選択肢が増えることにより、0・1・2歳児は保育園、3歳児からは保育園または認定こども園と、

保護者のニーズに応じて選択できるようになることに対して一定の理解も得られました。このことを踏まえまして、町立幼稚園の認定こども園への移行基本計画（案）は、現在の幼稚園の施設を、3・4・5歳児を対象とした幼稚園型認定こども園とする方向で進めていきたいと考えております。

次に、議員の御質問の中で触れておられる、「多額の予算をかけなくても、今ある幼稚園の施設を一部改修するだけで、3歳未満児用の施設整備は可能となる」とのことについてであります。3歳未満児を受け入れる幼保連携型認定こども園にするためには、自園給食の設備が必要となり、これには多額の経費が必要となります。町としましては、今後のコンパクトシティ化構想の中での新設こども園の計画があることも踏まえ、今の幼稚園施設を一部改修して対応してまいりたいと考えております。

今回、町立幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行することは、少子化等により年々幼稚園への入園者数が減っていく中、町として子どもたちのために適切な幼児教育・保育を継続していくために、今できることを今するという考えの下、取り組んでいるものであり、町として多様なニーズに応えられるための就学前教育・保育施設の整備を行う第一段階と考えております。

今後、コンパクトシティ化構想の交流・文教ゾーンに建設予定の認定こども園については、幼保連携型もその候補の1つとして、子どもの出生数の推移や保護者のニーズ等を踏まえながら、民間保育園と情報共有や協議を行いながら、全ての子どもが平等に教育と保育を受けられる体制づくり、竜王町にとってふさわしい認定こども園の体制を検討していきたいと考えています。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 4月時点では、大体待機児童は解消しているというふうなことをいつも言われているんですけども、育休の終了とかは4月とは限りませんし、年度途中で入所がなかなかできないという状況があるように思います。年度途中でも入れてほしいという声も出されておりますので、そういう面についてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 橘せつ子議員の再質問にお答えいたします。

年度途中の入所ですけれども、確かに待機児童につきましては基準の日を設けて整理しておりますので、4月1日時点といったことで、竜王町については、待

機児童がないような状態で令和3年度も迎えられるかなというふうに考えておりますけれども、確かに御指摘のとおり、年度途中での育休復帰等によります途中入所というのは、大体もう年度当初で保育所の定員等がいっぱいになっているということで、なかなか難しい状況があるのは確かでございますけれども、そこら辺につきましても竜王町の場合は、公立では幼稚園しかございませんので、民間の保育園のほうと十分に連絡調整しながら、可能な範囲で年度途中でも入所していただいているというようなこともございますので、今年度につきましても、その辺につきまして十分連携を取りながら、その入所を希望される御家庭の状況ですとか、何歳児かというようなことも含まして、保育園のほうと連携しながら、できるだけ受け入れられるような体制で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、再質問への回答といたします。

**○議長（小西久次）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 今回は、幼稚園型認定こども園で行くというふうな方向を示されているんですけども、そうすると、3歳未満児の定員枠を広げられるというのはもうちょっと先になるのかなというふうな感じで思ひわけなんですけれども、ぜひとも早い段階で、3歳未満児の定員枠を広げられるように検討していただきたいというふうに思ひます。

割と竜王町の東のほうの方は、どうしても西寄りに保育園があるものですから、なかなか距離的にはあるように思ひます。だから、そういう面でも、竜王の幼稚園のところに未満児さんも入られるような枠があるととてもいいんじゃないかなというふうなことも思ひたりもしています。

また、保護者の方が乳児と幼児で2つの園を送迎に行くというふうなことも考えられるわけですから、そういうふうなことも考えると、ぜひとも未満児さんの定員枠を広げていただくことを検討していただきたいというふうに思ひます。

そういうことがやっぱり若者が住み続けたくなる、子育てしやすい竜王町にするという施策こそが大事ではないかなというふうに思ひます。

そういうことを最後に申し上げて、これで終わらせていただきます。

**○議長（小西久次）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後5時18分